豊島区地域防災計画

【協　定　編】

令和７年修正

豊島区防災会議

目次

1. 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書 14
2. 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 17
3. 豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定 33
4. 豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定 35
5. 豊島区と秩父市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定 37
6. 豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定 40
7. 豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定 42
8. 豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定 44
9. 豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定 46
10. 豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定 48
11. 豊島区と神流町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定 50
12. 豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定 53
13. 豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定 55
14. 豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定 57
15. 豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定 59
16. 豊島区と那須烏山市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定 61
17. 豊島区と村山市との災害時相互応援協定書 64
18. 豊島区と能代市との災害時相互応援協定書 66
19. 豊島区と内子町との非常災害時における相互応援に関する協定 68
20. 豊島区と内子町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定 70
21. 豊島区と湯河原町との非常災害時における相互応援に関する協定 73
22. 豊島区と湯河原町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定 75
23. 震災時におけるり災証明発行に関する協定書（豊島消防署・池袋消防署） 77
24. 避難行動要支援者名簿に関する協定（豊島消防署・池袋消防署） 79
25. 災害時における消防団OB・OG支援活動に関する協定書 82
26. り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都総務局・主税局） 84
27. 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書・実施細目（東京都水道局） 90
28. 障害者を対象とする避難所施設利用に関する協定書（都立大塚ろう学校） 92
29. 避難所施設利用に関する協定書（都立文京高等学校） 95
30. 避難所施設利用に関する協定書（都立豊島高等学校） 97
31. 避難所施設利用に関する協定書（都立千早高等学校） 99
32. 災害時における相互協力に関する協定（学校法人川村学園） 101
33. 災害時における相互協力に関する協定（学校法人十文字学園） 103
34. 災害時における相互協力に関する協定（学校法人学習院） 105
35. 災害時のヘリコプター発着場としての敷地利用に関する協定（学校法人学習院） 107
36. 災害時における相互協力に関する協定（学校法人東京音楽大学） 109
37. 災害時における相互協力に関する協定（学校法人後藤学園） 111
38. 災害時における相互協力に関する協定（学校法人立教学院） 113
39. 災害時における相互協力に関する協定（学校法人大正大学） 115
40. 災害時における相互協力に関する協定書（学校法人帝京平成大学） 117
41. 災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書（豊島郵便局） 119
42. 災害時における相互連携に関する基本協定書（東京電力パワーグリッド株式会社大塚支

社） 121
43. 災害時におけるLPガスの供給に関する協定（一般社団法人東京都ＬＰガス協会城北第二支部） 123
44. 災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定 125
45. 水害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会）（※現:豊島土木防災協会） 135
46. 災害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会）（※現:豊島土木防災協会） 136
47. 災害時における応急対策に関する協定書（豊島建設業協会） 137
48. 災害時における応急対策に関する協定（豊島電友会） 138
49. 災害時における応急対策協力に関する協定（豊島設備防災協力会） 140
50. 災害時における応急対策協力に関する協定（東京土建一般労働組合 豊島支部） 142
51. 災害時における応急対策に関する協定（一般社団法人巣鴨建設組合） 144
52. 災害時における資機材等の優先的提供に関する協定（株式会社アクティオ） 147
53. 災害時における資機材等の提供に関する協定（株式会社カナモト） 149
54. 災害時における被災建築物応急危険度判定等に関する協定（一般社団法人東京都建築士事務所協会 豊島支部） 153
55. 災害時における住家被害認定調査等に関する協定（公益社団法人東京都不動産鑑定士協会） 156
56. 非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳の保管に関する協定書（社団法人豊島区薬剤師会） 162
57. 災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書（社団法人豊島区薬剤師会） . 164
58. 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（社団法人豊島区薬剤師会） . 166
59. 災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人東京都柔道接骨師会豊島支部）（現：社団法人東京都柔道整復師会豊島支部） 169
60. 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（社団法人豊島区医師会） 171
61. 災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（社団法人豊島区歯科医師会） ... 174
62. 災害時の医療救護活動についての協定（豊島区看護師会） 177
63. 災害時における動物救護活動に関する協定・協定細目（社団法人東京都獣医師会 豊島支部） 180
64. 地域による安全・安心まちづくりの推進に関する協定（Coaido株式会社・一般社団法人ファストエイド） 184
65. 防災対策の協力に関する協定書（社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会） 186
66. 災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定（社会福祉法人フロンティア） 188
67. 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定（社会福祉法人フロンティア） 191
68. 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定の一部変更に係る協定書（社会福祉法人フロンティア） 194
69. 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人敬心福祉会) 195
70. 災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人敬心福祉会) 198
71. 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会) 201

72. 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人七日会) 204
73. 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人清栄会) 207
74. 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人桑の実園福祉会) 210
75. 災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団） 213
76. 災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（株式会社ラック・メディカルサービス） 217
77. 災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ） 220
78. 災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（ミアヘルサ株式会社） 223
79. 災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（医療法人社団日成会） 226
80. 災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（株式会社まんぞく介護） 229
81. 災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（社会福祉法人櫻灯会） 232
82. 災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（特定非営利活動法人やすらぎ） 235
83. 災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（聖華株式会社） 238
84. 災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（有限会社エム・エイチ・ケイ） 240
85. 災害時等における手話通訳活動に関する協定（豊島区登録手話通話者連絡会） 242
86. 災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（Animo Kids池袋園） 244
87. 災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（Animo Kidsスパーク大塚園） 246
88. 災害時等における聴覚障害者へのコミュニケーション支援に関する協定（手話サークル「手響」） 248
89. 災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（リベライフ株式会社） 250
90. 災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（モンテッソーリ　こどものいえ　目白教室） 252
91. 災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定（東京都手をつなぐ育成会） 254
92. 災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定（東京都手をつなぐ育成会） 257
93. 災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定（社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会） 260
94. 補助救援センター施設利用に関する協定（東京ドームグループ） 263
95. 補助救援センター施設利用に関する協定（公益財団法人としま未来文化財団） 265

96. 救援センター施設利用に関する協定（特定非営利活動法人豊島区体育協会） 267
97. 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン） 269
98. 救援センター施設利用に関する協定（特定非営利活動法人いけぶくろ大明） 271
99. 救援センター施設利用に関する協定（豊島区スポーツパートナーズ） 274
100. 補助救援センター施設利用に関する協定（ピーウォッシュ・建設技術研究所・ボンフィン共同事業体） 276
101. 救援センター施設利用に関する協定（シンコースポーツ株式会社） 278
102. 災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定書（東京都公衆浴場商業協同組合 豊島支部） 280
103. 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同組合コープとうきょう）（※現:生活協同組合コープみらい） 282
104. 震災時における緊急設備支援に関する協定（株式会社セレスポ） 284
105. 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（株式会社イケオン） 287
106. 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定（東京都理容生活衛生同業組合 豊島・長崎支部）（※現：東京都理容生活衛生同業組合 豊島支部） 289
107. 災害時における防災資器材等の提供に関する協定（豊島区地震対策消火器設備協力会） 293
108. 災害時における資機材等の供給に関する協定（川上産業株式会社） 297
109. 災害時における支援物資の供給等に関する協定（株式会社ファミリーマート） 299
110. 災害時等における避難者及び配備職員の身体及びこころのケアに関する協定（公益社団法人東京都鍼灸師会） 301
111. 災害時におけるモバイルバッテリーの提供に関する協定（株式会社INFORICH） 303
112. 災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション） 305
113. 災害時等における段ボール製品等の調達に関する協定（興亜紙業株式会社） 308
114. 災害時における電気自動車を活用した電力供給に関する協定（株式会社　ネクステージ） 310
115. 災害時におけるＩＫＥＢＵＳを活用した電力供給に関する協定（ＷＩＬＬＥＲ株式会社） 312
116. 災害時における応急食品（麺類等）の供給に関する協定書（東京都麺類協同組合） ... 314
117. 災害時における「飲料水等」の優先供給に関する協定書（有限会社秩父源流水） 316
118. 災害時における応急食料供給の協力等に関する協定書（豊島池袋食品衛生協会・豊島長崎食品衛生協会）（※現：豊島池袋食品衛生協会） 317
119. 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書（東京都米穀小売商業組合 豊島支部） 319
120. 災害時における飲料水等の供給に関する協定（サントリーフーズ株式会社） 321
121. 災害時における飲料水等の供給に関する協定（株式会社ジャパンビバレッジ） 327
122. 災害時における飲料水等の供給に関する協定（ダイドードリンコ株式会社） 333
123. 災害時における飲料水等の供給に関する協定（株式会社八洋） 339
124. 災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書（一般社団法人日本キッチンカー経営審議会） 341
125. 災害時における特別法律相談に関する協定（豊島法曹会） 343
126. 災害時における特別総合相談に関する協定（東京都行政書士会 豊島支部） 348
127. 災害時における特別総合相談に関する協定（東京都社会保険労務士 城北統括支部豊島支部） 350
128. 災害時における特別総合相談に関する協定（東京税理士会 豊島支部） 352

129. 災害時における特別総合相談に関する協定（弁護士法人東京パブリック法律事務所） . 354
130. 災害時における特別総合相談に関する協定（東京土地家屋調査士会 豊島支部） 356
131. 災害時における特別総合相談に関する協定（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 豊島区支部） 358
132. 災害時における特別総合相談に関する協定（公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部豊島文京支部） 360
133. 災害時における特別総合相談に関する協定（公益社団法人東京都不動産鑑定士協会） . 362
134. 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（東京司法書士会） 367
135. 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社） 369
136. 大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との情報収集等の協力に関する協定（豊島区アマチュア無線協議会） 371
137. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン） 373
138. 地域貢献型広告に関する協定（東電タウンプランニング株式会社） 375
139. 災害時におけるドローンによる情報提供に関する協定書（城北ドローンオフィス株式会社） 377
140. 災害時における葬祭等に関する協力協定（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会） ... 379
141. 災害時における葬祭等に関する協力協定（全東京葬祭業連合会） 382
142. 災害時における遺体の搬送等に関する協定（東京都霊柩自動車協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会） 387
143. 災害時における石油類等の優先供給に関する協定書（東京都石油商業組合 豊島支部）（現：東京都石油商業組合 都心支部） 392
144. 災害時における石油燃料の優先供給に関する協定（東京都石油商業組合 都心支部） .. 393
145. 災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部） 400
146. 災害時における応急対策用貨物自動車の供給並びに救援物資等の仕分け業務の協力に関する協定（社団法人東京都トラック協会 豊島支部） 402
147. 災害時における緊急輸送協力に関する協定（東京ハイヤー・タクシー協会 都北支部） 404
148. 帰宅困難者用備蓄物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書（日本通運株式会社　東京引越支店） 406
149. 災害時等における輸送業務等の協力に関する協定（JPロジスティクス株式会社） 409
150. 災害時等における輸送業務等の協力に関する協定（一般社団法人AZ-COMネットワーク） 411

豊島区防災協定一覧表

自治体関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
1	東京都、都内２３特別区、都内２６市、都内１３町村	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書	R3.12.27
2	各 特別区	特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	H26.3.14
3	山形県遊佐町	豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定	H7.5.19
4	埼玉県秩父市	豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定	H7.6.7
5		豊島区と秩父市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定	H30.3.1
6	福島県猪苗代町	豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定	H7.7.6
7	埼玉県三芳町	豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定	H9.2.10
8	岩手県一関市	豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定	H13.6.30
9	岐阜県関市	豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定	H13.11.13
10	群馬県神流町(万場町・中里村)	豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定	H15.7.9
11		豊島区と神流町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定	H30.3.1
12	新潟県魚沼市(堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村)	豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定	H17.4.14
13	長野県箕輪町	豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定	H17.4.23
14	茨城県常陸大宮市(美和村・山方町・大宮町・緒川村・御前山村)	豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定	H17.5.12
15	栃木県那須烏山市(南那須町・烏山町)	豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定	H18.11.16
16		豊島区と那須烏山市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定	H30.3.1
17	山形県村山市	豊島区と村山市との災害時相互応援協定書	H22.8.21
18	秋田県能代市	豊島区と能代市との災害時相互応援協定書	H25.4.4
19	愛媛県内子町	豊島区と内子町との非常災害時における相互応援に関する協定	H25.12.10
20		豊島区と内子町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定	H30.3.1
21	神奈川県湯河原町	豊島区と湯河原町との非常災害時における相互応援に関する協定	H28.2.20
22		豊島区と湯河原町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定	H30.3.27
23	豊島消防署	震災時におけるり災証明発行に関する協定書	H25.3.15
24	池袋消防署	避難行動要支援者名簿に関する協定	H30.3.1
25	豊島消防団ＯＢ会・桜美会・東京消防庁豊島消防署・東京	災害時における消防団OB・OG支援活動に関する協定書	R6.7.22

	消防庁池袋消防署・豊島消防団・池袋消防団		
26	東京都総務局・主税局	り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書	H25.1.17
27	東京都水道局	給水施設の維持管理及び運用に関する協定書・実施細目	S57.8.23

教育機関関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
28	東京都立大塚ろう学校	障害者を対象とする避難所施設利用に関する協定書	H8.3.29
29	東京都立文京高等学校	避難所施設利用に関する協定書	H8.4.8
30	東京都立豊島高等学校	避難所施設利用に関する協定書	H9.1.30
31	東京都立千早高等学校	避難所施設利用に関する協定書	H17.9.1
32	学校法人 川村学園	災害時における相互協力に関する協定	H10.7.7
33	学校法人 十文字学園	災害時における相互協力に関する協定	H10.7.30
34	学校法人 学習院	災害時における相互協力に関する協定	H13.12.10
35		災害時のヘリコプター発着場としての敷地利用に関する協定	H29.6.1
36	学校法人 東京音楽大学	災害時における相互協力に関する協定	H15.4.1
37	学校法人 後藤学園	災害時における相互協力に関する協定	H15.9.5
38	学校法人 立教学院	災害時における相互協力に関する協定	H15.11.28
39	学校法人 大正大学	災害時における相互協力に関する協定	H17.6.20
40	学校法人 帝京平成大学	災害時における相互協力に関する協定書	H20.3.11

インフラ関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
41	豊島郵便局	災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書	H10.2.24
42	東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社	災害時における相互連携に関する基本協定書	R3.11.16
43	一般社団法人東京都ＬＰガス協会城北第二支部	災害時における LP ガスの供給に関する協定	R4.10.24
44	NTT 東日本株式会社	災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定	R7.11.6

土木設備関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
45	豊島土木防災協会（旧：豊島道路建設協力会）	水害時における応急対策に関する協定書	S53.8.1
46		災害時における応急対策に関する協定書	S63.2.23
47	豊島建設業協会	災害時における応急対策に関する協定書	H6.3.1
48	豊島電友会	災害時における応急対策に関する協定	H20.12.11
49	豊島設備防災協力会	災害時における応急対策協力に関する協定	H30.4.1
50	東京土建一般労働組合 豊島支部	災害時における応急対策協力に関する協定	H26.2.7
51	一般社団法人 巣鴨建設組合	災害時における応急対策に関する協定	H31.2.7

52	株式会社アクティオ	災害時における資機材等の優先的提供に関する協定（株式会社アクティオ）	H29.8.31
53	株式会社カナモト	災害時における資機材等の提供に関する協定（株式会社カナモト）	H29.9.12
54	一般社団法人東京都建築士事務所協会豊島支部	災害時における被災建築物応急危険度判定等に関する協定	R2.7.6
55	公益社団法人東京都不動産鑑定士協会	災害時における住家被害認定調査等に関する協定	H30.6.12

医療関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
56	公益社団法人 豊島区薬剤師会	非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳の保管に関する協定書	S54.9.1
57		災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書	S55.9.1
58		災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目	H8.4.19
59	公益社団法人 東京都柔道整復師会豊島支部 （旧：社団法人 東京都柔道接骨師会豊島支部）	災害時の医療救護活動に関する協定書	H4.2.10
60	公益社団法人 豊島区医師会	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目	H8.4.19
61	公益社団法人 豊島区歯科医師会	災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目	H8.4.19
62	豊島区看護師会	災害時の医療救護活動についての協定	R3.8.3
63	公益社団法人 東京都獣医師会豊島支部	災害時における動物救護活動に関する協定・協定細目	H21.10.7 R6.3.26
64	Coaido株式会社 一般社団法人ファストエイド	地域による安全・安心まちづくりの推進に関する協定	H31.4.17

福祉関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
65	社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会 （旧：社会福祉法人 豊島区社会福祉協議会）	防災対策の協力に関する協定書	H9.3.31 締結 H29.8.1 改訂
66	社会福祉法人 フロンティア	災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定	H27.4.8
67		災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定	H27.4.8
68		災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定の一部変更に係る協定書	R1.6.1
69	社会福祉法人 敬心福祉会	災害時における福祉救援センター（介護型）の設	H27.4.8

		置及び運営に関する協定	
70		災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定	
71	社会福祉法人 恩賜財団東京同胞援護会	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定	H27.4.8
72	社会福祉法人 七日会	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定	H27.4.8
73	社会福祉法人 清栄会	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定	H27.4.8
74	社会福祉法人 桑の実園福祉会	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定	H27.11.12
75	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定	H29.8.1
76	株式会社ラック・メディカルサービス	災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	R4.11. 1
77	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	R4.11.1
78	ミアヘルサ株式会社	災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	R4.11.1
79	医療法人社団日成会	災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	R4.11.1
80	株式会社まんぞく介護	災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	R4.12.1
81	社会福祉法人櫻灯会	災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	R5.1.4
82	特定非営利活動法人やすらぎ	災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書	R5.2.1
83	聖華株式会社　イルカ児童園（池袋教室）	災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書	R5.12.1
84	有限会社エム・エイチ・ケイ	災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書	R6.5.1
85	豊島区登録手話通訳者連絡会	災害時等における手話通訳活動に関する協定	H27.4.8
86	Animo Kids 池袋園	災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書	R7.2.1
87	Animo Kids スパーク大塚園	災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書	R7.2.1
88	手話サークル「手響」	災害時等における聴覚障害者へのコミュニケーション支援に関する協定	R7.3.1

89	リベライフ株式会社	災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書	R7.9.1
90	株式会社 SUKI HUG	災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書	R7.7.1
91	社会福祉法人　東京都手をつなぐ育成会	災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定	R5.12.1
92	社会福祉法人　東京都手をつなぐ育成会	災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定	R5.12.1
93	社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会	災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定	R7.9.24

救援センター（避難所）関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
94	東京ドームグループ	補助救援センター施設利用に関する協定	H30.2.26
95	公益財団法人 としま未来文化財団	補助救援センター施設利用に関する協定	H30.3.8
96	特定非営利活動法人 豊島区体育協会	救援センター施設利用に関する協定	H25.4.26
97	株式会社バカン	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	R2.11.12
98	特定非営利活動法人いけぶくろ大明	救援センター施設利用に関する協定	R5.1.31
99	豊島区スポーツパートナーズ（コナミスポーツ株式会社、大林ファシリティーズ株式会社）	救援センター施設利用に関する協定	R5.3.16
100	ピーウォッシュ・建設技術研究所・ボンフィン共同企業体	補助救援センター施設利用に関する協定	R6.10.1
101	シンコースポーツ株式会社	救援センター施設利用に関する協定	R7.2.25

避難生活関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
102	東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部	災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定書（東京都公衆浴場商業協同組合　豊島支部）	H8.1.8
103	生活協同組合コープみらい（H25.3.21 組織合同）	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	H8.3.27
104	株式会社セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8.4.3
105	株式会社イケオン	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	H9.6.9
106	東京都理容生活衛生同業組合豊島支部・長崎支部	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	H18.12.25
107	豊島区地震対策消火器設備協力会	災害時における防災資器材等の提供に関する協定	H19.12.5
108	川上産業株式会社	災害時における資機材等の供給に関する協定	H28.12.1

109	株式会社ファミリーマート	災害時における支援物資の供給等に関する協定	H29.2.9
110	公益社団法人　東京都鍼灸師会	災害時等における避難者及び配備職員の身体及びこころのケアに関する協定	R2.2.1
111	株式会社INFORICH	災害時におけるモバイルバッテリーの提供に関する協定	R4.11.1
112	一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション	災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定	R4.12.23
113	興亜紙業株式会社	災害時等における段ボール製品等の調達に関する協定	R7.11.25
114	株式会社　ネクステージ	災害時における電気自動車を活用した電力供給支援	R6.4.1
115	ＷＩＬＬＥＲ株式会社	災害時におけるＩＫＥＢＵＳを活用した電力供給に関する協定	R6.4.1

飲食関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
116	東京都麺類協同組合 長崎支部、他三支部	災害時における応急食品（麺類等）の供給に関する協定書	S57.2.18
117	株式会社秩父源流水 (H13.4.20 組織変更)	災害時における「飲料水等」の優先供給に関する協定書	H8.2.9
118	豊島池袋食品衛生協会	災害時における応急食料供給の協力等に関する協定書	H9.7.23
119	東京都米穀小売商業組合 豊島支部	災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書	H17.12.1
120	サントリーフーズ株式会社	災害時における飲料水等の供給に関する協定	H19.12.5
121	株式会社ジャパンビバレッジ	災害時における飲料水等の供給に関する協定	H20.2.14
122	ダイドードリンコ株式会社	災害時における飲料水等の供給に関する協定	H20.3.12
123	株式会社八洋	災害時における飲料水等の供給に関する協定	R6.7.24
124	一般社団法人日本キッチンカー経営審議会	キッチンカーによる炊き出し等の優先提供実施に関する協定	R7.11.25

相談関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
125	豊島法曹会	災害時における特別法律相談に関する協定	H14.9.24
126	東京都行政書士会 豊島支部	災害時における特別総合相談に関する協定	H29.4.19
127	東京都社会保険労務士会 城北統括支部豊島支部	災害時における特別総合相談に関する協定	H29.4.19
128	東京税理士会 豊島支部	災害時における特別総合相談に関する協定	H29.4.19
129	弁護士法人東京パブリック法律事務所	災害時における特別総合相談に関する協定	H31.3.4
130	東京土地家屋調査士会 豊島支部	災害時における特別総合相談に関する協定	H31.3.4
131	公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 豊島区支部	災害時における特別総合相談に関する協定	H31.3.4
132	公益社団法人 全日本不動産協	災害時における特別総合相談に関する協定	H31.3.4

	会 東京都本部豊島文京支部		
133	公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会	災害時における特別総合相談に関する協定	H31.3.4
134	東京司法書士会	災害時における特別総合相談の実施に関する協定書	R7.3.27

情報関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
135	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	H26.8.7
136	豊島区アマチュア無線協議会	大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との情報収集等の協力に関する協定	H27.3.16
137	株式会社ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H28.10.6
138	東電タウンプランニング株式会社東京総支社	地域貢献型広告に関する協定	H30.6.1
139	城北ドローンオフィス株式会社	災害時におけるドローンによる情報提供に関する協定書	R6.8.1

葬儀関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
140	一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	災害時における葬祭等に関する協力協定	H31.3.29
141	全東京葬祭業連合会	災害時における葬祭等に関する協力協定	H31.3.27
142	東京都霊柩自動車協会、一般社団法人 全国霊柩自動車協会、	災害時における遺体の搬送等に関する協定	H31.3.27

輸送関係

NO	協定先	協定名	締 結 日
143	東京都石油商業組合 都心支部（旧：東京都石油商業組合 豊島支部）	災害時における石油類等の優先供給に関する協定書	H6.3.1
144		災害時における石油燃料の優先供給に関する協定	H31.3.26
145	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合	災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書	H9.2.4
146	社団法人東京都トラック協会豊島支部	災害時における応急対策用貨物自動車の供給並びに救援物資等の仕分け業務の協力に関する協定	H17.7.21
147	東京ハイヤー・タクシー協会都北支部	災害時における緊急輸送協力に関する協定	H28.10.6
148	日本通運株式会社 東京引越支店	帰宅困難者用備蓄物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書	H28.9.15
149	JPロジスティクス株式会社	災害時等における輸送業務等の協力に関する協定	R6.12.6
150	一般社団法人AZ-COMネットワ	災害時等における輸送業務等の協力に関する協	R7.6.17

	ーク	定	

1．東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく災害時等（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合をいう。以下同じ。）の地方公共団体相互間での協力に関し、東京都（以下「都」という。）及び都内の区市町村（以下「区市町村」という。）は、次のとおりこの協定を締結する。

（目 的）
第１条 この協定は、都と区市町村が、災害時等において、被災し、又は被災するおそれのある区市町村（以下「被災区市町村等」という。）に対する災害対策基本法に基づく協力（以下「協力」という。）を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。
（協力の内容）
第２条 この協定に基づく協力の内容は、次の各号に掲げる事項とする。
（１）災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援
（２）居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん
（３）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
（４）前各号に定めるもののほか、被災区市町村等の長から特に要求のあった事項
（協力の要求等）
第３条 被災区市町村等の長は、東京都知事（以下「知事」という。）及び他の区市町村の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、協力の要求又は協議（以下「要求等」という。）をできるものとする。
（１）災害時等の状況
（２）協力の内容
（３）協力の期間
（４）協力の場所
（５）その他必要な事項
２ 被災区市町村等の長は、前項の規定により個別に要求等するいとまがないときは、知事に対して一括して協力の要求等を行うことができるものとする。この場合において、知事は、特別区長会会長（特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定第２条第１項に基づく特別区支援対策本部が設置されている場合にあっては、特別区支援対策本部長である区長）、東京都市長会会長及び東京都町村会会長と協議の上、速やかに要求等の相手先の区市町村の長に対し、要求等の内容を伝達するものとする。
３ 前２項の規定による要求等は、電話等により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。
（協力の実施）
第４条 前条第１項の規定により要求等を受けた知事及び区市町村の長は、被災区市町村等の長に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
２ 前条第２項の規定により要求等の内容の伝達を受けた区市町村の長は、知事に対し、協力内容を電話等により連絡し、可能な範囲で、直ちに協力を実施するものとする。
３ 知事は、前項の連絡を受けたときは、協力内容を取りまとめ、被災区市町村等の長に通知するものとする。
（自主協力）
第５条 知事及び区市町村の長は、災害時等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災区市町村等の長が第３条に規定する要求等を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要求等を待たず、協力を実施することができるものとする。この場合には、同条の要求等があったものとみなす。

（協力費用の負担区分）
第６条 第４条及び前条の規定により行われた協力に要した費用は、被災区市町村等が負担するものとする。ただし、法令並びに都又は区市町村が締結している他の協定に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。
２ 協力を行う都又は区市町村が実施する被災区市町村等に関する情報収集に要する費用は、当該地方公共団体が負担するものとする。
３ 第１項の費用は、被災区市町村等の長の求めがあったときは、協力を実施した都及び区市町村が一時繰替え支弁するものとする。
４ 前３項の規定によりがたい場合は、被災区市町村等と協力を実施した都及び区市町村の間で協議して定めるものとする。
（都の役割）
第７条 都は、被災区市町村等が災害応急対策及び災害復旧を円滑に実施できるようにするため、都及び区市町村相互間の災害時等の協力に係る総合調整を行うものとする。
２ 都は、災害時等において、都及び区市町村相互間の災害時等の協力のみによっては被災区市町村等の実施する災害応急対策及び災害復旧が円滑に実施されないと認めるときは、法律並びに都が締結している道府県及び指定都市等との協定に基づき、速やかに、必要な措置を講じなければならない。
（他の協定との関係）
第８条 この協定は、災害対策基本法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）等に基づき締結している、その他の災害時等における地方公共団体相互間での協力協定を排除するものではない。
（その他）
第９条 この協定の実施に関し必要な事項については、都及び区市町村が協議して別に定めるものとする。
（適 用）
第 10 条 この協定は、令和３年 12 月 27 日から適用する。
この協定の締結を証するため、協定書には東京都知事及び特別区長会会長、東京都市長会会長、東京都町村会会長が記名して、本書４通を作成し、各１通を保有するものとする。

令和３年 12 月 27 日

東京都
代表者 東京都知事

都内２３特別区（別表のとおり）
代表者 江東区長（特別区長会会長）

都内２６市（別表のとおり）
代表者 町田市長（東京都市長会会長）

都内１３町村（別表のとおり）
代表者 瑞穂町長（東京都町村会会長）

（別表）

都内２３特別区	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区
都内２６市	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国 立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
都内１３町村	瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

2. 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

（目的）

第１条 この協定は、特別区（以下、「区」という。）の区域において大規模な地震等の災害が発生した場合において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、災害を受けた区（以下、「被災区」という。）独自では、十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区あるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（以下、「支援区」という。）が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すことを目的とする。

（支援対策本部の設置）

第２条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、前条の目的を達成するため、災害発生後直ちに特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

２ 本部は、予め区相互で定める方法に従い、支援区のうち一区に設置する。

３ 本部に本部長を置き、本部長は、本部設置区の区長とする。

４ 本部は、被災区の要請に基づき、又は、被災区からの要請を待っていては応急対応に支障が出ると予想されるときは自らの判断により、支援区に対して支援活動を要請し、又は支援区及び支援区相互の活動に必要な調整を行う。

５ 本部長は、支援区その他関係団体に対し、本部従事職員の派遣を要請し、又は本部の活動に必要な資機材その他の応援を求めることができるものとする。

６ 本部の設置、運営その他に関し、必要な事項は別に定める。

（支援各区の体制）

第３条 支援区は、被災区への支援が必要であると認められるときは、災害発生後直ちに支援体制を整えるとともに、原則として、本部の要請に従い、支援活動を行うものとする。

２ 本部と支援区は相互に情報連絡を密にするものとする。

３ 支援区は、前２項のほか、本部の活動に協力するものとする。

（支援の要請）

第４条 この協定に基づき、本部が行った支援活動及び本部の要請に基づき行った支援区の支援活動は、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

第４条の２ 隣接区等において、本部の要請等がある前に支援を開始する場合は、支援区の本部への報告をもって、被災区の支援要請に基づき行われたものとする。

（相互協力及び相互支援の内容）

第５条 この協定に基づく相互協力及び相互支援の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への応援職員の派遣

ロ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

ハ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

（２）救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区への救援物資の提供

ロ 支援区又は他の地方公共団体等からの救援物資の集積場所等の提供

ハ その他救援物資に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

（３）避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項

（４）被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する次の事項

イ 被災区へのボランティアの斡旋

ロ 支援区におけるボランティアへの情報提供、募集、受付、宿舎の提供

ハ その他ボランティアに関し、被災区の支援に必要な事項

（５）被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
（６）動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
（７）被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
（８）ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
（９）災害時要援護者の救援支援に関する次の事項
イ 被災区への専門職員等の派遣
ロ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
ハ その他災害時要援護者の救援に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(10) 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(11) 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
(12) 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
(13) 仮設住宅の提供に関する次の事項
イ 被災区への職員、物資等の派遣、提供
ロ 支援区での仮設住宅建設用地の確保
ハ その他仮設住宅の提供に関し、区間協力、区間支援に必要な事項
(14) 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
(15) 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
(16) 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
(17) 前各号に定めるもののほか、被災区から要請があった事項

（支援経費の負担）

第６条 支援区の支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災区の負担とする。
２ 支援を受けた区が、前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ、支援を受けた区から要請があった場合には、支援する区は当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３ 被災区間の経費の割り振り又は被災区に費用負担を求められない特別の事情がある場合の措置その他については、本部が調整する。

（連絡担当部署）

第７条 各区は、防災担当課をこの協定に基づく相互協力、相互支援に関する連絡担当部署とする。

（平常時の措置）

第８条 各区は、この協定が災害時において有効に機能するよう、平常時において、区相互の情報交換、防災訓練の実施、災害時における対策に関する調査研究その他に努めるものとする。

（実施細目の作成）

第９条 この協定の円滑な実施を図るため、区間の協議により実施細目を定めるものとする。

（協定内容等の見直し）

第 10 条 各区は、この協定の内容及び前条に定める実施細目の内容については、毎年度見直しを行い、常に実践的な内容を持たせるよう必要な修正を行うものとする。

（その他）

第 11 条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、区が協議して定める。

附則

1　この協定は、平成２６年４月１日から適用する。

2　平成 8 年 2 月 16 日締結の特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定書及び実施細目は廃止する。

3　この協定の締結を証するため、本協定書を 23 通作成し、各区長は記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２６年３月１４日

（２３区　各区長　職・氏名　印）

特別区支援対策本部の設置等に関する実施細目

（協定第２条・３条・４条関係）

１ 本部の設置

特別区において大規模な地震等の災害が発生した場合、発災後直ちに被災を免れた区あるいは被災の軽微な区（以下、「支援区」という。）のうち一区に「特別区支援対策本部」（以下、「本部」という。）を設置し（以下、本部が設置された区を「本部設置区」という。）、支援区は相互に協力して被災区の支援にあたることとする。

２ 本部設置区の決定

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、支援区間で協議することなく、以下に定める順位に従って、支援区のうち一区を本部設置区とする。

（１）本部設置区は次の順位に従って決定する。

① 第１順位 区長会会長区

② 第２順位 区長会副会長区のうち、２３区行政順位が先の区

③ 第３順位 区長会副会長区のうち、２３区行政順位が後の区

（２）支援区の中に第１順位から第３順位までの該当区がなかった場合は、次の順により本部設置区を決定する。

① 支援区の中から、区長会幹事区で、行政ブロック順が先の区を本部設置区とする。

② ①による該当区がなかった場合は、支援区の中から、行政順が先の区を本部設置区とする。

３ 本部設置区の変更

（１）本部設置区となった区が２次災害の発生等の事情により本部としての機能を果たせなくなった場合は、支援区の中の直近後順位の区にその旨を通知することとし、この通知をもって当該後順位の区を本部設置区とする。

（２）本部設置区が本部機能を果たせなくなったと判断できる場合は、本部設置区からの連絡を待たずに、支援区の中の直近後順位の区を本部設置区とする。

（３）本部機能を果たせなくなったと判断される場合とは、以下の場合である。

① 本部設置区において２次災害が発生し、支援区と本部設置区との連絡手段が途絶えた場合

② ①に準ずる状況で、本部設置区が被災したことが明らかな場合

４ 被災区及び支援区等への連絡

本部設置区となった区は、その旨を各区並びに東京都等の関係団体に連絡する。

５ 本部の組織及び運営

（１）本部には本部長を置くこととし、本部長は、本部設置区の区長とする。

（２）本部長は、本部設置区の職員を本部従事職員に指定し、本部の運営にあたらせる。

（３）本部長は、本部の運営に必要な場合、支援区その他の関係団体に対し、応援職員の派遣を要請することができる。

（４）（３）の要請を受けた区は、速やかに応援職員を本部設置区に派遣することとし、本部派遣に要する費用は、派遣する支援区の負担とする。

６ 被災区からの支援要請

被災区からの支援要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話その他の手段で要請し、後日文書で提出する。

７ 本部の役割と支援区の協力体制

（１）本部は、被災区への支援活動が円滑、効果的に行われるよう、協定第５条に基づく支援活動に関する連絡調整を行う。

（２）本部は、各支援区が支援活動を行うにあたり、被災区に負担をかけない、効率的、効果的

な支援活動が展開できるよう、必要に応じて各支援区に支援活動に関する要請を行うことができる。

（３）各支援区は本部の要請に従って、一体となって被災区の支援にあたることとする。

８ 支援対策会議

本部は、以下の事項について、支援活動等に関して各区に協議する必要がある場合、被災区並びに支援区による支援対策会議を招集することができる。

（１）国、都、他の地方公共団体等との調整が必要で、各区に協議する必要がある場合

（２）支援経費の負担等、経費負担に関する協議が必要な場合

（３）本部を解散する場合

（４）その他協議が必要な場合

９ 本部の解散

本部は、８の（３）の決定により解散する。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第１号関係）

１ 被災区への応援職員の派遣

① 被災区は応援職員の派遣が必要な場合、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）若しくは連絡可能な区に速やかに派遣要請を行うこととし、被災区から応援職員の派遣要請を受けた区は、速やかにその旨を本部に連絡することとする。

② 本部は、被災区からの要請を受けた場合、早急に応援職員の派遣について支援区間の調整を行い、各支援区に職員の派遣を要請する。

③ 本部は、被災区からの要請を待たずに、応援職員の派遣先・規模等を調整し、各支援区に応援職員の派遣を要請することができる。

④ 各支援区は、本部から応援職員の派遣について要請を受けた場合、速やかに応援職員を派遣することとし、派遣先、規模等についても本部の要請にできる限り応えるよう努める。

２ 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供

① 各支援区が応援職員を派遣する場合は、原則として、職員宿舎、食料等支援活動に必要な設備、装備等は支援区で用意し、被災区に負担をかけることがないよう努める。

② 支援区又は他の地方公共団体等の応援職員の宿舎、食料等の提供については、被災区近隣の支援区が中心となって、支援区相互が協力して対応することとする。

③ 宿舎、食料等の提供に関して必要がある場合は、本部において支援区間の連絡調整を行うこととする。

３ その他応援職員に関し、被災区の負担を軽減するために必要な事項

発災直後に各区が応援職員を自主的に緊急派遣する場合においても、原則として、応援職員は自らの食料・飲料水・野営用具等を装備のうえ被災地に向かうこととする。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第２号関係）

１ 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。

なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。

２ 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。

３ 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置
その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目
（協定第５条第３号関係）

1 避難場所を共用する区（以下、「関係区」という。）は、共同で現地本部（以下、「現地共同本部」という。）を設置して避難場所の運営を行うものとする。

2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。

（１）避難勧告を発令した場合

（２）その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合

3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。

なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める。

4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。

（１）避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。

① 避難者数

② 傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況

③ その他緊急に対応する必要がある事項

（２）災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。

なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。

① 避難場所周辺の被災の状況

② 避難所に関する情報

③ 交通機関の状況

④ その他被災者に必要な情報

（３）避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。

（４）その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。

5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

（協定第５条第４号関係）

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。） に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

（附則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

被災住民の受入れに関する実施細目

（協定第５条第５号関係）

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。） に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
3 本項は、ペットの同行避難にも配意するものであり、支援区は、支援を行う。

（附則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

動物の保護に関する実施細目

（協定第５条第６号関係）

１ 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。） に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
２ 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
３ 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

（附則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

医療救護活動に関する実施細目

（協定第５条第７号関係）

１ 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。） に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。
　なお、支援区は２３区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。
２ 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

（附則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

（協定第５条第８号関係）

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。

3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。

4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。

5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。

6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目

（協定第５条第９号関係）

１ 被災区への専門職員等の派遣

（１）被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。） に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

① 応援を要請する職員の職種と人員数

② 応援を必要とする期間

③ その他必要な事項

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

２ 支援区での二次避難所の提供

（１）被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

① 災害時要援護者の態様と人員

② 開設を希望する施設の種類

③ 開設を希望する期間

④ 避難者の移送方法

⑤ その他必要な事項

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

３ 被災区への資機材の提供

（１）被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

（２）支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

（協定第５条第１０号関係）

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。） に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。

　この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。

2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。

　この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。

3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。

4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。

5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

道路の早期復旧に関する実施細目

（協定第５条第１１号関係）

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。） に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。

　なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。

2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。

3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。

4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目

（協定第５条第１２号関係）

1　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
2　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
3　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

仮設住宅の提供に関する実施細目

（協定第５条第１３号関係）

1　支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
2　被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
3　支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
4　本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

（附則）
この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

帰宅困難者対策に関する実施細目

（協定第５条第１４号関係）

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。

3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目

（協定第５条第１５号関係）

1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

（１）受入れを要請する児童・生徒の人数

（２） 受入れを必要とする期間

（３）その他必要な事項

2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目
（協定第５条第１６号関係）

１ 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。

２ 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。

３ 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第５条第１号関係）」に準ずるものとする。

（附則）

この実施細目は、平成２６年４月１日から適用する。

3. 豊島区と遊佐町との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに遊佐町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに遊佐町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに遊佐町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成７年５月 19 日

東京都豊島区
豊島区長　　加　藤　一　敏

山形県遊佐町
遊佐町長　　小　野　寺　喜　一　郎

4. 豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに秩父市は、姉妹都市提携の精神に基づき、いずれかの都市の地域において大規模な災害が発生し、被災した都市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した都市の要請により、災害を受けていない都市が協力・応援を行い、もって、被災した都市が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに秩父市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する都市は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供。
(2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与。
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣。
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供。
(5) その他、特に要請のあった事項。

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した都市が実施するものとする。ただし、応援を要請した都市による輸送が困難な場合には、応援を行う都市にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた都市の負担とする。

２　応援を受けた都市が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた都市から要請があった場合には応援を行う都市が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに秩父市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成７年６月７日

東京都豊島区
豊島区長　　加　　藤　　一　　敏

埼玉県秩父市
秩父市長　　内　　田　　全　　一

5．豊島区と秩父市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と秩父市とは平成7年6月7日をもって締結した「豊島区と秩父市との非常災害時等における相互応援に関する協定」（以下「原協定」という）第4条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　豊島区と秩父市が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員（以下「パッケージ支援」という。）を必要とする場合、別表１の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

２　パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

（支援内容の報告）

第２条　豊島区と秩父市は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

２　前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

（応援の要請）

第３条　被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

２　支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

（業務の指示）

第４条　業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

（業務の完了）

第５条　支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

（実費の請求及び支払い）

第６条　支援自治体は、業務完了後、原協定第６条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

２　被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

（損害の負担）

第７条　業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、両者で協議して定める。

（従事者の災害補償）

第８条　応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

（1）応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体がその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。
（2）応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体がその損害を補償する。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第１０条　この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年　３月　１日

東京都豊島区
豊島区長　　高　　野　　之　　夫

埼玉県秩父市
秩父市長　　久　　喜　　邦　　康

別表１（第１条関係）

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両（積載2t 程度）	2両
2	支援要員（車両1両に付き。運転手を含む）	2名

6. 豊島区と猪苗代町との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに猪苗代町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに猪苗代町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに猪苗代町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成７年７月６日

東京都豊島区
豊島区長　　加　藤　一　敏

福島県猪苗代町
猪苗代町長　　津　金　要　雄

7. 豊島区と三芳町との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに三芳町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに三芳町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに三芳町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成９年２月 10 日

東京都豊島区
豊島区長　　加　藤　一　敏

埼玉県三芳町
三芳町長　　林　　孝　次

8. 豊島区と一関市との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに一関市は、相互協力の友愛精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに一関市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続き）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を弁済するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに一関市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成 13 年 6 月 30 日

東京都豊島区
豊島区長　高　野　之　夫
岩手県一関市
一関市長　浅　井　東　兵　衛

9．豊島区と関市との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに関市は、相互協力の友愛精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに関市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続き）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応援対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を弁済するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに関市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成 13 年 11 月 13 日

東京都豊島区
豊島区長　　高　野　之　夫

岐阜県関市
関 市 長　　後　藤　昭　夫

10.豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに神流町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに神流町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに神流町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成 15 年 7 月 9 日

東京都豊島区
豊島区長　　高　野　之　夫

群馬県神流町
神流町長　　宮　前　鍬　十　郎

11.豊島区と神流町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と神流町とは平成 15 年 7 月 9 日をもって締結した「豊島区と神流町との非常災害時等における相互応援に関する協定」（以下「原協定」という）第4条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条 豊島区と神流町が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員（以下「パッケージ支援」という。）を必要とする場合、別表 1 の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

２　パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

（支援内容の報告）

第２条　豊島区と神流町は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

２　前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

（応援の要請）

第３条　被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

２　支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

（業務の指示）

第４条　業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

（業務の完了）

第５条　支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

（実費の請求及び支払い）

第６条　支援自治体は、業務完了後、原協定第６条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

２　被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

（損害の負担）

第７条　業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、両者で協議して定める。

（従事者の災害補償）

第８条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

（3）応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体がその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

（4）応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体がその損害を補償する。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第１０条　この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年　３月　１日

東京都豊島区
豊島区長　　高　　野　　之　　夫

群馬県神流町
神流町長　　田　　村　　利　　男

別表１（第１条関係）

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両（積載2t 程度）	2両
2	支援要員（車両1両に付き。運転手を含む）	2名

12.豊島区と魚沼市との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに魚沼市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに魚沼市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに魚沼市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成 17 年 4 月 14 日

東京都豊島区

豊島区長　　高　野　之　夫

新潟県魚沼市

魚沼市長　　星　野　芳　昭

13.豊島区と箕輪町との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに箕輪町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに箕輪町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに箕輪町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成 17 年 4 月 23 日

東京都豊島区
豊島区長　　高　野　之　夫

長野県箕輪町
箕輪町長　　平　澤　豊　満

14.豊島区と常陸大宮市との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに常陸大宮市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに常陸大宮市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) 応援の期間
(6) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（資料･情報の交換）

第７条　豊島区並びに常陸大宮市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、第２条に定める連絡担当部局が協議して決定するものとする。

平成 17 年 5 月 12 日

東京都豊島区
豊島区長　高　野　之　夫

茨城県常陸大宮市
常陸大宮市長　矢　数　浩

15.豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区並びに那須烏山市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第２条　豊島区並びに那須烏山市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、前条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話または電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

(1) 被害の状況
(2) 次条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等
(3) 次条第３号に掲げるものの職種別人員
(4) 次条第４号及び第５号に掲げるものの人数及び期間
(5) 応援の場所及び応援場所への経路
(6) 応援の期間
(7) その他必要な事項

（応援の種類）

第４条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 食糧、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
(2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
(3) 医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
(4) 被災者の一時収容のための施設の提供
(5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入
(6) その他、特に要請のあった事項

（物資の輸送等）

第５条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第７条　応援職員の災害補償等については、次の通りとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体がその災害補償をする。
　ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。
(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体がその損害を補償

する。

（資料･情報の交換）

第８条　豊島区並びに那須烏山市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（指揮権）

第９条　応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮の下に行動するものとする。

（協　議）

第 10 条　この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平成 18 年 11 月 16 日

東京都豊島区
豊島区長　　高　野　之　夫

栃木県那須烏山市
那須烏山市長　　大　谷　範　雄

16.豊島区と那須烏山市との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と那須烏山市とは平成 18 年 11 月 16 日をもって締結した「豊島区と那須烏山市との非常災害時等における相互応援に関する協定」（以下「原協定」という）第4条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第 1 条　豊島区と那須烏山市が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員（以下「パッケージ支援」という。）を必要とする場合、別表 1 の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

２　パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

（支援内容の報告）

第２条　豊島区と那須烏山市は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

２　前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

（応援の要請）

第３条　被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

２　支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

（業務の指示）

第４条　業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

（業務の完了）

第５条　支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

（実費の請求及び支払い）

第６条　支援自治体は、業務完了後、原協定第６条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

２　被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

（損害の負担）

第７条　業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、両者で協議して定める。

（従事者の災害補償）

第８条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1)応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体がその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。
(2)応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体がその損害を補償する。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第１０条　この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年　３月　１日

東京都豊島区
豊島区長　　高　　野　　之　　夫

栃木県那須烏山市
那須烏山市長　　川　　俣　　純　　子

別表１（第１条関係）

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両（積載2t 程度）	1両
2	支援要員（車両1両に付き。運転手を含む）	2名

17.豊島区と村山市との災害時相互応援協定書

豊島区（以下「甲」という。）及び村山市（以下「乙」という。）は、友好的協力の精神に基づき、災害時における相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、甲又は乙の区域内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、被災地独自では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災地の応急対策等を円滑に支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供

（２）　被災者の救援・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資器材並びに物資の提供

（３）　本協定に基づき実施する応援に必要な職員の派遣

（４）　被災者の一時収容のための施設の提供

（５）　被災した児童、生徒等の一時的な受入れ

（６）　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第３条　甲又は乙は、応援を要請するときは原則として、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第７条に定める連絡担当部署を通じて、ファクシミリ、電話等により応援を要請し、後日速やかに災害時応援要請書を送付するものとする。

（１）　災害及び被害の状況

（２）　前条第１号及び第２号に掲げる応援にあっては、品名及び数量

（３）　前条第３号に掲げる応援にあっては、派遣を必要とする職員の職種及び人員数

（４）　応援を受ける場所、経路及び集結場所及び応援を必要とする期間

（５）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援活動の実施）

第４条　甲又は乙は、応援を要請されたときは、可能な範囲で速やかに応ずるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、応援要請を待っていては応急対策等に支障が出ると予想されるときは、自らの判断により自主的に応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を受けた側の負担とする。

２　応援を受けた側から要請があった場合には、応援を行う側が当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

３　前条第２項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、甲乙間で協議するものとする。

（災害補償）

第６条　第２条第３号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによるものとする。

２　派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務中に生じたものに

ついては要請した側が、被災地への往復経路の途中で生じたものについては応援した側が、それぞれ賠償の責務を負うものとする。

（連絡体制）

第７条　甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

２　連絡担当部署は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料･情報の交換）

第８条　甲及び乙は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年度初めに地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（指揮権）

第９条　応援業務に従事する職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮の下に行動するものとする。

（協　議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

平成２２年８月２１日

甲　　東京都豊島区東池袋一丁目18番1号

豊　　島　　区

豊　島　区　長　　高　野　　之　夫

乙　　山形県村山市中央一丁目３番６号

村　　山　　市

村　山　市　長　　佐　藤　　清

18.豊島区と能代市との災害時相互応援協定書

（趣　旨）

第１条　豊島区及び能代市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供

（２）医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与

（３）医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣

（４）被災者の一時収容のための施設の提供

（５）被災した児童、生徒等の一時的な受入れ

（６）住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ

（７）その他、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

（１）災害の内容及び被害の状況

（２）前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）前条第３号に掲げるものの職種別人員

（４）前条第４号及び第５号に掲げるものの人数及び期間

（５）応援の場所及び応援場所への経路

（６）応援の期間

（７）その他必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第４条　豊島区及び能代市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（連絡の窓口）

第５条　豊島区及び能代市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（物資の輸送等）

第６条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。
２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）
第８条　応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。
（１）応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体がその災害補償をする。ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。
（２）応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体がその損害を補償する。

（資料・情報の交換）
第９条　豊島区及び能代市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（指揮権）
第１０条　応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

（協　議）
第１１条　この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

（効力の発生）
第１２条　この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。
平成２５年　４月　４日

東京都豊島区
豊島区長　　高　　野　　之　　夫

秋田県能代市
能代市長　　齊　　藤　　滋　　宣

19.豊島区と内子町との非常災害時における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区及び内子町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供

（２）医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与

（３）医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣

（４）被災者の一時収容のための施設の提供

（５）被災した児童、生徒等の一時的な受入れ

（６）住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ

（７）その他、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

（１）災害の内容及び被害の状況

（２）前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）前条第３号に掲げるものの職種別人員

（４）前条第４号及び第５号に掲げるものの人数及び期間

（５）応援の場所及び応援場所への経路

（６）応援の期間

（７）その他必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第４条　豊島区及び内子町のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（連絡の窓口）

第５条　豊島区及び内子町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（物資の輸送等）

第６条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第８条　応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

（１）応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にか

かり又は死亡した場合は、応援を行った自治体がその災害補償をする。

ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

（２）応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体がその損害を補償する。

（資料・情報の交換）

第９条　豊島区及び内子町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（指揮権）

第１０条　応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

（協　議）

第１１条　この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

（効力の発生）

第１２条　この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平成２５年１２月１０日

東京都豊島区

豊島区長　　高野　之夫

愛媛県内子町

内子町長　　稲本　隆壽

20.豊島区と内子町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と内子町とは平成25年12月10日をもって締結した「豊島区と内子町との非常災害時等における相互応援に関する協定」（以下「原協定」という）第2条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　豊島区と内子町が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員（以下「パッケージ支援」という。）を必要とする場合、別表１の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

２　パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

（支援内容の報告）

第２条　豊島区と内子町は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

２　前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

（応援の要請）

第３条　被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

２　支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

（業務の指示）

第４条　業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

（業務の完了）

第５条　支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

（実費の請求及び支払い）

第６条　支援自治体は、業務完了後、原協定第６条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

２　被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

（損害の負担）

第７条　業務の実施に伴い、損害が生じた時は、その賠償の責について、両者で協議して定める。

（協議）

第８条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その

都度、両者で協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第９条　この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年　３月　１日

東京都豊島区

豊島区長　　高　　野　　之　　夫

愛媛県内子町

内子町長　　稲　　本　　隆　　壽

別表１（第１条関係）

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両（積載2t 程度）	1両
2	支援要員（車両1両に付き。運転手を含む）	2名

21.豊島区と湯河原町との非常災害時における相互応援に関する協定

（趣　旨）

第１条　豊島区及び湯河原町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は、次のとおりとする。

（１）食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供

（２）医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与

（３）医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣

（４）被災者の一時収容のための施設の提供

（５）被災した児童、生徒等の一時的な受入れ

（６）住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ

（７）その他、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第３条　応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

（１）災害の内容及び被害の状況

（２）前条第１号及び第２号に掲げるものの品名、数量等

（３）前条第３号に掲げるものの職種別人員

（４）前条第４号及び第５号に掲げるものの人数及び期間

（５）応援の場所及び応援場所への経路

（６）応援の期間

（７）その他必要な事項

（緊急援助活動の実施）

第４条　豊島区及び湯河原町のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

（連絡の窓口）

第５条　豊島区及び湯河原町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（物資の輸送等）

第６条　救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

（経費の負担）

第７条　応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

２　応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

（災害補償等）

第８条　応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

（１）応援職員が被災した自治体への出動、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にか

かり又は死亡した場合は、応援を行った自治体がその災害補償をする。
ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

（２）応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体がその損害を補償する。

（資料・情報の交換）

第９条　豊島区及び湯河原町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

（指揮権）

第１０条　応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

（協　議）

第１１条　この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

（効力の発生）

第１２条　この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年２月２０日

東京都豊島区
豊 島 区 長　　高野　之夫

神奈川県湯河原町
湯河原町長　　冨田　幸宏

22.豊島区と湯河原町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と湯河原町とは平成28年2月20日をもって締結した「豊島区と湯河原町との非常災害時等における相互応援に関する協定」（以下「原協定」という）第2条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　豊島区と湯河原町が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員（以下「パッケージ支援」という。）を必要とする場合、別表1の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。

２　パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

（支援内容の報告）

第２条　豊島区と湯河原町は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。

２　前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

（応援の要請）

第３条　被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。

２　支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

（業務の指示）

第４条　業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部局が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

（業務の完了）

第５条　支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部局に報告するものとする。

（実費の請求及び支払い）

第６条　支援自治体は、業務完了後、原協定第７条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

２　被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体が負担することができるものとする。

（協議）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第８条　この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平 成 ３ ０ 年 ３ 月 ２ ７ 日

東京都豊島区

豊 島 区 長　　高　　野　　之　　夫

神奈川県湯河原町

湯 河 原 町 長　　冨　　田　　幸　　宏

23.震災時におけるり災証明発行に関する協定書（豊島消防署・池袋消防署）

豊島区（以下「甲」という。）、東京消防庁豊島消防署（以下「乙」という。）及び東京消防庁池袋消防署（以下「丙」という。）は、相互協力により震災時におけるり災証明の発行を行うため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震災害発生に備え、東京都地域防災計画（平成２４年１１月東京都総務局）に基づき、被災者の再建支援等の業務を円滑に遂行するため、震災時におけるり災証明の発行に関する事項を定めることを目的とする。

（連絡会の開催）

第２条　甲、乙及び丙は、地震災害発生後に協議を行い、連携してり災証明の発行を行うことが必要と認めた場合は、連絡会を開催して次に掲げる項目を定める。

⑴　被害状況調査開始時期に関すること。

⑵　被害状況調査体制に関すること。

⑶　情報の共用に関すること。

⑷　発行場所に関すること。

⑸　発行開始時期及び終期に関すること。

⑹　その他必要な事項に関すること。

（被災者台帳を用いた生活再建支援システムの使用）

第３条　甲は、乙又は丙が甲と連携してり災証明の発行及び火災調査業務を行う場合は、被災者台帳（被災者の被害情報や生活再建支援施策の実施状況を管理する台帳をいう。以下同じ。）を用いた生活再建支援システム、パソコン等の必要な資器材の使用を認めるものとする。

２　乙及び丙は、前項の規定により使用を認められた資器材について、り災証明の発行及び火災調査業務を行うために必要な範囲で使用する。

（被災情報の提供）

第４条　甲は、乙又は丙が火災被害に対するり災証明の発行及び火災調査業務を行うために必要があると認められる場合は、乙又は丙の求めに応じて、被災者の情報（住民基本台帳及び固定資産家屋課税台帳に係る情報）を提供する。

２　乙及び丙は、甲がり災証明の発行及び被災者台帳の作成を行うために必要があると認められる場合は、甲の求めに応じて、火災被害調査結果の情報を提供する。

３　甲は、作成した被災者台帳のうち、乙の業務に必要と認められる情報を乙に提供する。

４　前項の規定は、丙に提供する場合について準用する。

（情報管理）

第５条　甲、乙及び丙は、前条の規定により提供を受けた情報を適切に管理しなければならない。

２　甲、乙及び丙は、提供を受けた情報について漏えい等の事故が発生したときは、直ちに提供元に報告し、適切な措置を講じなければならない。

（提供情報の目的外使用の禁止）

第６条　甲は、乙及び丙から提供を受けた情報を、第４条第２項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

２　乙及び丙は、甲から提供を受けた情報を、第４条第１項に規定する業務以外の目的に使用してはならない。

（費用負担）

第７条　り災証明発行に伴う費用については、甲乙丙が協議して負担分を決定する。

（その他）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成２５年３月１５日

甲　豊島区東池袋一丁目１８番１号

豊島区長　　高野　之夫

乙　豊島区東池袋三丁目１９番２０号
東京消防庁豊島消防署

豊島消防署長　　齋藤　和文

丙　豊島区西池袋二丁目３７番８号
東京消防庁池袋消防署

池袋消防署長　　菊池　勲

24.避難行動要支援者名簿に関する協定（豊島消防署・池袋消防署）

豊島区（以下「甲」という）と東京消防庁豊島消防署（以下「乙」という）及び東京消防庁池袋消防署（以下「丙」という。）とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「要支援者」という）の取り扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第４９条の１１に規定する名簿情報の漏えいの防止のため、取り扱い等必要な事項を定めるものである。

（名簿の利用目的）

第２条　甲から乙及び丙に対して提供された名簿情報は、要支援者に対する、災害の発生に備えた平時の避難支援対策の実施及び災害発生時における緊急対応に利用するものとする。

（提供する個人情報）

第３条　甲は、保有する要支援者の個人情報をもとに名簿を作成し、乙及び丙に対し、当該管轄区域の名簿を提供する。

２　名簿は、個人情報漏えいの危険性を低減するために、書面により提供する。

３　名簿に記載する要支援者は、乙及び丙の管轄する地域内に居住する以下の者を対象とする。

（１）75歳以上の者のうち次のアまたはイに該当するもの

ア）　一人暮らしのもの

イ）　上記アを除く、65歳以上の者のみで構成された世帯に属するもの

（２）愛の手帳所持者

（３）身体障害者手帳所持者であって、次のアからウのいずれかに該当するもの

ア）　下肢機能障害が１級から３級までのもの

イ）　体幹機能障害が１級から３級までのもの

ウ）　移動機能障害が１級から３級までのもの

（４）要介護認定者であって、次のアまたはイに該当するもの

ア）　一人暮らしのもの

イ）　上記アを除く、65歳以上の者のみで構成された世帯に属するもの

（５）人工呼吸器を利用している方で別途、区に名簿登載の申し込みをしたもの

（６）精神障害者保健福祉手帳所持者　１～２級で、区に名簿登載の申し込みをしたもの

４　名簿に登載する要支援者の個人情報は、以下の項目とする。

（１）住所又は居所

（２）氏名・通称

（３）生年月日

（４）性別

（５）電話番号又はファクシミリ番号

（６）登録事由（対象内容）

（名簿の適正な管理）

第４条　乙及び丙は、名簿について東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日東京都条例第113号）基づき適正な管理を行わなければならない。

第５条　乙及び丙は、提供された名簿を、第２条に定める目的以外に利用したり、もしくは第三者に漏らしてはならない。

第６条　乙及び丙は、紛失、破損、漏えいその他前条の適正な管理に支障があったときは、直ちに甲に報告し、適切な措置を講じなければならない。

（名簿の保管・返却）

第７条　乙及び丙は、名簿を保管するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　名簿は、施錠可能な場所で、第三者の目に触れないよう保管すること。

（２）　乙及び丙は、甲から名簿の保管状況について確認したい旨の通知があった場合には、これに協力する。

（３）　乙及び丙は、名簿更新の際、不要となる旧名簿を速やかに返却すること。

（４）　乙及び丙は、名簿が不要になった場合、その他甲から名簿の返却を求められた場合には、速やかに甲に返却すること。

（事故発生時における報告）

第８条　乙及び丙は、甲から提供された名簿情報について、その漏洩、紛失、毀損及び改ざん等の事故が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年12月21日条例第113号）及び豊島区個人情報保護条例（平成12年3月豊島区条例第3号）の趣旨に則り、甲と乙及び丙が協議した上で定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

平成３０年３月１日

甲　豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区長　高　野　之　夫

乙　豊島区東池袋三丁目１９番２０号
東京消防庁豊島消防署
豊島消防署長　髙　槇　直　人

丙　豊島区西池袋二丁目３７番８号
東京消防庁池袋消防署
池袋消防署長　富　井　道　高

25.災害時における消防団 OB・OG 支援活動に関する協定書

豊島区（以下「甲」という。）及び、豊島消防団ＯＢ会（以下「乙」という。）、桜美会（以下「丙」という。）、東京消防庁豊島消防署（以下「丁」という。）、東京消防庁池袋消防署（以下「戊」という。）、豊島消防団（以下「己」という。）、池袋消防団（以下「庚」という。）は、乙及び丙が災害時における支援活動を行うにあたり、次の条項により協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、乙及び丙が長らく消防団員として活動した経験を活かし、各種災害現場での消防活動の後方支援や、大地震時等における地域の自助・共助支援活動を行う事を目的とする。

（活動組織）
第２条　前条に基づき乙及び丙から組織され活動する団体を「消防団OB・OG豊島区災害支援隊（以下「支援隊」という。）」とする。
２　支援隊員は次の各号に該当する者でなければならない。
⑴　消防団において１０年以上活動した者であること
⑵　心身共に健康であること
⑶　前条の目的を持って活動する強い意思があること

（被服貸与）
第３条　甲は、支援隊に対し当該組織であることがわかる被服を貸与する。

（災害時の活動）
第４条　支援隊は、火災等の災害時において、丁及び、戊、己、庚と連携し、消防警戒区域外において、罹災者の心理的支援・不安解消などの寄り添い活動、その他後方支援を行う。

（各種災害時の活動）
第５条　支援隊は、大地震、水災及び土砂災害等発生時において、地域住民の一時集合場所や救援センターへの避難誘導支援を行うほか、救援センター開設・運営について、甲及び地域住民とともに積極的に活動を行う。

（人員の指定及び報告）
第６条　乙及び丙は、乙及び丙に入会している者から、第２条第２項に該当した任意の者を支援隊として指定する。
２　乙及び丙は甲に対し、前項に基づき指定した者について別記様式にて報告を行う。
３　甲は前項の報告に基づき、別表（支援隊一覧）を作成し人員を把握する。

（待遇）
第７条　支援隊は、甲及び、丁、戊、己、庚に対し、報酬や手当、交通費など費用弁償を求めないものとする。

（災害補償）
第８条　本協定に基づく活動により、支援隊員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
２　支援隊員は傷害・賠償等の保険に加入することとし、その費用は甲が負担する。

（損害賠償）
第９条　本協定に基づく支援隊の活動により、丁及び戊、己、庚もしくは第三者に発生した損害については、支援隊にその損害の発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその費用を負担するものとする。

（その他）
第10条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙丁戊己が協議して決定する。

上記協定の締結を証するため、本協定書を７通作成し、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚が記名の上、それぞれ１通を保有する。

令和６年７月２２日

甲	豊　島　区　長	高際　みゆき
乙	豊島消防団ＯＢ会会長	片桐　　昌英
丙	桜　美　会　会　長	上原　實
丁	東京消防庁豊島消防署長	長谷川　清美
戊	東京消防庁池袋消防署長	小宮　充豊
己	豊　島　消　防　団　長	大柴　厚三
庚	池　袋　消　防　団　長	清水　正博

26.り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（東京都総務局・主税局）

東京都総務局（以下「甲」という。）、東京都主税局（以下「乙」という。）及び豊島区（以下「丙」という。）は、都内における災害等の発生に備え、東京都震災復興マニュアル（平成１５年３月東京都総務局発行。以下「震災復興マニュアル」という。）及び区市町村震災復興標準マニュアル（平成２１年３月東京都総務局発行。以下「標準マニュアル」という。）に基づき、相互連携と協力の下、被災者の生活再建支援等の業務を円滑に遂行するため、り災証明発行に係る情報提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第１条　この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において「家屋台帳の情報」とは、次に掲げるものをいう。

（１）固定資産家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目

（２）前号の項目に係るコードの読替え表

（家屋台帳の情報の提供）

第２条 乙は、丙がり災証明の発行及び生活再建支援業務に利用するため、震災復興マニュアル第１章第２節１「都民被害の状況把握」、標準マニュアル第１章第２節１「家屋・住家の被害状況の把握」及び第３節１「り災証明発行の準備」に基づく丙からの要請により、家屋台帳の情報を提供する。

（目的外利用の禁止）

第３条　丙は、家屋台帳の情報をり災証明の発行及び生活再建支援業務以外の目的で利用してはならない。

（家屋台帳の情報の管理等）

第４条　丙は、家屋台帳の情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第２項及び第８条において同じ。）及び当該情報を記載した書面を適切に管理しなければならない。

２　丙は、丙が指定したものに家屋台帳の情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体及び当該情報を記載した書面を管理させる時は、前項と同様に適切に管理させなければならない。

３　丙は、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに事故の内容を記載した書面を乙に提出しなければならない。

４　丙（丙が指定したものを含む。）の故意又は過失により、家屋台帳の情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償その他損害回復に関する一切の責任は、丙が負うものとする。

（被災者情報の提供）

第５条　丙は、東京都が被災者の生活再建支援等の業務に利用するため、震災復興マニュアル第１章第２節１「都民被害の状況把握」及び２「都民生活の復旧・復興状況の把握」並びに標準マニュアル第１章第２節２「住民の被害・被災後の生活状況の把握」及び５「住民生活の再建状況等の把握」に基づく東京都からの要請により、り災証明を発行する際に丙が作成した被災者に関する情報（以下「被災者情報」という。）を甲（東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成１０年東京都条例第７７号）第１条に規定する復興本部の設置後にあっては、復興本部。以下同じ。）に提供する。

２　丙は、被災者にり災証明を発行する際、被災者情報を東京都に情報提供する旨を周知するものとする。

（目的外利用の禁止）

第６条　甲及び次条の規定により情報提供を受ける東京都関係各局は、被災者情報を被災者の生活再建支援等の業務以外の目的で利用してはならない。

（被災者情報の各局への提供等）

第７条　甲は、被災者の生活再建支援等の業務の遂行のため必要があると認めるときは、被災者情報を東京都関係各局に提供することができる。

２　甲は、被災者情報を東京都関係各局に提供する前に、当該局が被災者情報を利用する目的を丙に報告しなければならない。

（被災者情報の管理等）

第８条　被災者情報を利用する甲及び東京都関係各局の職員又は東京都が指定したものは、被災者情報並びに当該情報を記録した電磁的記録媒体及び当該情報を記載した書面を適切に管理しなければならない。

２　甲は、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生したときは、速やかに丙に事故の内容を記載した書面を提出しなければならない。

３　東京都（東京都が指定したものを含む。）の故意又は過失により、被災者情報に係る情報漏えい等の事故が発生した場合の損害賠償その他損害回復に関する一切の責任は、東京都が負うものとする。

（情報提供の頻度）

第９条　乙は、丙に対して年１回、家屋台帳の情報を提供する。

第１０条　丙は、災害等の被害状況等に応じて東京都との相互連携をより円滑に行う必要があると判断した場合は、甲に対し、被災者情報を随時提供する。

（費用負担）

第１１条　この協定の締結後、新たな費用負担が発生する場合は、別途、甲、乙及び丙で協議して定める。

（個人情報保護手続の完了）

第１２条　甲、乙及び丙は、協定締結に当たり、個人情報の目的外提供及び収集に関して、それぞれの個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審議会の了解を得る等、所定の手続を完了しておかなければならない。

（疑義等の解決）

第１３条　この協定の内容に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

（実施の細目）

第１４条　この協定に定めるもののほか、情報提供等の実施に関し必要な事項は、甲、乙及び丙が協議して定める。

附　則

この協定は、平成２５年１月１７日から施行する。

この協定の合意の証として、甲、乙及び丙は、正本３通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成２５年１月１７日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都総務局

局長　笠井　謙一

乙　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都主税局
局長　新田　洋平

丙　　東京都豊島区東池袋一丁目１8番1号
豊島区
区長　高野　之夫

り災証明発行に係る情報提供等に関する協定

実　施　細　目

東京都総務局（以下「甲」という。）、東京都主税局（以下「乙」という。）及び豊島区（以下「丙」という。）は、り災証明発行に係る情報提供等に関する協定書（以下「協定書」という。）第１４条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（家屋台帳の情報の提供方法等）

第１条　家屋台帳の情報は、一般家屋、区分所有家屋(全件分)、区分所有家屋（主棟分）及び共有者の４つのファイルに分割して提供する。

２　固定資産家屋課税台帳のうち実施細目に定める項目は、前項のファイルの種類に応じて、次のとおりとする。

（１）　一般家屋ファイル、区分所有家屋（全件分）ファイル、区分所有家屋（主棟分）ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
物件明細一棟コード本棟	物件明細一棟コード枝番	主符棟コード
所在番号（街区符号）	所在番号（住居番号）	所在番号（枝番）
建物番号	家屋番号	所有者氏名
所有者都道府県名	所有者区市郡名	所有者住所
所有者方書	所有者共有者数	登記種類用途コード
登記構造コード	登記屋根コード	登記地上階建
登記地下階建	登記居住階（自）	登記居住階（至）
登記床面積		

（２）　共有者ファイル

事務所コード	町名	丁目コード
地番コード	号コード	先コード
一棟コード本棟	一棟コード枝番	物件番号
共有者番号	共有者氏名	共有者都道府県名
共有者区市郡名	共有者住所	共有者方書
共有者持分分母	共有者持分分子	

３　コードの読替え表は、次に掲げるコード表とする。

（１）　登記種類用途コード表

（２）　登記構造コード表

（３）　登記屋根コード表

（家屋台帳の情報の提供形態及び提供方法）

第２条　乙の提供する家屋台帳の情報の形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

２　乙は、暗号化処理した家屋台帳の情報を、情報提供に供する電磁的記録媒体（以下「情報記録媒体」という。）に記録した上で、丙に提供する。この場合において、情報記録媒体は、乙が用意する。

（家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の授受及び搬送等）

第３条　家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の授受は、乙が指示する方法により、日時及び場所を指定して行う。

２　家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の搬送は、丙の責任において、丙の職員が行うものとする。

３　丙は、家屋台帳の情報を記録した情報記録媒体の搬送中における盗難、紛失、破損（記録内容の破損を含む。）及び汚損の防止に努めなければならない。

（過年度情報の消去等）

第４条　乙から家屋台帳の情報の提供を受けた丙は、過去に提供を受けた家屋台帳の情報（以下この条において「過年度情報」という。）がある場合、過年度情報及びそのコピーについて全て消去（過年度情報を記載した書面については適切に廃棄）しなければならない。

２　丙は、新たに家屋台帳の情報の提供を受けた日から１４日以内に、過年度情報を記録した情報記録媒体を破壊することとし、破壊した旨及び当該情報のコピーを消去した旨（当該情報を記載した書面については適切に廃棄した旨）を記載した書面を乙に提出しなければならない。

（家屋台帳の情報の提供時期）

第５条　乙は、丙に対して家屋台帳の情報を年１回（概ね毎年７月頃）提供する。ただし、協定締結初年度の提供時期については、乙と丙とが別途協議して定める。

（被災者情報の提供形態及び提供方法）

第６条　丙が甲（東京都震災復興本部の設置に関する条例（平成１０年東京都条例第７７号）第１条に規定する復興本部の設置後にあっては、復興本部。以下同じ。）に提供する被災者情報の形態は、テキストファイル（CSV形式）とする。

２　丙は、被災者情報を、情報記録媒体に記録した上で、東京都に提供する。この場合において、情報記録媒体は、丙が用意する。

３　前２項の規定にかかわらず、丙は、災害等の状況により情報記録媒体での提供が困難であると認める場合は、甲に協議の上、被災者情報を書面で提供することができる。

（被災者情報を記録した情報記録媒体の授受及び搬送等）

第７条　被災者情報を記録した情報記録媒体の授受は、甲と丙とが協議の上、日時、場所及び方法を定めて行う。

２　被災者情報を記録した情報記録媒体又は被災者情報を記載した書面の搬送は、甲の責任において、甲の職員が行うものとする。

３　甲は、被災者情報を記録した情報記録媒体又は被災者情報を記載した書面の搬送中における盗難、紛失、破損（記録内容の破損を含む。）及び汚損の防止に努めなければならない。

（被災者情報の消去等）

第８条　東京都は、被災者の生活再建支援等の業務が終了した後は、速やかに丙から提供を受けた被災者情報及びそのコピーについて全て消去（被災者情報を記載した書面については適切に廃棄）しなければならない。

２　東京都は、前項に規定する処理を行った後速やかに、被災者情報を全て消去した旨（当該情報を記載した書面については適切に廃棄した旨）を記載した書面を丙に提出しなければならない。

（被災者情報の提供時期等）

第９条　丙は被災者情報について、被災状況調査の進行に合わせて随時甲に対して提供する。その場合、同一の災害等で、複数回提供する場合もある。

この細則の合意の証として、甲、乙及び丙は、正本３通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有する。

平成２５年１月１７日

甲　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都総務局
局長　笠井　謙一

乙　　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都主税局
局長　新田　洋平

丙　　東京都豊島区東池袋一丁目１8番1号
豊島区
区長　高野　之夫

27.給水施設の維持管理及び運用に関する協定書・実施細目（東京都水道局）

東京都知事を甲とし、豊島区長を乙とし、甲乙間において、次の条項により、給水施設の維持管理及び運用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲が東京都震災予防条例（昭和 46 年東京都条例第 121 号）に基づき豊島区立西池袋公園に設置した給水施設（以下「給水施設」という。）の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協　力）

第２条　甲と乙とは、給水施設を設置した趣意に鑑み、当該施設の維持管理及び運用について相互に協力するものとする。

（維持管理）

第３条　甲は、給水施設が常に良好な状態で使用できるように給水施設の維持管理を行うものとする。

２　前項の維持管理は、東京都水道局長が実施するものとする。

（応急給水）

第４条　乙は、応急給水を実施するために給水施設を使用するものとする。ただし、災害訓練の目的で使用するときは、事前に東京都水道局長の承認を得るものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条に規定する給水施設の維持管理に要する経費を負担するものとする。

２　乙は、給水施設から応急給水を行うために資器材を使用する場合は、甲が設置した資機材以外のものに係る経費を負担するものとする。

（関 連 区）

第６条　乙は、給水施設を使用して行う応急給水に関して必要がある場合は、関連する他の特別区と別途協議するものとする。

（実施細目）

第７条　乙と東京都水道局長は、この協定の実施に関し必要な事項について協議するものとする。

（適用期日）

第８条　この協定は、昭和 57 年８月 23 日から適用する。

甲と乙とは、上記協定締結の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

昭和 57 年８月 23 日

東京都知事　　鈴　　木　　俊　　一

豊 島 区 長　　日　　比　　寛　　道

《 「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」の実施細目 》

東京都水道局長（以下「甲」という。）と豊島区長（以下「乙」という。）は、乙と東京都知事との間で昭和 57 年８月 23 日に締結した「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」（以下「協定」という。）第７条の規定に基づく協定の実施細目を、次のとおり定める。

（給水施設の使用方法）

第１条　乙は、協定第４条により給水施設を使用する場合は、甲の定める「豊島区立西池袋公園内震災対策用応急給水施設に関する取扱要綱」第６項の規定に従い使用しなければならない。この場合において、乙は、水質の保全並びに給水施設及び給水施設内の器具等の維持管理に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

（災害訓練に使用する場合の手続）

第２条　協定第４条ただし書による甲の承認手続等は、次の各号による。

(1) 別紙様式１に必要事項を記載し、災害訓練実施日の７日前までに東京都水道局北部第一支所長（以下「支所長」という。）に届け出て、その承認を得ること。

(2) 災害訓練が終了したときは、直ちにその旨を支所長に連絡すること。

（責任者の選任）

第３条　給水施設の適正な使用を図るため、乙は、給水施設の使用に係る責任者を選任し、様式２により支所長に通知するものとする。これを変更する場合も同様とする。

（資器材の搬入等）

第４条　乙は、乙の資器材を給水施設内に搬入若しくは搬出しようとするとき、又は搬入した資器材を点検しようとするときは、様式３により、支所長にあらかじめ届出を行い、その承認を得なければならない。

（非常用備品等の補充）

第５条　乙は、災害訓練その他により、給水施設内に常備している非常用備品、工具その他を消費し、消耗し又は破損したときは、乙の負担において補充しなければならない。

（損害賠償）

第６条　乙が、故意又は過失により、給水施設その他甲の管理に係る施設及び機器等に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

（疑義等の解釈）

第７条　この実施細目の解釈に疑義が生じたとき又はこの実施細目に定めのない事項は甲乙協議のうえ決定するものとする。

（適用期日）

第８条　この実施細目は昭和 57 年８月 23 日から適用する。

甲と乙とは、上記実施細目締結の証として、本書二通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その一通を保有する。

昭和 57 年８月 23 日

甲　東京都水道局長　　田　　中　　文　　次

乙　豊島区長　　日　　比　　寛　　道

28.障害者を対象とする避難所施設利用に関する協定書（都立大塚ろう学校）

豊島区長を「甲」とし、都立大塚ろう学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、甲の計画する二次避難所（障害者を対象とする避難所。）として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所利用対象者等）

第２　乙の管理する施設を避難所として利用する対象者は、介護を要する障害者等とするものとする。この場合、甲は、介護者（家族を含む。）を配置するものとする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第３　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第４　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に開設することができる。

（開設の通知）

第５　甲は、第４に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設機関）

第８　避難所の開設機関は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に務めるものとする。

（避難所の終了）

第 10　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）

第 11　この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

附　　則

１．この協定は、平成８年４月１日から施行する。

２．この協定に、甲の二次非難所（障害者関係）計画関係書類「二次避難所（障害者関係）概

要」を添付する。

3．甲が避難所として使用する場所は、乙の管理する施設のうち体育館に限るものとし、この協定書に都立大塚ろう学校施設見取り図を添付して明らかにする。

4．避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

平成８年３月 29 日

（甲）　豊島区長　　加　藤　一　敏

（乙）　東京都立大塚ろう学校長　　脇　坂　順　雄

二次避難所（障害者関係）概要

豊　島　区

1．豊島区災害対策本部長（区長。以下「本部長」という。）は、障害者について、救援センター（被災した区民の救援・救護活動を行うための地域の拠点施設として区立小中学校等を対象に設置。情報連絡・給食給水・医療救護・仮泊の機能を整備。）では十分な救援・救護活動が実施できないと認めるときは「二次避難所」を開設して保護する。

2．「二次避難所」は、区立心身障害者福祉センター、区立目白福祉作業所、区立駒込福祉作業所、区立目白生活実習所、区立駒込生活実習所及び都立大塚ろう学校を対象に開設する。
　ただし、区有施設以外の施設は開設を後順位とする。

3．本部長は、救援センターに避難したり災者において、救援センターでの生活が困難と認める障害者がある場合は、原則として、本人の申請に基づき「二次避難所」で受入れ保護する。
　受入れの基準は、おおむね次の基準による。

＜基準＞身体障害者手帳１・２級の者または愛の手帳１・２度の者。ただし、視覚・聴覚障害者を除く。

4．二次避難所での災害応急対策の内容は、給食・給水、生活必需品等の支給のほか、り災者の日常生活を支援することを主な内容とする。

5．二次避難所の運営は、豊島区災害対策本部地域防災部二次避難所担当課が、保護者もしくは介護者の協力を得て実施する。

6．二次避難所を閉鎖したときは、二次避難所担当課長は、二次避難所を開設した施設が、速やかに本来の業務を実施できるよう、施設の復旧に務める。

29.避難所施設利用に関する協定書（都立文京高等学校）

豊島区長を「甲」とし、都立文京高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第４　甲は、第３に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第５　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に務めるものとする。

（避難所の終了）

第９　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた際、乙に引き渡すものとする。

（協　議）

第10　この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

附　　則

１．この協定は、平成８年４月８日から施行する。

２．避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

平成８年４月８日

（甲）　豊　　島　　区　　長　　加　　藤　　一　　敏

（乙）　東京都立文京高等学校長　　水　　谷　　　　弘

30.避難所施設利用に関する協定書（都立豊島高等学校）

豊島区長を「甲」とし、都立豊島高等学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第４　甲は、第３に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第５　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６　甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第７　避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）

第10　この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上各１通を保有するものとする。

附　　則

１．この協定は、平成９年２月１日から施行する。

２．第３で乙が指定する場所は、本協定に添付した学校施設見取り図で示した場所とする。

３．避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

平成９年１月 30 日

（甲）　豊　　島　　区　　長　　加　　藤　　一　　敏

（乙）　東京都立豊島高等学校長　　小　　田　　幸　　世

31.避難所施設利用に関する協定書（都立千早高等学校）

豊島区長を「甲」とし、東京都立千早高等学校長を「乙」とし、甲乙の間においてつぎのとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設の周知）

第２条　甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所として開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　避難所の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（協　議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有

するものとする。

附　　則

１．この協定は、平成 17 年９月１日から施行する。

２．第３条で、乙が指定する場所は、本協定に添付した学校施設見取り図で示した場所とする。

３．避難所施設開設にともなう資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して決めるものとする。

平成 17 年９月１日

（甲）　豊島区長

高　野　之　夫

（乙）　東京都立千早高等学校長

佐　藤　芳　孝

32.災害時における相互協力に関する協定（学校法人川村学園）

豊島区を「甲」とし、学校法人川村学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時には園児・児童・生徒及び地域住民の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（利用する施設の範囲）

（協力の内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次の通りとする。

ア　　甲は乙の施設内に個別受信機を設置して、甲の情報を提供する。

イ　　甲は、乙の施設内外の火災に対し消火器等の設置を図り、乙は初期消火活動に協力する。

ウ　　乙は管理する施設のうち一時避難所及び防災拠点として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図るものとする。

（一時避難所の開設）

第３条　甲は、災害時において一時避難所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

２　乙は、東京都の指定する避難場所（学習院大学）に住民等が避難した場合、乙が管理する施設のうち防災拠点として活用できる乙の施設を提供するものとする。

（開設の通知）

第４条　甲は、第３条に基づき一時避難所及び防災拠点を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所及び防災拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（一時避難所の管理）

第５条　一時避難所及び防災拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　一時避難所及び防災拠点の管理運営について、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。また、施設利用の際、施設等に損害を生じた場合も甲の負担で修理するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（平常時の訓練）

第 10 条　乙が行う防災訓練に対し、甲は、支援するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 10 年７月７日から平成 11 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに甲、乙双方意思表示がない場合はさらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協　議）

第 12 条　この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

１　　この協定は、平成 10 年７月７日から施行する。

平成 10 年７月７日

（甲）　豊島区長

加　　藤　　一　　敏

（乙）　学校法人

川村学園　理事長

川　　村　　澄　　子

33.災害時における相互協力に関する協定（学校法人十文字学園）

豊島区を「甲」とし、学校法人十文字学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時には園児及び生徒並びに地域住民の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（利用する施設の範囲）

第２条　この協定書に基づき甲が利用する施設は、乙の管理する施設のうち豊島区北大塚に存する学校施設に限る。

（協力の内容）

第３条　甲と乙の協力の内容は、次の通りとする。

ア　　甲は乙の施設内に個別受信機を設置して、甲の情報を提供する。

イ　　甲は、乙の施設内外の火災に対し消火器等の設置を図り、乙は初期消火活動に協力する。

ウ　　乙は管理する施設のうち一時避難所及び防災拠点として利用できる施設の範囲をあらかじめ定め災害時の円滑な運営を図るものとする。

（一時避難所及び防災拠点の開設）

第４条　甲は、災害時において一時避難所及び防災拠点を開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき一時避難所及び防災拠点を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書また口頭で通知するものとする。

２　甲は、避難所及び防災拠点の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は、乙に対し開設した旨を通知するものとする。

（一時避難所の管理）

第６条　一時避難所及び防災拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　一時避難所及び防災拠点の管理運営について、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営に係わる費用を負担するものとする。また、施設利用の際、施設等に損害を生じた場合も甲の負担で修理するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第 10 条　甲は、乙の管理する施設の避難所としての使用を終了する際は、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（平常時の訓練）

第 11 条　乙が行う防災訓練に対し甲は、支援するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、平成 10 年７月 30 日から平成 11 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに甲、乙双方意思表示がない場合はさらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協　議）

第 13 条　この協定書に定めなき事項に疑義の生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

１　　この協定は、平成 10 年７月 30 日から施行する。

平成 10 年７月 30 日

（甲）　豊島区長

加　藤　一　敏

（乙）　学校法人

十文字学園　理事長

十 文 字　一　夫

34.災害時における相互協力に関する協定（学校法人学習院）

豊島区を「甲」とし、学校法人学習院を「乙」とし、甲乙の間において東京都が指定する避難場所運用の際の相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・園児及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

一　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。

二　甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。

三　乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。

四　乙は、災害時に避難所として地域住民に開放する施設（体育館等の建物）の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要が生じた場合、前条第４号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

２　避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、１回の延長申請につき、７日を限度とする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（平常時の訓練）

第 10 条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 13 年 12 月 10 日から平成 14 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第 12 条　この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 13 年 12 月 10 日

（甲）　豊島区長
高　野　之　夫

（乙）　学校法人　学習院　理事長
島　津　久　厚

35.災害時のヘリコプター発着場としての敷地利用に関する協定（学校法人学習院）

豊島区を「甲」とし、学校法人学習院を「乙」とし、甲乙の間において、災害時のヘリコプター発着場（以下「発着場」という。）としての敷地利用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時の負傷者搬送及び物資輸送等のため、災害時の発着場としての敷地利用について、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　甲は、前条の定めにより、乙の敷地の一部を、発着場として使用することを要請できる。

２　乙は、甲の要請に基づき、安全を確保したうえで、乙の敷地の一部を、発着場として使用することを承諾する。

３　前項の規定にかかわらず、乙が安全を確保できない等特段の事情がある場合には、乙は、甲の要請に対し、発着場として使用することを拒否することができる。

（開設）

第３条　甲は、災害時に乙の施設内に発着場を開設する必要が生じた場合、前条第２項の承諾により発着場を開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき乙の施設内に発着場を開設する場合、乙に対し、事前に文書でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、その旨を口頭で伝え、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（開設期間）

第５条　発着場の開設期間は、開設した日から３日以内とする。

２　甲は、発着場の開設期間を延長する必要があると認められる場合には、甲乙協議のうえ、開設期間を延長することができるものとする。

（管理）

第６条　発着場の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、発着場の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、発着場の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

２　発着場として使用したことにより乙の施設等に損害が生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合の費用は、甲が負担するものとする。

（早期終了への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、発着場の早期の使用終了に努めるものとする。

（終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を発着場として使用することを終了するときは、乙に使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（平常時の訓練）

第１０条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙双方又は一方から終了の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第１２条　この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年　６月　１日

（甲）　豊島区長

高　野　之　夫

（乙）　学校法人学習院　理事長・院長

内　藤　政　武

36.災害時における相互協力に関する協定（学校法人東京音楽大学）

豊島区を「甲」とし、学校法人東京音楽大学を「乙」とし、甲乙の間において次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲と乙がお互い平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・園児及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（利用する施設の範囲）

第２条　この協定書に基づき甲が利用する施設は、乙の管理する施設のうち豊島区南池袋及び豊島区雑司が谷に存する学校施設の一部とする。

（協力の内容）

第３条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、甲の情報を提供する。

(2) 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。

(3) 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。

(4) 乙は、管理する施設のうち、災害時に避難所として利用できる施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（避難所の開設）

第４条　甲は、災害時に避難所を開設する必要が生じた場合、乙の指定した場所に、乙の承諾のもとに開設することができる。

（開設の通知）

第５条　甲は、前条に基づき避難所を開設する際、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。

（避難所の管理）

第６条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

２　避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

（開設期間）

第８条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、乙に開設期間延長を要請するものとする。

（避難所解消への努力）

第９条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるように配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

第 10 条　甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（平常時の訓練）

第 11 条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、平成 15 年４月１日から平成 16 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日から１ヶ月前までに、甲乙双方から特段の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もその例による。

（協　議）

第 13 条　この協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 15 年４月１日

（甲）豊島区長　　高　野　之　夫

（乙）学校法人東京音楽大学
理 事 長　　植　村　泰　一

37.災害時における相互協力に関する協定（学校法人後藤学園）

豊島区を「甲」とし、学校法人後藤学園を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり災害時における相互協力に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲と乙が、お互いに平素から連絡を密にし、災害時に地域住民及び乙の学生・生徒・職員の安全の確保を図るため災害対策上必要な事項を定め、災害時救援活動が円滑に実施できることを目的とする。

（協力内容）

第２条　乙は、豊島区内に災害が発生し、甲の要請があった場合には、次の各号の協力を行うものとする。

一　乙が所有し又は管理する施設及び用地を、被災者のために避難所及び物資集積場所（以下避難所等という。）として提供すること。

二　地域の被災者に対し、乙の所有する厨房等を使用し、乙の職員によって炊き出し等を実施すること。

三　その他、乙が可能とするサービスの提供をすること。

２　甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、甲の情報を提供すること

（避難所等の開設）

第３条　甲は、災害時において避難所等として使用する際、乙の指定した場所に、乙の承諾のもとに避難所等を設けることができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき避難所等として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

（避難所等の管理）

第５条　避難所等の管理運営は、甲の責任において行なうものとする。

２　避難所等の管理運営については、乙は、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所等の管理運営に関わる費用を負担するものとする。

２　第２条第１項第２号に規定する炊出し等について、乙が要した経費については、甲及び乙が協議し、甲の負担すべき額を決定するものとする。

３　避難所等の開設期間中に施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を甲の負担で修理するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所等の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、使用許可延長の要請をするものとする。

（避難所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所等として使用を終了する際には、乙に文書又は口頭で通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（平常時の訓練）

第 10 条　甲は、乙が行なう防災訓練に対し、協力するものとする。

（情報の交換）

第 11 条　甲及び乙は、相互の防災対策の取組状況及び協力事項について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は、平成 15 年９月５日から平成 16 年９月４日までとする。

ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに甲、乙双方に特段の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協　議）

第 13 条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 15 年９月５日

（甲）　豊島区長　　高　野　　之　夫

（乙）　学校法人
後藤学園　理 事 長　　前　田　　喜　市

38.災害時における相互協力に関する協定（学校法人立教学院）

豊島区を「甲」とし、学校法人立教学院を「乙」とし、甲乙の間において東京都が指定する避難場所運用の際の相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生・生徒・児童及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。

(2) 甲は、乙の施設内に大型消火器を設置する。

(3) 乙は、災害時に乙の施設の近隣に火災が生じた場合、初期消火活動に協力する。

(4) 乙は、災害時に避難所として地域住民に開放する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要が生じた場合、前条第４号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

２　避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、１回の延長申請につき、７日を限度とする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（平常時の訓練）

第 10 条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 15 年 11 月 28 日から平成 16 年 11 月 27 日までとする。

ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協　議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 15 年 11 月 28 日

（甲）　豊　島　区　長　　高　　野　　之　　夫

（乙）　学校法人立教学院
理　　事　　長　　小 宮 山　　昭　　一

39.災害時における相互協力に関する協定（学校法人大正大学）

豊島区を「甲」とし、学校法人大正大学を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲と乙が相互に平素より連絡を密にし、災害時に地域住民並びに乙の学生及び教職員等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

(1) 甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。

(2) 乙は、管理する施設のうち避難所として地域住民に開放する施設の範囲をあらかじめ定め、災害時の円滑な運営を図るものとする。

（避難所の開設）

第３条　甲は、災害時に乙の施設内に避難所を開設する必要が生じた場合、前条第２号により乙の定めた施設を避難所として開設することができる。

（開設の通知）

第４条　甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所を開設する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所の管理）

第５条　避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

２　避難所の開設期間中に避難所の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、災害の被害の状況等により、避難所の開設期間を延長する必要があると認められた場合、乙と協議の上、乙に避難所の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、１回の延長申請につき、７日を限度とする。

（避難所解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所の早期解消に努めるものとする。

（避難所の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に避難所使用終了届を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（平常時の訓練）

第 10 条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成 17 年６月 20 日から平成 18 年６月 19 日までとする。

ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに

１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協　議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 17 年６月 20 日

（甲）　豊　島　区　長　　高　野　　之　夫

（乙）　学校法人大正大学
理　事　長　　里　見　　達　人

40.災害時における相互協力に関する協定書（学校法人帝京平成大学）

豊島区を「甲」とし、学校法人帝京平成大学を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり、相互協力に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲と乙とが相互に平素より連絡を密にし、災害時に乙の学生、教職員等及び地域住民等の安全の確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　甲と乙との協力の内容は、次のとおりとする。

（１）甲は、乙の施設内に戸別受信機を設置して、災害時に甲の情報を乙に提供する。

（２）甲は、乙の敷地内に防災行政無線（同報系）屋外拡声子局を設置して、甲の情報を乙及び乙の学生、教職員等並びに地域住民等に提供する。

（３）乙は、管理する施設のうち避難所等として甲及び地域住民等の利用に供する施設の範囲をあらかじめ別図のとおり定め、災害時における避難所等の円滑な運営を図るものとする。

（４）乙は、乙管理下の教職員及び学生における専門技能をもって、必要に応じ乙の施設を活用し、救護活動にあたるものとする。

（避難所等の開設）

第３条　甲は、災害時に乙の施設内に避難所等を開設する必要が生じた場合、前条第３号により乙の定めた施設を避難所等として開設することができる。

（開設の通知）

第４条 甲は、前条に基づき乙の施設内に避難所等を開設する場合、乙に対し、事前に開設通知又は口頭でその旨を通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに文書にて通知するものとする。

（避難所等の管理）

第５条　避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、避難所等の管理運営について、できる限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、避難所等の管理運営にかかわる費用を負担するものとする。

２　避難所等の開設期間中に甲又は地域住民等の責めにより乙の施設等に損害を生じた場合、甲は、当該施設等を修理するものとする。この場合、修理費は甲が負担するものとする。

３　第２条第４号に係る経費については、甲及び乙が協議し、甲の負担すべき額を決定するものとする。

（開設期間）

第７条　避難所等の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、災害の被害の状況等により、避難所等の開設期間を延長する必要があると認めた場合は、乙と協議の上、乙に避難所等の開設期間の延長を申請するものとする。この場合、１回の延長申請につき、７日を限度とする。

（避難所等解消への努力）

第８条　甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等の終了）

第９条　甲は、乙の管理する施設を避難所等として使用することを終了するときは、乙に避難所等使用終了通知を提出するとともに、その施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（平常時の訓練）

第１０条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までとする。

ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから解約の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協　議）

第12条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２０年　３　月１１日

甲　東京都豊島区東池袋一丁目１８番１号
豊島区
豊島区長　高　野　　之　夫

乙　東京都豊島区東池袋二丁目５１番４号
学校法人帝京平成大学
理事長　冲　永　　佳　史

41.災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書（豊島郵便局）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島郵便局（以下「乙」という。）は、豊島区内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第１条　この覚書において、「災害」とは、災害基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、豊島区内に災害が発生し次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

１　乙が所有する車両を緊急連絡用車両等として提供すること。

２　乙が所有し、又は管理する施設及び用地を、避難場所、物資集積場所等として提供すること。

３　被災区民の避難先及び被災状況の情報を相互に提供すること。

４　避難場所に臨時の郵便差出箱を設置すること。

５　災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱をすること。

６　その他、前記各号に定めのない事項で協力できること。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

２　前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては豊島区防災課長、乙においては豊島郵便局総務課長とする。

第８条　この覚書に定めのない事項及び覚書に関し疑義が生じた場合は、両者が協議し決定する。

第９条　この覚書の有効期間は、平成 10 年２月 24 日から、平成 10 年３月 31 日までとする。

ただし、期間満了の２ヵ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとする。

以後の場合も同様とする。

上記の覚書の有効締結の証とするため、この書面２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自、その１通を保有する。

平成 10 年２月 24 日

甲　東京都豊島区東池袋１丁目 18 番１号
豊 島 区 長　　加　藤　一　敏

乙　東京都豊島区東池袋３丁目 18 番１号
豊島郵便局長　　寺　澤　　誠

42.災害時における相互連携に関する基本協定書（東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社）

豊島区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社（以下「乙」という。）は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、早期の復旧を実現するため甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的とする。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を互いに派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時、次に掲げる情報を相互に提供する。

（１）　甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）のリストを作成し、更新の都度情報を提供する。

（２）　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供する。

（３）　乙は甲に対し、所管施設の被害状況、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する体制確保状況などの情報を提供する。

（４）　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有する。

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時、次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障の無い範囲において相互に協力する。

（１）　電力の復旧に支障となる渉外物等の除去や応急措置の実施

（２）　乙が所有する電力設備が甲の施設の支障となっている場合の除去作業

（３）　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（４）　住民への停電情報等の周知のため、甲の広報手段の利用

（覚書の締結）

第５条　甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に覚書等により定めるものとする。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。ただし、豊島区行政情報公開条例第５条、その他法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

（協定期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効

期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して解決に努めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自一通を保持する。

令和　３年１１月１６日

豊島区南池袋二丁目４５番　１号
甲　豊島区
代表者　豊島区長　　高野　之夫

豊島区北大塚二丁目３３番１７号
乙　東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社
代表者　大塚支社長　　土岐　有紀子

43.災害時における LP ガスの供給に関する協定（一般社団法人東京都ＬＰガス協会城北第二支部）

豊島区（以下、「甲」という。）と一般社団法人東京都ＬＰガス協会城北第二支部（以下、「乙」という。）とは、豊島区内に震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、ＬＰガスの供給に関する協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時におけるＬＰガスの調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害時において、救援センターにおけるＬＰガスの調達が必要であると認めたときは、場所、品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、ＬＰガスの供給を要請することができる。
２　緊急で、書面により要請することが出来ない場合は、電話等による口頭での方法で協力を要請したうえで、後日速やかに書面を提供する。

（協力業務の内容）
第３条　甲が乙に対して協力を要請する業務（以下、「協力業務」という。）は、次のとおりとする。
(1) ＬＰガスの供給
(2) ＬＰガスの運搬及び設置

（協力業務）
第４条　甲は、災害時において救援センターへのＬＰガスの供給が円滑に行われるよう、平素から受入体制の整備に努めるものとする。
２　乙は、第２条の規定により甲から要請を受けたときは、ＬＰガスの優先的な供給について積極的に協力するよう努めるものとする。

（引き渡し）
第５条　ＬＰガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、品名、数量等を確認の上受領するものとする。
２　乙は前項の業務が終了したときは、書面により甲へ報告するものとする。

（安全点検）
第６条　乙はＬＰガスを供給するときは、ＬＰガスの安全点検を行うものとする。

（費用負担）
第７条　乙が協力業務に要した費用については、甲が負担する。
２　前項の規定により、甲が負担する費用は、次のとおりとする。
(1) ＬＰガスの供給に要した費用は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(2) 運搬及び設置に要した費用は、その実費額とする。

(費用の請求)
第８条　乙は、ＬＰガスの引渡し後、費用の明細書を作成し、甲に費用を請求する。

(費用の支払い)
第９条　甲は、乙から前条の請求があった時は、その内容を確認の上、乙に支払う。

(情報交換)
第１０条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及びＬＰガスの供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)
第１１条　甲は、この協定が円滑に機能させるため、甲が実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(損害補償)
第１２条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

(協定期間)
第１３条　この協定の期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、双方から申し出のない場合には、更に１年間延長され、以降この例によるものとする。

(協　議)
第１４条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し双方記名押印の上各自１通を保有する。

令和4年10月24日

甲　　豊島区南池袋二丁目45番1号

豊 島 区 長　　高　野　之　夫

乙　　練馬区田柄二丁目32番24号
一般社団法人東京都ＬＰガス協会城北第二支部

支　部　長　　細　野　正　樹

44.災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定

豊島区（以下「甲」という。）と NTT 東日本株式会社(以下「乙」という。）は、自然災害等が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、通信障害復旧の連携等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要なときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　前項の要請は、支援協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、口頭、電話等により協力の要請をすることができる。

３　前項ただし書の場合において、甲は乙に対し、事後速やかに支援協力要請書（第１号様式）を提出するものとする。

（態勢の構築等）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、事業に支障のない範囲において協力態勢を構築し、相手方の指示に基づく対応を行うよう努めるものとする。

２　乙は、対応可能な協力の内容について、協力可能事項等措置状況報告書（第２号様式）により甲に連絡する。

（連絡体制）

第４条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、甲又は乙の職員を相互に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第５条　甲及び乙は、災害時に次の各号に掲げる情報の提供を相互に行うものとする。

（１）甲は乙に対し、優先的な復旧を希望する区の重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等をいう。）リストを、更新の都度随時提供すること。

（２）甲は、住民が避難している地域及び避難所の情報を乙に対し提供すること。

（３）乙は、通信障害の発生状況や復旧見込等に関連する情報を甲に対し提供すること。

（４）甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況を共有すること。

（５）乙が所有するドローンを用いた、災害現場の被害状況等をドローン飛行撮影による情報収集およびその情報提供に関すること

（災害時の相互協力）

第６条　甲及び乙は、災害時に次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。

（１）甲及び乙が所有する施設や通信障害の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施

（２）甲及び乙が所有する施設、駐車場等の利用

（３）住民への通信障害等の周知のため、甲の防災無線、防災メール、ラジオ等の利用

（４）乙の保有する資機材等の提供、又は貸与

（平時の相互協力）
第７条　甲及び乙は、平時に次の各号に掲げる事項について自ら行う業務に支障のない範囲において相互に協力する。
（１）地域の防災力向上、区民の防災意識醸成に関すること
（２）乙が設置する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に関すること

（実施細目の締結）
第８条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割、具体的な実施事項、相互利用する施設等について、別に細目協定等により定めるものとする。

（費用の負担）
第９条　本協定に係る費用の負担は、細目協定に定めのない限り、原則として双方において発生しないものとする。

（損害補償）
第１０条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年条例第 38 号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　当該業務の実施に伴い、乙および第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲乙協議して決する。

（情報の提供）
第１１条　甲及び乙は、平時から本協定が円滑に運用されるよう、あらかじめ次の情報を提供し、災害時に備えるものとする。
（１）甲の災害対応拠点一覧
（２）乙の災害対応拠点一覧
２　前項各号に掲げる情報に変更があった場合は、速やかに相手方へ連絡するものとする。

（秘密保持）
第１２条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

（訓練）
第１３条　乙は、甲からの要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとし、協力するものとする。

（連絡責任者）
第１４条　甲及び乙は、支援協力を速やかに遂行するため、本協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者等名簿（第３号様式）を相互に提出するものとし、連絡責任者に変更が生じた際は、速やかに相手方へ報告するものとする。

（有効期間）

第１５条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１６条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年１１月６日

甲　　豊島区南池袋二丁目 45 番１号
豊島区長　高　際　　み　ゆ　き

乙　　東京都新宿区北新宿一丁目５番１号
NTT 東日本株式会社　東京北支店
支店長　　金　子　　朋　廣

災害時等における情報連絡員の派遣に関する細目協定書

豊島区（以下「甲」という。）とNTT東日本株式会社（以下「乙」という。）は、令和2025年11月6日に締結した「災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害時等における情報連絡員の派遣に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、豊島区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（情報連絡員の派遣内容）

第２条　甲及び乙は、通信環境の復旧に要する時間が長時間にわたると判断したときは、災害時の連携を図るため、甲乙協議の上、甲又は乙の職員をそれぞれが指定する場所に派遣し、甲及び乙がそれぞれ持つ情報の共有を図る態勢を確立する。

２　情報連絡員の派遣を行う場合は、甲及び乙は速やかに情報連絡員を手配し、それぞれ情報連絡員の受入れに必要な執務スペース、休憩場所等の準備をする。

３　情報連絡員の派遣を行わない場合は、原協定第１３条に定める連絡責任者を通じて、情報の共有及び要請を行う。

４　情報連絡員の派遣の解除については、甲乙協議の上決定する。

（情報連絡員の役割）

第３条　情報連絡員は、必要に応じて、甲及び乙がそれぞれ開催する災害対策本部会議等の会議に出席し、甲乙間の情報連携及び要請窓口としての役割を担う。

２　甲及び乙が情報連絡員を通じて共有する主な情報は、次の各号に定めるところによる。

（１）甲が乙に提供する情報は次のとおりとする。

ア　交通機関、道路等状況、避難所情報、孤立情報、ライフライン状況、建物被害等

イ　被災者（住民）の通信関連の状況

ウ　停電、復電状況等の情報

エ　携帯電話事業者のサービス状況

オ　自治体等の重要施設の通信状況

カ　移動電源車、可搬型発電機等の余剰機材に関する情報

（２）乙が甲に提供する情報は次のとおりとする。

ア　通信支障有無等情報、設備被災状況

イ　通信支障見込み情報

ウ　被災者支援状況

エ　提供可能なICT環境

オ　故障受付ご案内

３　情報連絡員は、第１項に定める役割以外については、甲乙協議の上支障にならない範囲で実施するものとする。

（携行品等）

第４条　前条の役割を遂行するために必要な物資、食料等については、情報連絡員が持参するものとするが、受け入れ側の甲又は乙が必要と認める場合は、受け入れ側の甲又は乙が有するコピー機、ファックス等の什器、電源等の借用ができるものとする。

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第６条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和７年１１月６日

甲　豊島区南池袋南池袋二丁目45番1号
豊島区長　高　際　　み　ゆ　き

乙　東京都新宿区北新宿一丁目５番１号
NTT東日本株式会社
東京北支店長　　金　子　　朋　廣

災害時等における通信障害時の緊急対応に関する細目協定書

豊島区（以下「甲」という。）とNTT東日本株式会社（以下「乙」という。）は、令和2025年11月6日に締結した「災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害時等における通信障害時の緊急対応に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、豊島区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急対応に必要な機器の提供内容）

第２条　乙は、甲の要請に基づき、甲が指定する引渡し場所に物資等を配送するものとする。ただし、乙による配送が困難な場合は、甲の職員等が配送するものとする。

２　乙は、甲の要請に基づき、甲の指定する場所において物資等を甲に引渡すものとする。この場合において、事前に配送時間及び配送数量等を甲乙双方確認するものとし、引渡し場所においても、甲（甲の指定する者を含む。この項において同じ。）乙双方が品目、数量等を確認の上、甲が受け取るものとする。

３　第１項に規定する物資等の引渡し場所は、甲及び乙が事前に協議の上定める場所とする。ただし、当該引渡し場所は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

（１）トラックによる応急物資の積み降ろしが可能な場所であること。

（２）前号のほか、応急物資の引渡しに当たり乙が必要と判断したものであること。

４　前項の規定により定めた引渡し場所における応急物資の引渡しが、交通途絶その他のやむを得ない事情により困難であると甲又は乙が判断した場合は、応急物資の引渡し場所は、乙の指定場所とする。

（協力業務の内容）

第３条　乙は、被災状況を鑑み、次の各号に掲げるサービスを避難所等に提供するものとする。

（１）衛星を利用した電話サービス

（２）無線機器を利用した電話サービス

（３）非常用可搬型加入者線収容装置による電話サービス

（４）応急復旧光ケーブルによる通信環境

（５）無線装置によるWi-Fiでのインターネット環境

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第５条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和７年１１月６日

甲　豊島区南池袋南池袋二丁目45番1号
豊島区長　高　際　　み　ゆ　き

乙　東京都新宿区北新宿一丁目５番１号
NTT東日本株式会社東京北支店長　　金　子　　朋　廣

災害時等における啓開作業の相互協力に関する細目協定書

豊島区（以下「甲」という。）とNTT東日本株式会社（以下「乙」という。）は、令和2025年11月6日に締結した「災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害時等における啓開作業に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、豊島区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（対象区域）

第２条　本協定の対象となる区域は、甲が管理する道路区域とし、啓開作業に必要と判断された場合は、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４４条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

２　前項の規定にかかわらず、相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲及び乙が協議の上必要な範囲について定めるものとする。

（対象作業）

第３条　前条に定める区域において行う、本協定の対象となる作業は、甲が行う啓開作業及び乙が行う復旧作業の支障となる樹木、土砂等及び通信設備の障害物の除去作業を対象とする。

（道路区域における作業の実施）

第４条　第３条に規定する対象作業を行うに当たり、甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

２　甲は、迅速な啓開作業に支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

３　前項に規定する作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

（費用の負担）

第５条　前条の規定に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別紙１「災害時における障害物の除去等に関わる復旧作業・啓開作業の費用負担」による。

２　費用は、災害発生時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（実施責任）

第６条　関係機関への周知、第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

２　作業に伴い発生した事故及び災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って　行う。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和７年１１月６日

甲　豊島区南池袋南池袋二丁目45番1号
豊島区長　高　際　　み　ゆ　き

乙　東京都新宿区北新宿一丁目５番１号
NTT東日本株式会社東京北支店長　　金　子　　朋　廣

災害時等における特設公衆電話の設置・利用等に関する細目協定書

豊島区（以下「甲」という。）とNTT東日本株式会社（以下「乙」という。）は、令和2025年11月6日に締結した「災害時等における通信障害復旧の連携等に関する協定」（以下「原協定」という。）に基づき、災害時等における特設公衆電話の設置、利用等に関し、甲乙間において次のとおり細目協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的及び原則）

第１条　本協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、豊島区地域防災計画等に基づき、災害時の相互協力の一環として、甲及び乙が災害時の緊急対応を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（特設公衆電話の利用）

第２条　乙は、甲の要請を受けたときは、特設公衆電話の利用開始の判断を行う。

２　乙が特設公衆電話の利用開始を決定した場合において、甲は、特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、特設公衆電話の利用を開始することができるものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話の利用を開始した際の、特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所、地番及び建物名をいう。以下同じ。）、設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）を連絡責任者に通知するものとする。

４　第１項及び前項において特設公衆電話を開設した場合、甲は利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（設置場所及び設置箇所の決定）

第３条　特設公衆電話の設置に係る設置場所及び電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

２　特設公衆電話の設置に係る設置箇所については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

３　前２項の規定により決定した設置場所等情報は、甲乙双方が保管するものとする。

（移転、廃止等）

第４条　甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等が行われ、又は新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面により報告しなければならない。

２　設置箇所の移動に係る費用については、甲の費用負担で行うものとする。

（特設公衆電話に関する設備の配備及び費用負担）

第５条　前２条にかかわる特設公衆電話の配備に必要な設備のうち、配管、引込み柱、端子盤、電話機等の通信機器等は、甲の費用負担で設置するものとする。屋内配線（モジュラージャックを含む。）等の電話回線等は、乙の費用負担で設置するものとする。

２　甲は、災害の発生時において、特設公衆電話が即座に利用可能な状態となるよう、電話機等を適切な場所に保管の上、管理するものとする。

（利用の終了）

第６条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。この場合において、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙が利用終了を通知する前に、特設公衆電話を設置する避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去するものとする。この場合において、甲は、特設公衆電話を撤去した設置場所等情報を原協定に定める連絡責任者に通知するものとする。

（設置場所の公開）

第７条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）
第８条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙１「特設公衆電話定期試験項目」に定める試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）
第９条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。

（平常時の取組み）
第１０条　乙は、本協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するよう努める。
２　前項の防災訓練等にかかる費用は、乙の負担とする。
３　甲及び乙は、災害時における特設公衆電話の有効性について、平常時において広報活動に努める。

（目的外利用の禁止）
第１１条　甲は、第３条に規定する特設公衆電話の利用及び第９条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（有効期間）
第１１条　本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１２条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和７年１１月６日

甲　豊島区南池袋南池袋二丁目45番1号
豊島区長　高　際　　み　ゆ　き

乙　東京都新宿区北新宿一丁目５番１号
NTT東日本株式会社東京北支店長　　金　子　　朋　廣

45.水害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会）（※現:豊島土木防災協会）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき水災時における民間協力計画の一環として、豊島区が、豊島道路建設協力会に対し、水災応急対策業務に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　豊島区長（以下「甲」という。）は、水災が発生し豊島区のみでは十分な応急処理を実施することができない場合、状況により豊島道路建設協力会（以下「乙」という。）に対し水災応急業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、水災時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、万難を排し建設資機材等を提供するものとする。

第５条　乙の使用した建設資機材等に要した費用は甲が負担する。

（協　議）

第６条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑　則）

第７条　この協定は昭和 53 年８月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

昭和 53 年８月１日

甲　　豊 島 区 長　　日　比　寛　道

乙　　豊島道路建設協力会　代表　　末　　吉　郎

46.災害時における応急対策に関する協定書（豊島道路建設協力会）（※現:豊島土木防災協会）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき災害時における民間協力計画の一環として、豊島区が、豊島道路建設協力会に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　豊島区長（以下「甲」という。）は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理を実施することができない場合、状況により豊島道路建設協力会（以下「乙」という。）に対し災害応急業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、万難を排し建設資機材等を提供するものとする。

第５条　乙の使用した建設資機材等に要した費用は甲が負担する。

（協　議）

第６条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑　則）

第７条　この協定は昭和 63 年３月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

昭和 63 年２月 23 日

甲　豊島区長　加藤一敏

乙　豊島道路建設協力会　代表　鳥越哲夫

47.災害時における応急対策に関する協定書（豊島建設業協会）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、豊島建設業協会（以下「乙」という。）に対し災害対策業務に関する協力を求めるときの手続を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し豊島区のみでは十分な応急処理等を実施することができない場合、乙に対し災害応急対策業務の協力を要請することができる。

２．前項の協力の範囲は、甲の施設の応急処理に係る建設資機材、労力等、（以下「資機材等」という。）の提供とする。

（業務の内容等）

第３条　甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、日時、場所等を指定して、資機材等の提供を求めるものとする。

（資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に資機材等を提供するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙の資機材等の提供に要した費用は甲が負担する。

（協　議）

第６条　この協定の解釈に疑義が生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑　則）

第７条　この協定は平成６年３月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成６年３月１日

甲　豊島区
豊島区長　加藤一敏

乙　豊島建設業協会
会長　渡邊輝

48.災害時における応急対策に関する協定（豊島電友会）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、豊島区（以下「甲」という。）が、豊島電友会（以下「乙」という。）に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

２　甲は、乙に対し協力の要請を行うときは、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資器材等の提供要請書（別記第１号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（業務内容等）

第３条　前条において甲が要請する協力の範囲は、以下のとおりとする。

（１）　甲の実施する応急対策に要する電機資器材、労力等（以下「資器材等」という。）の提供

（２）　甲の施設等の電気設備の応急復旧業務

２　甲は、乙に対し、災害時の実情に応じて、必要となる資器材等について、数量、　日時、搬入場所等を指定して提供を要請するものとする。

（資器材等の優先提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、乙の会員に対し、万難を排して甲に資器材等を優先提供させるものとする。

（費用の負担）

第５条　　乙の会員が実施した資器材等の提供に要した費用は、甲が負担する。

２　乙の会員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（協　　議）

第６条　この協定の解釈に疑義を生じた場合は、及び、この協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成２１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日からさらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（連絡窓口）

第８条　甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

（雑　　則）

第９条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

平成２０年１２月１１日

甲　東京都豊島区東池袋一丁目１８番１号
豊島区
豊島区長　高　野　之　夫　㊞

乙　東京都豊島区北大塚三丁目３３番４号
豊島電友会
会　長　玉　井　芳　夫　㊞

49.災害時における応急対策協力に関する協定（豊島設備防災協力会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島設備防災協力会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区が行う災害応急対策に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条　甲は、豊島区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

２　甲は、乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資機材等の提供要請書（別記第１号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭又はＷｅｂにてこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（要請に対する措置）

第２条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その会員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力等（以下「資機材等」という。）を優先提供させるものとする。また、乙の会員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

（体制の整備）

第３条 乙は、前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材等を確保し、体制の整備に努めるものとする。

２　各救援センターに乙の会員会社にて各々担当を定め、事前調査を行い、速やかな対応を行えるようにする。

（業務の内容）

第４条　乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。

（１）　ライフライン施設の応急対策に関すること

（２）　救援センターの応急対策に関すること

（３）　応急住宅対策に関すること

（４）　その他甲が必要と認める業務

（費用の負担）

第５条　乙の会員が前条各号の業務を行う際、資機材等の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　乙の会員は、前項の費用の請求に際し、甲の確認を受けるものとする。

（相互連絡）

第６条　甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれの担当窓口を設置するものとする。乙においては、会長会社をこれとする。

２　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するために緊急連絡網を策定し、甲に提出するものとする。年１回見直しを行い、甲へ提出するものとする。

３　甲専用の乙のホームページへのログインパスワードを設定し、Ｗｅｂにて情報共有を行い、相互連絡を行えるようにする。

（災害補償及び損害賠償）

第７条　甲の要請に基づく応援の実施中に、乙の会員もしくは乙の会員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例

第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
２　応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

（その他）

第８条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、及び、この協定に定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。
２ この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第９条 この協定の期間は、協定締結の日から平成３１年 ３月３１日までとする。
ただし、期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意志表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し双方押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３０年４月１日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　　高　野　　之　夫

乙　　東京都豊島区要町二丁目３０番６号
豊島設備防災協力会
会　　長　　齋　藤　　泰　彦

50.災害時における応急対策協力に関する協定（東京土建一般労働組合 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京土建一般労働組合豊島支部（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区が行う災害応急対策に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）
第１条　甲は、豊島区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う災害応急対策について必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。
２　甲は、乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、災害時応急対策協力要請書（別記第１号様式）をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭又は電話等の方法により行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（要請に対する措置）
第２条　乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その組合員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力等（以下「資機材等」という。）を優先提供させるものとする。
また、乙の組合員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

（体制の整備）
第３条　乙は、前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材等を確保し、体制の整備に努めるものとする。

（業務の内容）
第４条　乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。
（１）倒壊建物等からの救出・救助
（２）避難所（救援センター）及び区有施設等の応急的な危険度の判定
（３）避難所（救援センター）及び区有施設等の応急処置
（４）その他甲が必要と認める業務

（費用の負担）
第５条　乙の組合員が前条各号の業務を行う際、資機材等の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。
２　乙の組合員は、前項の費用の請求に際し、甲の確認を受けるものとする。

（相互連絡）
第６条　甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。
２　乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するために緊急連絡網を策定し、甲に提出するものとする。

（災害補償及び損害賠償）
第７条　甲の要請に基づく応援の実施中に、乙の組合員もしくは乙の組合員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
２　応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定め

る。

（その他）
第８条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、及び、この協定に定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。
２　この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

（協定の期間）
第９条　この協定の期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。
ただし、期間満了の日の１月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年２月７日

甲　豊島区
東京都豊島区東池袋一丁目１８番１号
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京土建一般労働組合豊島支部
東京都豊島区西池袋五丁目２２番１５号
執行委員長　玉　木　良　彦

51.災害時における応急対策に関する協定（一般社団法人巣鴨建設組合）

（主旨）

第１条　この協定は、豊島区(以下「甲」という。)が、一般社団法人 巣鴨建設組合(以下「乙」という。)に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合に甲が行う災害対策業務に関する協力を求めるときの手続きなどについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は乙に対し、区内において災害が発生、または発生する恐れがある場合に行う災害応急対策業務について必要があると認めるときは協力を要請することができる。

２　甲は乙に対し前項の要請を行う場合、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により災害応急対策協力要請書(別記第 1号様式)をもって要請するものとする。ただし文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（要請に対する処置）

第３条　乙は前条の規定により応援の要請を受けた場合は、その組合員に対し、可能な限り甲に必要な資機材及び労力など(以下「資機材等」という。)を優先提供させるものとする。また、乙の組合員は、原則として甲の職員の指示に基づき、災害応急対策に協力するものとする。

（体制の整備）

第４条　乙は前条に規定する災害応急対策を速やかに施行するため、必要な資機材を確保し、組合員への体制の整備に努めることとする。

（業務の内容）

第５条　乙は、甲より協力要請を受けたときは、次の業務を行う。

１　区有施設などの調査への協力と応急修繕

２　倒壊建物などからの救出・救援活動

３　被災建築物に関する相談・助言活動

４　その他、甲が必要と認める災害応急対策業務に対する協力

（費用の負担）

第６条　乙の組合員が実施した資機材などの提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　乙の組合員は、甲の認定を受けて、当該業務の実施に要した費用を甲に請求するものとする。

（災害補償及び損害賠償）

第７条　甲の要請に基づく応援の実施中に、この組合員もしくは乙の組合員の従業員が負傷、もしくは疾病に罹ったり、死亡したりした場合は、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例(平成17年条例第38号)の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙が協議して定めるものとする。

（相互連絡）

第８条　甲乙間において相互に円滑に連絡調整を行うために、それぞれに担当窓口を設置するものとする。

（協議）

第９条　この協定に疑義を生じた場合、及び、この協定の実施に必要な事項が生じたときは、その都度、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第１０条　この協定の有効期間は、締結の日から平成32年（2020年）3月31日までとする。ただし、期間満了の日の一月前までに、甲乙いずれか一方から何らかの解約の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに一年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を二通作成し、甲と乙双方が記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成３１年２月７日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京都豊島区北大塚二丁目28番6号
一般社団法人　巣鴨建設組合
代表理事　平　津　幸　男

別記 第１号様式（第２条関係）

災害応急対策協力要請書

年　　月　　日

様

豊島区長　　印

災害時における応急対策に関する協定第２条第２項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要 請 番 号	No.
要 請 内 容	
場　　所	
備　　考	
担　当　者	所属 氏名 電話　　FAX

52.災害時における資機材等の優先的提供に関する協定（株式会社アクティオ）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は災害時における資機材等の優先的提供について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が行う災害応急対策活動等に対して、乙の災害時における資機材等の優先的提供を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第２条　甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害応急対策活動等を実施する必要が生じた場合は、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）への資機材等の優先的提供について、乙に対し要請することができる。

（協力の実施）

第３条　甲は、前条の規定による要請の内容は、災害時の実状に応じて、乙に対し資機材等の品目、数量、借用期間、指定場所等を明示した「災害時におけるレンタル機材の供給に関する要請書」（別紙第１号様式）により行い、資機材等の優先的提供を要請するものとする。ただし、緊急時等これにより難い場合は口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り資機材等の優先的提供に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により資機材等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

３　前項の規定にかかわらず、乙による資機材の輸送が困難な場合は、甲が協力を締結している団体等が行うことができるものとする。その場合は、甲は乙に対し、輸送を行わせしめる指定団体名を伝達するものとする。

（資機材等の受領）

第４条　甲は、第２条の規定による指定場所において、品目、数量等を確認の上、資機材等を受領するものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき提供したときは、「レンタル機材提供報告書」（別紙第２号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が第３条の規定による協力に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生直前における災害救助法に基づく基準額を参考にして、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請に基づき出動した者が、災害業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、他の法令その他により補償が受けられないときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（平成 17 年豊島区条例第 38 号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡担当者等の指定）

第９条　甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定の期間は、平成２９年８月３１日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協　議）

第１１条　この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

平成２９年８月３１日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目 45 番１号
豊　島　区　長　　高　野　　之　夫

乙　　東京都中央区日本橋三丁目 12 番 2 号
朝日ビルヂング 7 階
株式会社 アクティオ
代表取締役社長　　小　沼　　直　人

53.災害時における資機材等の提供に関する協定（株式会社カナモト）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社カナモト（以下「乙」という。）は災害時における資機材等の提供について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、豊島区内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、甲が行う災害応急対策活動等に対して、乙の災害時における資機材等の提供を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請内容）

第２条　甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において災害応急対策活動等を実施する必要が生じた場合は、甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）への資機材等の提供について、乙に対し要請することができる。

（協力の実施）

第３条　甲は、前条の規定による要請の内容は、災害時の実状に応じて、乙に対し資機材等の品目、数量、借用期間、指定場所等を明示した「災害時におけるレンタル機材の供給に関する要請書」（別紙第１号様式）により行い、資機材等の提供を要請するものとする。ただし、緊急時等これにより難い場合は口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り資機材等の提供に協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力の実施が困難と判断した場合や、交通網の寸断等の影響により資機材等の搬送自体が不可能な場合は、この限りではない。

３　前項の規定にかかわらず、乙による資機材の輸送が困難な場合は、甲が協力を締結している団体等が行うことができるものとする。その場合は、甲は乙に対し、輸送を行わせしめる指定団体名を伝達するものとする。

（資機材等の受領）

第４条　甲は、第２条の規定による指定場所において、品目、数量等を確認の上、資機材等を受領するものとする。

（報告）

第５条　乙は、甲の要請に基づき提供したときは、「レンタル機材提供報告書」（別紙第２号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙が第３条の規定による協力に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担するものとする。その場合、甲が負担する費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。甲は、乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第８条　甲の要請に基づき出動した者が、災害業務の実施中に負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合で、他の法令その他により補償が受けられないときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（平成 17 年豊島区条例第 38 号）に基づき、これを補償するものとする。

（連絡担当者等の指定）

第９条　甲及び乙は、平常時及び災害発生時の連絡体制を円滑なものとするため、連絡担当者及び連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

（協定期間）

第１０条　この協定の期間は、平成２９年９月１２日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協　議）

第１１条　この協定に定めのない事項、またはこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

平成２９年９月１２日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号
豊　島　区　長　　高　野　　之　夫

乙　　北海道札幌市中央区大通東三丁目 1 番地 19
株式会社 カナモト
代表取締役社長　　金　本　　哲　男

別紙第１号様式（第３条関係）（協定Ⅳ－８４・８５共通）

第　　号
年　　月　　日

殿

豊島区長

災害時におけるレンタル機材の供給に関する要請書

「災害時における資機材等の提供に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する貴社の措置が完了後、別紙第２号様式（協定書第５条）により、速やかに報告願います。

記

１　災害及び機材の供給を必要とする状況

２　供給を必要とする機材の内容等

必要とする機材の種類	数量	借用期間	機材運搬先

別紙第２号様式（第５条関係）（協定Ⅳ－８４・８５共通）

年　　月　　日

豊島区長

報告者：

レンタル機材供給完了報告書

「災害時における資機材等の提供に関する協定」（第５条）に基づき、当社のレンタル機材を下記のとおり供給しましたので報告します。

記

引渡日時	場　　所	機　材　名	数量	備　考

54.災害時における被災建築物応急危険度判定等に関する協定（一般社団法人東京都建築士事務所協会 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と一般社団法人東京都建築士事務所協会豊島支部（以下「乙」という。）は、豊島区被災建築物応急危険度判定実施要綱に基づき、被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）を実施する場合における被災建築物応急危険度判定士（以下、「判定士」という。）の確保等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、判定を実施する場合における判定士の確保等について、甲の要請により乙が支援協力を行うことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の業務内容）

第２条 甲は、甲の区域において震度５弱以上の地震が発生し、甲が判定実施本部を設置した場合、乙に対し支援協力を要請することができる業務は、次のとおりとする。

一　判定、判定コーディネーター又はこれに準ずる業務

二　発災直後のそれぞれの区内居住地、区内勤務地及び周辺の被災状況の通報

三　その他甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第３条 甲が乙に対し、前条の業務について協力を要請する場合は、業務内容、要請人数及び要請期間等の必要事項を記載した「支援協力要請書」（別記第１号様式）をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭にて要請し、事後速やかに「支援協力要請書」（別記第１号様式）を提出するものとする。

２　乙は、甲から前項の規定による要請を受けた場合は、平日、休日及び昼夜にかかわらず直ちに所属の会員の中から要請に応じられる者を選別し、甲が指定する日時場所に派遣する。この場合において、甲に対し「支援協力要請承諾書」（別記第２号様式）を、業務が完了した場合は「業務完了報告書」（別記第３号様式）を提出するものとする。ただし、特別な事情により協力ができない場合は、その旨を遅滞なく甲に報告する。

（業務の指示）

第４条 第２条の業務に係る指示及び連絡調整は、あらかじめ甲の組織内で分担している責任者が行うものとする。

（平常時の協力等）

第５条 乙は、災害時における本協定の円滑な運用を図るため、平常時から連絡体制を整備するものとする。

２　乙は、甲から要請のあった場合は、甲が実施する第２条の業務に関わる講習会や訓練に参加するとともに、必要な協力を行う。

（経費負担）

第６条 甲は、乙が派遣した会員が甲の要請により行った業務に要した経費のうち、集合場所に到着してから集合場所を離れるまでの飲食費を負担するものとする。

（請求及び支払い）

第７条 乙が派遣した会員は、前条に規定する経費について、「支援協力経費請求書」（第４号様式）により別に定める金額を請求できるものとする。

２　甲は、前条の規定に基づき乙が派遣した会員から請求があった場合は、その経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第８条 甲は、乙が派遣した会員が要請された業務に従事したことにより、その従事者が死亡、負傷又はり患し、若しくは障害の状態になったときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」及び「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」等に基づき、これを補償する。

（その他）

第９条 本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（有効期間）

第 10 条　本協定の有効期間は、協定の締結日から令和３年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議）

第11条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和２年７月６日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目45番１号
豊　島　区　長　　高　野　　之　夫

乙　東京都豊島区東池袋一丁目35番３号
池袋センタービル 11F
一般社団法人東京都建築士事務所協会豊島支部
支　部　長　　小　山　　清　弘

別記第１号様式（第３条関係）

豊都建発　　号
年　　月　　日

一般社団法人東京都建築士事務所協会豊島支部
支部長　　様

豊島区災害対策本部
本部長　　印
（豊島区長）

支援協力要請書

「災害時における被災建築物応急危険度判定等に関する協定」第３条の規定により、下記のとおり支援協力を要請する。

記

１　協力要請業務

２　協力要請人数

３　協力要請期間

４　支援協力可否についての回答先
豊島区判定実施本部 判定計画班（都市整備部 建築課）
ＴＥＬ:
ＦＡＸ:03-3980-5136
ＭＡＩＬ:A0023000@city.toshima.lg.jp

55.災害時における住家被害認定調査等に関する協定（公益社団法人東京都不動産鑑定士協会）

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づく災害時における住家被害認定調査等に関し、次のとおり協定を締結する（以下「本協定」という。）。

（目的）

第１条　本協定は、甲の地域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、住家被害認定調査等に関する乙の協力及び連携に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第２条　本協定における住家被害認定調査等の内容（以下「住家被害認定調査等業務」という。）は、次に掲げるものとする。

（１）災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成２５年６月内閣府。その後の改正　を含む。）に基づき、甲の職員が実施する住家被害認定調査及び事前研修に対する専門的見地からの支援

（２）罹災証明書発行時における住民からの相談に関する甲の業務の補助

（３）その他甲が合理的に必要と認める業務

（協力要請）

第３条　甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して災害復旧協力要請書（第１号様式。以下「要請書」という。）により、住家被害認定調査等業務の協力について要請する。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（住家被害認定調査専門指導員）

第４条　乙は、前条の規定により、甲から住家被害認定調査等業務の協力要請を受けた場合は、速やかに当該要請に応えるものとし、住家被害認定調査等業務のために住家被害認定調査専門指導員を派遣する。

２　前項に規定する住家被害認定調査専門指導員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（１）乙に所属する不動産鑑定士であること。

（２）住家被害認定調査及び罹災証明書発行に関する研修を受講し、専門性を有していること。

（指揮）

第５条　乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第６条　乙は、甲の要請に基づき住家被害認定調査等業務を実施したときは、災害復旧協力報告書（第２号様式）により報告するものとする。

（費用負担）

第７条　甲の要請に基づき、乙が住家被害認定調査等業務を実施した場合に要する次の経費は、甲の負担とする。

（１）住家被害認定調査専門指導員の派遣に係る交通費

（２）その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第８条　乙は、前条に規定する費用が発生したときは、災害復旧協力費用等請求書（第３号様式）により、請求するものとする。

２　甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（研修会への参加）

第９条　甲及び乙が住家被害認定調査に関する研修会等を開催する場合は、甲の職員及び乙の会員は、甲及び乙が別途定める所定の手続により当該研修会等に参加することができる。

（守秘義務）

第１０条　乙及び乙の会員は、住家被害認定調査等業務の遂行にあたり知り得た、甲より公表されていない秘密情報を第三者に対して開示又は漏えいし、かつ、住家被害認定調査等業務以外の目的に利用してはならない。住家被害認定調査等業務及び本協定終了後も、また同様とする。ただし、事前に甲・乙合意した事項に関してはこの限りではない。

（損害補償）

第１１条　甲の要請に基づく乙の住家被害認定調査等業務に係る従事者の損害補償は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」によるものとする。

（その他）

第１２条　本協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（有効期間）

第１３条　本協定の有効期間は、平成３０年６月１２日から１年間とする。ただし、有効期間満了の日の３０日前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、本協定は更に１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

２　甲又は乙において、本協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえ本協定を解除できるものとする。

（協議）

第１４条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

本協定を証するため本書を２通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年６月１２日

甲　豊島区南池袋二丁目４５番１号

豊島区長　　高　野　　之　夫

乙　港区虎ノ門三丁目１２番１号
ニッセイ虎ノ門ビル６階
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

会　　長　　吉　村　　真　行

第１号様式（第３条関係）

災害復旧協力要請書

年　　月　　日

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
会長　　様

豊島区長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第３条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

要請担当者	所属名 氏　名　　電話番号
要請日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分ごろ
要請理由 （災害名等）	
要請事項	住家被害認定調査等業務
履行場所	
履行期日 又は期間	【期日】　　年　　月　　日 【期間】　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日
備　　考	

第２号様式（第６条関係）

災害復旧協力報告書

年　　月　　日

豊島区長　　宛

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
会長

「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」第６条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　要請内容　　住家被害認定調査等業務

２　内　　訳

業務開始日時	業務終了日時	派遣者名	派遣場所	備考

別紙

請　求　内　訳　書

日　　時			住家被害認定調査 専門指導員　氏名	経　　路	交通実費	計
月	日	時間				
		自： 至：				
		自： 至：				
		自： 至：				
		自： 至：				
		自： 至：				

災害時における住家被害認定調査等の費用負担に関する実施細目

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、平成３０年６月１２日に締結した「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」（以下「協定」という。）第１２条の規定に基づき、協定第７条に規定する費用負担に関して、次のとおり細目を定める。なお、本細目で使用する用語の意味は、別段の定めかない限り、協定で使用する用語の例によるものとする。

（費用）

第１条　協定第７条第２号に定める「その他特に必要と認める費用」とは、次の各号に掲げる費用とする。

（１）調査のために必要となる機材の購入費のうち、甲が必要であると認めた合理的な費用

（２）災害応急業務に従事する者の日額に相当する額

（３）その他、乙が住家被害認定調査等の実施に要した経費のうち甲が必要と認めた経費

２　甲及び乙は、前項第２号に定める額について、東京都の「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和３１年東京都条例第５６条）別表一（第２条関係）に記載の一般業務に従事する者の日額として定められる額に準じて甲乙協議のうえ決定する。

（適用関係）

第２条　本細目の規定と協定の規定の間に齟齬が生じた場合は、本細目の規定を優先する。

（協議事項）

第３条　本細目に定めのない事項及び本細則の解釈に関して疑義が生じた場合は、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとする。本細目を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成３０年６月１２日

甲　豊島区南池袋二丁目４５番１号

豊島区長　　高　野　　之　夫

乙　港区虎ノ門三丁目１２番１号
ニッセイ虎ノ門ビル６階
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会

会　　長　　吉　村　　真　行

56.非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳の保管に関する協定書（社団法人豊島区薬剤師会）

豊島区を甲とし、社団法人豊島区薬剤師会を乙とし、甲乙間において甲が所有する非常災害時における乳幼児救護用特殊調整粉乳（以下「調整粉乳」という。）の保管に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　乙は、甲が災害時に調整粉乳を良好な状態で使用できるよう保管することを約し、甲は、その委託高に対して保管料を支払うことを約する。

（保管数量等）

第２条　甲が、乙に委託する調整粉乳の品名及び保管場所は別表のとおりとし、別紙様式「非常災害時における調整粉乳保管倉出依頼書」により保管依頼した数量とする。

（保証金）

第３条　保証金は免除する。

（保管料）

第４条　保管料は、調整粉乳１ケース（12 缶入）当り、日額１円とする。

２　甲は、毎年度の保管料を当該年度終了後、乙の請求書によりその内容を確認のうえ、請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

（倉出し等）

第５条　甲が、調整粉乳を使用する必要がある場合は、原則として別紙様式「非常災害時における調整粉乳保管倉出依頼書」により乙に対して請求することとし、乙はこれにより直ちに倉出ししなければならない。

２　前項の規定により倉出した調整粉乳であって甲が使用するに至らず返還されたものについては、乙はこの協定により保管に応じるものとする。

ただし、甲が棄損したものについては、この限りではない。

（運　搬）

第６条　甲は、災害時において必要とするときは、乙に調整粉乳を甲の指定する場所へ運搬させることができる。この場合運搬に要する費用は、甲が別途負担する。

（保管義務）

第７条　乙は、甲が調整粉乳を必要とするとき、即時使用することができるよう常に良好な状態で保管しておかなければならない。

２　乙は、甲の承諾なくして、調整粉乳を第三者に保管させてはならない。

（損害賠償責任）

第８条　乙は、次の名号の一に該当する場合は直ちに損害を甲に賠償しなければならない。

(1) この協定に違反し、甲に損害を与えたとき。

(2) 乙の責任に帰すべき事由により調整粉乳を亡失又は棄損したとき。

（保管管理状況の調査）

第９条　甲は、必要に応じいつでも、乙の立会のうえ、当該調整粉乳の保有及び管理状況を調査することができる。

（協定の解除）

第 10 条　甲は、乙がこの協定に違反したときは、いつでもこの協定の全部又は一部を解除することができる。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、昭和 54 年９月１日から昭和 55 年３月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の１か月前までに甲乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（その他）

第 12 条　この協定の各条項の解釈に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

甲と乙は本書を２通作成し、それぞれ記名押印のうえその１通を保有する。

昭和 54 年９月１日

甲　　東京都豊島区東池袋一丁目 18 番１号
豊島区長　　日　比　寛　道

乙　　東京都豊島区南池袋三丁目２番６号
社団法人　豊島区薬剤師会
会　長　　児　島　徳　郎

57.災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定書（社団法人豊島区薬剤師会）

災害時における応急医薬品の優先供給に関し、豊島区（以下「甲」という。）と社団法人豊島区薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

（目　的）

第１条　この協定は、区内に災害が発生し、医療救護活動が必要となったとき、豊島区地域防災計画に基づく応急医薬品等確保の一環として乙の会員の積極的な協力を得ることにより円滑な応急医薬品等の確保を図ることを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は、災害が発生し、応急医薬品等を調達する必要が生じたとき、乙に対し応急医薬品等の供給を要請するものとする。

２．乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当の部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

３．上記２の要請は、品名、数量、納入場所及び日時その他必要な事項について文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理するものとする。

４．応急医薬品の品名、数量は、原則として予めその範囲を別に定めておくものとする。

（協　力）

第３条　乙は、災害時における甲の応急医薬品等の供給要請に対し、積極的かつ優先的に応じ、応急医薬品等の供給をするものとする。

（価格及び請求）

第４条　前条により、乙が甲に供給した応急医薬品等の価格は、災害時直前の販売価格とする。

２．乙は、前条の規定により、甲に応急医薬品等を供給したときは、前項の規定の価格により、その代金を請求するものとする。

３．乙は、甲の要請により応急医薬品等を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（代金の支払い）

第５条　甲は乙から前条第２項及び第３項の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第６条　甲の要請に基づき応急医薬品等を輸送中に、乙の会員もしくは乙の会員の従業員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、東京都豊島区防災業務従事者損害補償条例（昭和 41 年豊島区条例第 10 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（看板の掲示）

第７条　甲は乙の会員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害時応急医薬品等協力店」の看板を掲示することができる。

（協　議）

第８条　この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

昭和 55 年９月１日

甲　東京都豊島区東池袋一丁目 18 番１号
豊島区長　日　比　寛　道

乙　東京都豊島区南池袋三丁目２番６号
社団法人　豊島区薬剤師会
会　長　田　原　俊　夫

58.災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（社団法人豊島区薬剤師会）

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区薬剤師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第２条　甲は、豊島区地域防災計画に基づき調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２．乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、現地の医療救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第３条　乙所属の薬剤師班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品の集積場所等において、医療救護活動を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第４条　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

(1) 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導

(2) 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理

（指揮命令）

第５条　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第６条　乙所属の薬剤師班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品の備蓄、輸送）

第７条　乙所属の薬剤師班は、原則として甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２．医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３．備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（調剤費）

第８条　医療救護所における調剤費は、無料とする。

（合同訓練）

第９条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の調剤、服薬指導を併せ担当するものとする。

（費用弁償費）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

ア．薬剤師班の編成、派遣に伴うもの

イ．薬剤師班が携行した医薬品等の使用した場合の実費弁償

ウ．薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

２．前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第 11 条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する豊島区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細　目）

第 12 条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協　議）

第 13 条　前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成８年４月 19 日

甲　　東京都豊島区東池袋一丁目 18 番１号
豊島区長　　加　藤　一　敏

乙　　東京都豊島区南池袋三丁目２番６号
社団法人　豊島区薬剤師会
会　長　　竹ノ谷　　基

《 災害時における薬剤師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 12 条に基づく細目は次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣）

第１条　協定書第２条に定める医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師班の派遣を要請するとあるが、震度「６」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

２．乙は、前項の定めにより、薬剤師班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

３．乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する薬剤師班の名簿を提出するものとする。

（薬剤師班の業務）

第２条　協定書第４条に定める薬剤師班の業務を行うに当たり、豊島区医師会、豊島区歯科医師会、東京都柔道接骨師会豊島支部及び甲所属の医療救護班と協力して行うものとする。

（指揮命令）

第３条　協定書第５条に定める指揮命令及び薬剤師活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（薬剤師班の輸送）

第４条　協定書第６条に定める乙所属の薬剤師班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ甲が輸送するものとする。

（費用弁償費）

第５条　協定書第 10 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定めるものとする。

（連　絡）

第６条　乙における各会員への連絡は乙が行うものとする。

（協　議）

第７条　前各条に定める事項等について、見直し等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

59.災害時の医療救護活動に関する協定書（社団法人東京都柔道接骨師会豊島支部）
（現：社団法人東京都柔道整復師会豊島支部）

豊島区を「甲」とし、社団法人東京都柔道接骨師会豊島支部を「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　災害時において、乙は、甲からの要請に基づき、次に掲げる範囲の協力を行うものとする。

ア．傷病者に対する応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）の実施

イ．傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

ウ．応急救護活動に関する役務の提供

２．乙が救護所において行う応急救護は、甲の指定する医師の指示により実施するものとする。

（協力要請の手続）

第３条　甲が乙に対して協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、事後すみやかに文書を送達するものとする。

（協　力）

第４条　乙は、甲から要請を受けたときは、直ちに乙所属の会員を災害現場等に設置される救護所へ派遣するものとする。

（防災訓練への参加）

第５条　乙は甲が行う防災訓練に対し、甲の要請に基づき必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用について、その実費を弁償するものとする。

（損害補償）

第７条　甲の要請に基づき、乙が行った応急救護活動にかかる従事者の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和 41 年７月 15 日条例第 10 号）の例による。

（応急救護計画の策定）

第８条　乙は、本協定で定める応急救護活動を実施するため、災害応急救護計画を策定しこれを甲に提出するものとする。

２．乙は、前項の災害応急救護計画を策定するにあたっては、社団法人豊島区医師会との密接な連携のもとに行うものとする。

（協　議）

第９条　この協定の条項の解釈について疑義を生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定の有効期間は平成４年２月 10 日から平成５年２月 19 日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、おのおの一通を保有

する。

平成４年２月 10 日

甲　豊島区
豊島区長　加　藤　一　敏

乙　社団法人　東京都柔道接骨師会豊島支部
支 部 長　大　野　義　弘

60.災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（社団法人豊島区医師会）

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区医師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、豊島区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２．乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

３．前項に定める医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1) 医　師
(2) 看護婦
(3) その他の補助事務員

} 若干名

（医療救護班の活動場所）

第３条　乙所属の医療救護班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置
(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
(4) 死亡の確認

（指揮命令）

第５条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が推定する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第６条　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品の備蓄、輸送）

第７条　乙所属の医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２．医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３．備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（後方医療施設における医療救護）

第８条　医療救護所または避難所等において医療施設での医療を必要とする傷病者があった場合は、甲は、東京都が指定する後方医療施設に対し、その受入れを要請することができる。

（医療費）

第９条　救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第 10 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償費）

第 11 条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア．医療救護班の編成、派遣に伴うもの

イ．医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ．医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における医療救護活動の前(1)に係る経費

２．前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第 12 条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙が必要と認める関係機関をもって構成する東京都豊島区災害医療運営連絡会を設置するものとする。

（細　目）

第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協　議）

第 14 条　前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成８年４月 19 日

甲　　東京都豊島区東池袋一丁目 18 番１号
豊島区長　　加　藤　一　敏

乙　　東京都豊島区西池袋三丁目 22 番 16 号
社団法人　豊島区医師会
会　長　　月　本　裕　國

《 災害時における医師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 13 条に基づく細目は次のとおりとする。

（医療救護班の派遣）

第１条　協定書第２条に定める医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するとあるが、震度「６」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

２．乙は前項の定めにより、医療救護班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

３．乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する医療救護班の名簿を提出するものとする。

（指揮命令）

第２条　協定書第５条に定める指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第３条　協定書第６条に定める乙所属の医療救護班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ、甲が輸送するものとする。

（費用弁償費）

第４条　協定書第 11 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、速やかにその額を支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定める「医療救護に係わる費用弁償等に関する覚書」による。

（連　絡）

第５条　乙における各会員への連絡は、乙が行うものとする。

（協　議）

第６条　前各条に定める事項等について、見直し等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

61.災害時の医療救護活動についての協定書・実施細目（社団法人豊島区歯科医師会）

豊島区を「甲」とし、社団法人豊島区歯科医師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第２条　甲は、豊島区地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２．乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、現地の医療救護所等に派遣するものとする。

３．前項に定める歯科医療救護班の構成人員は、次のとおりとする。

(1) 歯科医師
(2) 歯科衛生士
(3) その他の補助事務員

} 若干名

（歯科医療救護班の活動場所）

第３条　乙所属の歯科医療救護班は、甲が避難所または災害現場等に設置する医療救護所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第４条　歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
(2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
(4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

（指揮命令）

第５条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第６条　乙所属の歯科医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の備蓄･輸送）

第７条　乙所属の歯科医療救護班は、原則として、甲が別に定める場所に備蓄する医薬品等を使用するものとする。

２．医療救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３．備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

（医療費）

第８条　救護所における医療費は、無料とする。

（合同訓練）

第９条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加するとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

（費用弁償費）

第 10 条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

ア．歯科医療救護班の編成、派遣に伴うもの

イ．歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ．歯科医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助費

(2) 合同訓練時における歯科医療救護活動の前(1)に係る経費

２．前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（災害医療運営連絡会の設置）

第 11 条　甲は、この協定の円滑な実施を図るため、甲が必要と認める関係機関をもって構成する豊島区災害医療運営連絡会へ参画するものとする。

（細　目）

第 12 条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協　議）

第 13 条　前各条に定めない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

平成８年４月 19 日

甲　　東京都豊島区東池袋一丁目 18 番１号
豊島区長　　加　藤　一　敏

乙　　東京都豊島区南大塚二丁目 37 番１号
社団法人　豊島区歯科医師会
会　長　　石　田　義　雄

《 災害時における歯科医師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という）第 12 条に基づく細目は次のとおりとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第１条　協定書第２条に定める医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するとあるが、震度「６」以上の地震が東京地方に発生した場合は、地震発生をもって要請とする。

２．乙は、前項の定めにより、歯科医療救護班を派遣する場合は、各地域本部へ自動参集する態勢を整えるものとする。

３．乙は、前項の定めにより、各地域本部へ自動参集する歯科医療救護班の名簿を提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第２条　乙は、協定書第４条に定める歯科医療救護班の業務を行うに当たり、豊島区医師会、豊島区薬剤師会、東京都柔道接骨師会豊島支部及び甲所属の医療救護班と協力して行うものとする。

（指揮命令）

第３条　協定書第５条に定める指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第４条　協定書第６条に定める乙所属の歯科医療救護班の輸送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ、甲が輸送するものとする。

（医薬品の備蓄･輸送）

第５条　協定書第７条に定める医薬品等については、甲が備蓄している医療資器材のほかに、必要に応じて乙の保有する資器材を使用するものとし、輸送にあたっては、甲乙協力し運搬するものとする。

（費用弁償費）

第７条　協定書第 10 条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

(1) 医薬品等の価格は、災害発生直前のものとする。

(2) 経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面にて請求するものとする。

(3) 前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

(4) 甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を調査のうえ、適当と認めたときは、速やかにその額を乙に支払うものとする。

(5) 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合の請求・報告等も前項と同様とする。

(6) 費用弁償の額については、別に定める「医療救護に係わる費用弁償等に関する覚書」による。

（連　絡）

第８条　乙における各会員への連絡は、乙が行うものとする。

（協　議）

第９条　前各条に定める事項等について、見直し等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

62.災害時の医療救護活動についての協定（豊島区看護師会）

豊島区を「甲」とし、豊島区看護師会を、「乙」とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（看護師班の派遣）

第２条　甲は、豊島区地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し看護師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより、甲から要請を受けた場合は、直ちに看護師班を編成し、甲が設置する緊急医療救護所、救援センター医療救護所（以下「医療救護所等」という。）もしくは災害現場等に派遣するものとする。

３　豊島区に震度６弱以上の地震が発生した場合には、甲の要請を待たず、看護師班を編成し、あらかじめ定められた場所に参集できる態勢を整えるものとする。

４　前各項に定める看護師班の構成人員は、二人以上で、かつ、次のいずれかの職種で構成されたものとする。

（１）　看護師又は准看護師

（２）　保健師

（３）　助産師

（活動場所）

第３条　乙所属の看護師班は、甲が指定した医療救護所等または災害現場等において、医療救護活動に従事するものとする。

（業務）

第４条　看護師班が甲の要請により行う業務は、次のとおりとする。

（１）　医療救護所等または災害現場等における、医師の指示の下での傷病者に対する応急処置及び看護

（２）　被災者の健康相談、保健衛生指導及び妊産褥婦への支援

（指揮命令）

第５条　看護師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（看護師班の移送）

第６条　乙所属の看護師班の移送は、原則として甲が担う。

（医薬品の備蓄、輸送）

第７条　乙所属の看護師班は、原則として、医療救護所等の医薬品等を使用するものとする。

２　医療救護所等もしくは災害現場等において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

３　備蓄医薬品等の輸送及び補給は、原則として甲が行う。

（訓練への参加）

第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する災害医療に関わる訓練に参加するよう努める。

（費用弁償）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）　看護師班の編成及び派遣に要する経費

（２）　看護師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
（３）　前条に基づき参加する訓練における前各号に定める経費
２　前項の定めによる費用弁償の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

（損失補償）

第１０条　看護師班の医療救護活動において、従事者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となったときは、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（会議への参加）

第１１条　この協定の円滑な実施を図るため、甲が設置する災害医療に関する会議に必要に応じて参加するものとする

（有効期間）

第１２条　本協定の有効期間は、協定締結日から令和４年３月３１日までとし、期間の満了１か月前までに甲又は乙から書面による解除の申し出がない場合は、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（細　目）

第１３条　この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

（協　議）

第１４条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

甲と乙とは、本協定書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保有する。

令和　３　年　８　月　３　日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区長　　高　野　之　夫

乙　　東京都豊島区西池袋三丁目２２番１６号
豊島区看護師会
会　長　　村　崎　佳　代　子

《 災害時における看護師会の協力に関する実施細目 》

「災害時の医療救護活動についての協定」（以下「協定」という。）第１３条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（看護師班の派遣）

第１条　乙は協定第２条により、看護師班を速やかに派遣できる態勢を整えるものとする。

２　乙は、甲に対し、協定第２条に定める医療救護所等へ参集する看護師班の名簿を提出するものとする。

（看護師班の業務）

第２条　協定第４条に定める看護師班の業務を行うに当たり、豊島区医師会、豊島区歯科医師会、豊島区薬剤師会、東京都柔道整復師会豊島支部及び甲所属の職員と協力して行うものとする。

（指揮命令）

第３条　協定第５条に定める指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、災対衛生部長が区長名をもって行うものとする。ただし、災対衛生部長が不在のときは、その職務を代理する者が行うものとする。

（看護師班の移送）

第４条　協定第６条に定める乙所属の看護師班の移送は、甲の判断により車両等の使用が必要な場合のみ、甲が移送を担うものとする。

（費用弁償）

第５条　協定第９条に定める費用弁償及び請求は次のとおりとする。

（１）　医薬品等の価格は、災害発生時直前のものとする。

（２）　経費の請求については、医療救護活動終了後、速やかに乙が一括して書面により請求するものとする。

（３）　前項の請求時に、併せて医療救護活動報告書も提出するものとする。

（４）　甲は、前項により請求・報告された実費費用弁償請求等の内容を精査のうえ、適当と認めたときは、速やかにその額を支払うものとする。

（５）　乙が協定第８条により甲の実施する訓練に参加した場合の請求・報告について、前３号のとおりとする。

（６）　費用弁償の額については、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会（三者協）協議事項「医療救護等に係る費用弁済」の契約金額を適用する。

（連　絡）

第６条　乙の各会員への連絡は、乙が行うものとする。

（協　議）

第７条　前各条に定める事項について、見直し等の必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

63.災害時における動物救護活動に関する協定・協定細目（社団法人東京都獣医師会豊島支部）

災害時における動物救護活動に関し、豊島区を「甲」とし、社団法人東京都獣医師会豊島支部を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動に対する乙の応援及び協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第２条　乙の行う動物救護活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

２　前項に定めのない動物を救護活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（協力の要請等）

第３条　甲は、豊島区地域防災計画に基づき、動物救護活動を実施する必要が生じた場合、乙に対し協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、直ちに動物救護活動を行うものとする。

３　乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

４　乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護活動の場所）

第４条　乙は、甲が避難所又は災害現場付近に設置する救護所及び乙の会員の管理する施設において、動物救護活動を行うものとする。

２　甲は、乙から救護所設置の要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

３　甲は、前２項において設置する救護所で使用する電気、水道等を、可能な限り乙に提供する。

（乙が行う動物救護活動）

第５条甲の要請により乙が行う動物救護活動の内容は、次のとおりとする。

(ア)負傷した動物に対する獣医療行為

(イ)後方獣医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

(ウ)動物の死亡の確認

(エ)被災した動物に関する情報の収集及び提供活動

２　前項に定めのない動物救護活動については、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（負担）

第６条　前条に定める動物救護活動に要する費用のうち、甲の負担するものについては、別途定める。

（動物救護活動の停止）

第７条　乙は、動物救護活動が極めて困難若しくは不可能と認められる場合又は災害が終息したと認められる場合には、甲と協議して動物救護活動を停止することができる。

（損害補償）
第８条　甲は、甲の要請に基づき、乙の会員若しくは乙の会員の従業員又は他支部等からの支援者が動物救護活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」(昭和41年7月15日条例第10号)の規定に基づき補償する。

（連絡調整）
第９条　甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置く。
２　前項の連絡責任者は、甲及び乙の指定するものとする。

（細目）
第10条　この協定に関する細目は、別途定める。

（協議）
第11条　この協定及び協定細目に定めのない事項並びにこの協定及び協定細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（協定期間及び更新）
第12条　この協定の有効期間は、締結日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定を解除又は改定する意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長し、以後同様とする。

甲と乙は、本協定書を２通作成しそれぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２１年１０月　７日

甲　東京都豊島区東池袋一丁目１８番１号
豊島区
豊 島 区 長　高　野　之　夫　㊞

乙　東京都豊島区長崎二丁目１４番１３号
社団法人　東京都獣医師会豊島支部
支 部 長　髙　橋　利　廣　㊞

《災害時における動物救護活動に関する協定細目》

豊島区（以下、「甲」という。）と、公益社団法人東京都獣医師会豊島支部（以下、「乙」という。）の間で締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」(以下、「協定書」という。)第１０条の規定に基づき、次のとおり協定細目を定める。

(甲の責務)

第１条　甲は、災害発生時に東京都等と連絡調整を図り、被災した動物に関する情報収集を行い、乙に情報提供する。

（救護対象動物）

第２条　協定書第２条第２項に規定する動物は、小型の哺乳類・小鳥等、一般的に家庭で飼養されている小動物とする。

(協力の要請等)

第３条　協定書第３条第２項に規定する、甲から要請があった場合の、乙が救護活動を始める手順は、次のとおりとする。

（１）東京都獣医師会豊島支部長から、乙の会員の安否確認を行う。

（２）東京都獣医師会豊島支部長から東京都獣医師会へ、被災していない獣医師の派遣を依頼する。

（３）獣医療の災害派遣は、派遣できる体制が整い次第速やかに開始する。

(乙が行う動物救護活動)

第４条　協定書第５条第１項（イ）に規定する「後方獣医療施設」とは、獣医科大学や同大学付属病院等の施設、診療に支障のない動物病院をいう。

２　協定書第５条第２項に規定する「前項に定めのない動物救護活動」は、原則獣医療行為とし、放浪動物の捕獲・搬送は行わない。ただし、次の各号に掲げる動物救護活動は、獣医療行為の有無に関わらず行うものとする。

（１）乙の会員が管理する施設において、受入れ可能な場合における被災動物の受入れ、及び一時預かり。

（２）避難所内の動物飼育方法や健康管理に関する相談又は助言。

（３）甲が、東京都の動物救援本部へ被災動物を搬送依頼するさいの、搬送の要否や転送順位の助言。

(負担)

第５条　協定書第６条に規定する動物救護活動に要する費用のうち甲が負担するものは、次のとおりとする。

（１）乙の会員の派遣に伴うもの。

（２）協定書第５条に基づき、乙が動物救護活動に用いた医薬品等の物資の経費。ただし、飼い主の明らかな動物に係る経費については、当該動物の飼い主負担とする。

２　乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用、企業、団体、個人による寄付物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にするよう努める。

３　乙の甲に対する費用の請求については、動物救護活動終了後、速やかに乙が一括し請求書と動物救護活動報告書を添えて行う。ただし、動物救護活動が長期にわたる場合は、甲乙協議の上、途中で分割し請求することができる。

４　甲が負担する動物救護活動に係る費用の範囲、額等については、甲乙協議の上決定する。

（連絡責任者）
第６条　協定書第９条に基づき甲の指定する連絡責任者は、豊島区健康部生活衛生課長とする。
２　乙の指定する連絡責任者は、東京都獣医師会豊島支部長とする。

甲と乙は、本協定細目を２通作成し、それぞれ押印のうえ、各自その１通を保有する。

附則
１ 本協定細目は、令和６年４月１日から適用する。
２ 本協定細目締結に伴い、災害時における動物救護活動に関する協定細目（平成２１年１０月７日締結）は令和６年３月３１日をもって廃止とする。

令和　６　年　３　月　２６　日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区

豊島区長　　高際　みゆき

乙　東京都豊島区長崎二丁目１４番１３号
公益社団法人　東京都獣医師会豊島支部

支部長　　髙橋　利廣

64.地域による安全・安心まちづくりの推進に関する協定（Coaido 株式会社・一般社団法人ファストエイド）

（目的）
第１条　豊島区（以下「甲」という）とCoaido株式会社（以下「乙」という）と一般社団法人ファストエイド（以下、「丙」という。また、乙及び丙を併せて「乙ら」という。）は、地域での応急救護の普及促進と緊急対応力の向上を図り、安全・安心のまちづくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（内容）
第２条　乙らは、甲の要請に基づき、次の各号に掲げる地域の活動等の支援等（以下、「本件支援等」という。）を通じて、安全・安心のまちづくりに取り組む。
（１）地域の応急救護や緊急対応力の向上に対する支援
（２）地域の防災訓練やイベント等における応急救護の普及啓発
（３）甲による訓練やイベント等への協力
２　前項の規定により乙らが甲に対して本件支援等を行う場合に関して、乙らが要した経費ならびに無償で行う役務及び技術の提供の細目等については、甲及び乙ら協議のうえ決定することとする。

（要請）
第３条　甲は、乙らによる本件支援等が必要であると判断した時は、乙らにその旨及び支援等の内容を書面により要請するものとする。
２　乙らは、前項による要請を受けた時は、乙らが可能と認める範囲で協力を行うとともに、それを甲に報告する。

（報告）
第４条　乙らは、甲の要請に基づき本件支援等を実施したときは、書面によりその内容を報告するものとする。

（協定期間）
第５条　この協定書の有効期間は、この協定締結の日から平成３２年（2020年）３月３１日とする。ただし有効期間満了日の１か月前までに特段の申し出がないときは、更に１年間更新されるものとし、以後についても同様とする。

（協議）
第６条　この協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じた場合、その都度、甲及び乙らが協議し定めるものとする。
２　本協定の内容に変更がある場合は、甲及び乙らは各々その内容を提示し、本協定の内容を協議の上で修正して定めるものとする。

この協定成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各々その１通を保管する。

平成３１年４月１７日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京都文京区本郷三丁目４０番１０号
三翔ビル本郷７階小野田髙砂法律事務所内social hive HONGO
Coaido 株式会社
代表取締役　玄　正　慎

丙　東京都文京区本郷三丁目４０番１０号
三翔ビル本郷７階小野田髙砂法律事務所内social hive HONGO
一般社団法人ファストエイド
代表理事　小　澤　貴　裕

65.防災対策の協力に関する協定書（社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会）

改正　平成29年8月1日

（協定締結の目的）

第１条　この協定は、豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会（以下「乙」という。）が、防災対策の協力に関する基本的事項を定めることにより、両者の円滑な連携・協力体制を確保することを目的とする。

（定 義）

第２条　この協定において「大規模な災害」とは、甲が災害対策本部を設置する程度の災害で、震度５強以上の地震またはこれに匹敵する災害をいう。

２　この協定において応急災害対策活動とは、施設の保全・管理、り災住民の救出・救護、避難場所や救援センターへ避難した住民の援護活動もしくはその準備等大規模な災害が発生した場合、または大規模な災害の発生に備えて甲の責任において実施する一切の活動をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、大規模な災害が発生し、またはそのおそれがある場合において、甲のみでは十分な災害応急対策活動を実施することができないと認めるときは、乙に対し必要な協力を求めることができる。

２　甲は、乙に対して、災害の実情に応じて、災害応急対策活動の業務内容、日時、場所を指定して協力を要請するものとする。

３　甲の協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急やむをえない場合は、口頭または電話で行い、後日あらためて文書により処理するものとする。

４　乙は、甲の求めに応じて災害時における負傷者等の搬送に要する車両を提供するよう努めるものとする。乙の提供する対象車両についての、緊急通行車両等の事前届出制度に関する警察署との協議にあたっては、甲が乙の同意を受けて書類の提出等を行うものとする。

（協力を依頼する業務内容）

第４条　甲が乙に協力を依頼する業務の内容は、以下に掲げる事項とする。

(1)　乙が管理する甲所有施設の保全・管理に関すること

(2)　甲が、乙と協議のうえ前号に規定する施設に開設する「二次避難所」（豊島区地域防災計画に定める要介護高齢者、虚弱高齢者を対象とする避難所をいう。）の管理運営の協力に関すること

(3)　災害ボランティアの登録、受入れ、配備に関すること

(4)　その他災害の実情に応じて必要とされる業務

２　甲と乙は、前項第３号の業務を円滑に進めるために、平常時より、災害ボランティアの支援体制及び活動マニュアルを整備し、ボランティア情報の交換を密にするとともに、協力して災害ボランティア養成事業を実施する。

（協 力）

第５条　乙は、第３条に基づく甲の要請があったときは、特別な理由がないかぎり、直ちに必要とされる業務を実施する等甲の災害応急対策活動への協力に全力を尽くすものとする。

（費用の負担）
第６条　甲の要請により乙が実施した災害応急対策活動の協力に要した費用は甲が負担する。

（協 議）
第７条　この協定に関する疑義またはこの協定の実施に必要な事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（雑 則）
第８条　この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

附 則

この協定は、平成９年４月１日から適用する。

附則

この協定は、平成２９年８月１日から適用する。

平成２９年８月１日

甲 豊島区
豊島区長　　高野 之夫

乙 社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会
会 長　　田中 幸一郎

66.災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定（社会福祉法人フロンティア）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福法人フロンティア（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（通所型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（通所型）として指定する施設は、「いけぶくろ茜の里（就労継続支援・就労移行支援事業所）」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（通所型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（通所型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（通所型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（通所型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（通所型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（通所型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（通所型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な障害者で、通常時に当該施設を利用している者、または、当該施設の利用が適当であると認められる者で、救援センターの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（通所型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（通所型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（通所型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（通所型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（通所型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（通所型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援セン

ター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（通所型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払を行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（通所型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（通所型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年４月８日

（甲）豊島区長　　高野　之夫

（乙）社会福祉法人　フロンティア
理事長　白山　利雄

67.災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定（社会福祉法人フロンティア）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福法人フロンティア（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム山吹の里」、「特別養護老人ホーム養浩荘」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援セン

ター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

なお、本協定の締結により、平成１７年１２月１日に甲と乙で締結した「災害時における相互協力に関する協定（フロンティア豊島）（※現フロンティア）」は、平成２７年４月８日をもって解約とする。

平成２７年４月８日

（甲）　豊 島 区 長　　高　野　之　夫

（乙）　社会福祉法人　フロンティア
理事長　白　山　利　雄

68.災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定の一部変更に係る協定書（社会福祉法人フロンティア）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人フロンティア（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（原協定の変更部分）
第１条　原協定第２条中「特別養護老人ホーム養浩荘」を「特別養護老人ホーム池袋ほんちょうの郷」に改める。

（協定書の効力）
第２条　この協定は、令和元年６月１日から効力を生ずるものとする。

上記協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年６月１日

（甲）豊 島 区 長　　高　野　之　夫

（乙）社会福祉法人　フロンティア
理事長　水　島　正　彦

69.災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人敬心福祉会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福法人敬心福祉会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム池袋敬心苑」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援セン

ター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年４月８日

（甲）　豊 島 区 長　　高　野　　之　夫

（乙）　社会福祉法人　敬心福祉会
理事長　小　林　　光　俊

70.災害時における福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人敬心福祉会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福法人敬心福祉会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（通所型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（通所型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（通所型）として指定する施設は、「雑司谷デイサポートセンター」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（通所型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（通所型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（通所型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（通所型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（通所型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（通所型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（通所型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な障害者で、通常時に当該施設を利用している者、または、当該施設の利用が適当であると認められる者で、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（通所型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（通所型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（通所型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（通所型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（通所型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（通所型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（通所型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援セン

ター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（通所型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（通所型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（通所型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年　　月　　日

（甲）　豊 島 区 長　　高　野　　之　夫

（乙）　社会福祉法人　敬心福祉会
理事長　小　林　　光　俊

71.災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホームゆたか苑」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年　４　月　８　日

（甲）豊 島 区 長　　高　野　之　夫

（乙）社会福祉法人　恩賜財団東京都同胞援護会

理　事　長　　牧　野　洋　一

72.災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人七日会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人七日会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム千川の杜」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年　４　月　８　日

（甲）豊島区長　　高　野　　之　夫

（乙）社会福祉法人　七日会

理事長　　水　村　　昭　典

73.災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人清栄会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人清栄会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホームシオンとしま」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年　４　月　８　日

（甲）　豊 島 区 長　　高　野　　之　夫

（乙）　社会福祉法人　清栄会

理事長　　渡　邊　　金　隆

74.災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定(社会福祉法人桑の実園福祉会)

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人桑の実園福祉会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム東池袋桑の実園」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援セン

ター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年１１月１２日

（甲）豊島区長　　高野　之夫

（乙）社会福祉法人　桑の実園福祉会
理事長　　徳永　憲威

75.災害時における福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関する協定（社会福祉法人豊島区社会福祉事業団）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人豊島区社会福祉事業団（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センター（介護型）の設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区内において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センター（介護型）の開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センター（介護型）として指定する施設は、「特別養護老人ホーム菊かおる園」、「特別養護老人ホームアトリエ村」、「特別養護老人ホーム風かおる里」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センター（介護型）の開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

３　乙は、前2項に伴い、甲の求めに応じて災害時における負傷者等の搬送に要する車両を提供するよう努めるものとする。乙の提供する対象車両についての、緊急通行車両等の事前届出制度に関する警察署との協議にあたっては、甲が乙の同意を受けて書類の提出等を行うものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センター（介護型）の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センター（介護型）の管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、介護保険法やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、応急措置の業務に従事したことによ

り、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センター（介護型）の運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センター（介護型）を利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な高齢者で、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者のうち、救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センター（介護型）の利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センター（介護型）へ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕

第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕

第１０条　乙は、福祉救援センター（介護型）を開設した場合、甲に次の要請ができる。

（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請

（２）福祉救援センター（介護型）運営に必要な物品の提供要請

（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕

第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕

第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕

第１３条　福祉救援センター（介護型）の開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。

２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕

第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センター（介護型）の早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕

第１５条　甲は、福祉救援センター（介護型）としての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕

第１６条　乙は、福祉救援センター（介護型）の開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙が開設に伴い、直接支払いを行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕

第１７条　甲は、福祉救援センター（介護型）の運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕

第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕

第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕

第２０条　乙は、福祉救援センター（介護型）の設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

なお、本協定の締結により、平成１７年１２月１日に甲と乙で締結した「災害時における相互協力に関する協定（豊島区社会福祉事業団）」は、平成２９年８月１日をもって解約とする。

平成２９年　８月　１日

（甲）豊島区長　　高野　之夫

（乙）　社会福祉法人　豊島区社会福祉事業団
理事長　高 橋　計 之

76.災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（株式会社ラック・メディカルサービス）

豊島区（以下「甲」という。）と、本協定を締結する介護サービス提供事業所（以下「乙」という。）とは、災害発生時等おける介護サービス利用者等の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否の確認、在宅サービス等の提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害をいう。

（協力）

第３条　乙は、乙の事業所（以下「事業所」という。）の利用者の安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により協力する事業所は、以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者の安否について確認し、別記に定める内容の取りまとめを行うものとする。

（１）区内及び隣接区のうち、いずれかの自治体で震度５強以上の地震が発生した場合

（２）前号のほか、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、甲から乙へ要請があった場合

２　甲から乙に安否確認情報の提供要請があった場合、前項の内容についてできる限り速やかに報告するものとする。

３　前項のおける報告方法は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　甲は、事業所から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第５条　事業所は、甲から乙への要請に基づき、居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等、介護に必要なサービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業所が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する介護サービスの提供に従事した事業所の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令、その他の方法により補償を受けることができないときは、甲が、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年豊島区条例第３８号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業所から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から年度末までの期間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

令和４年１１月１日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区長　高野 之夫

乙　豊島区南大塚３丁目４４番地１３－６０２号
株式会社ラック・メディカルサービス

代表取締役　榎本　康一

協定締結事業所
（ラック介護支援センター　事業所番号 1371605302）
（ラック訪問介護　　事業所番号 1371605930）

別記

１　事業所名
２　所在地
３　電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
４　使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
５　安否確認ができた利用者について
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、安否情報、現在特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
６　安否確認ができていない利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認の状況（訪問による確認中、訪問したが所在不明等））
７　何らかの理由により 24 時間以内の安否確認が困難な利用者

（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認が困難な理由（立ち入り制限区域内のため等））

8　上記のほか甲に報告が必要と思われる情報

9　甲からの要請により上記内容を報告した場合はその日時と報告した内容

以上

77.災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ）

豊島区（以下「甲」という。）と、本協定を締結する介護サービス提供事業所（以下「乙」という。）とは、災害発生時等おける介護サービス利用者等の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否の確認、在宅サービス等の提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害をいう。

（協力）

第３条　乙は、乙の事業所（以下「事業所」という。）の利用者の安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により協力する事業所は、以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者の安否について確認し、別記に定める内容の取りまとめを行うものとする。

（１）区内及び隣接区のうち、いずれかの自治体で震度５強以上の地震が発生した場合

（２）前号のほか、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、甲から乙へ要請があった場合

２　甲から乙に安否確認情報の提供要請があった場合、前項の内容についてできる限り速やかに報告するものとする。

３　前項のおける報告方法は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　甲は、事業所から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第５条　事業所は、甲から乙への要請に基づき、居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等、介護に必要なサービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業所が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する介護サービスの提供に従事した事業所の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令、その他の方法により補償を受けることができないときは、甲が、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年豊島区条例第３８号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業所から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から年度末までの期間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

令和４年１１月１日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区長　高野 之夫

乙　新宿区新宿４丁目１番６号
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
代表取締役　宮本　剛宏
協定締結事業所
（ケアリッツ池袋　　事業所番号 1371603919）
（ケアリッツ大塚北　事業所番号 1371605500）
（ケアリッツ目白　　事業所番号 1371605815）
（ケアリッツ椎名町　事業所番号 1371605856）

別記

１　事業所名
２　所在地
３　電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
４　使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
５　安否確認ができた利用者について
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、安否情報、現在特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
６　安否確認ができていない利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等

その内容）、安否確認の状況（訪問による確認中、訪問したが所在不明等））

7　何らかの理由により 24 時間以内の安否確認が困難な利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認が困難な理由（立ち入り制限区域内のため等））

8　上記のほか甲に報告が必要と思われる情報

9　甲からの要請により上記内容を報告した場合はその日時と報告した内容

以上

78.災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（ミアヘルサ株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）と、本協定を締結する介護サービス提供事業所（以下「乙」という。）とは、災害発生時等おける介護サービス利用者等の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否の確認、在宅サービス等の提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害をいう。

（協力）

第３条　乙は、乙の事業所（以下「事業所」という。）の利用者の安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により協力する事業所は、以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者の安否について確認し、別記に定める内容の取りまとめを行うものとする。

（１）区内及び隣接区のうち、いずれかの自治体で震度５強以上の地震が発生した場合

（２）前号のほか、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、甲から乙へ要請があった場合

２　甲から乙に安否確認情報の提供要請があった場合、前項の内容についてできる限り速やかに報告するものとする。

３　前項のおける報告方法は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　甲は、事業所から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第５条　事業所は、甲から乙への要請に基づき、居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等、介護に必要なサービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業所が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する介護サービスの提供に従事した事業所の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令、その他の方法により補償を受けることができないときは、甲が、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年豊島区条例第３８号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業所から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から年度末までの期間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

令和４年１１月１日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区長　高野 之夫

乙　新宿区市谷仲之町３－１９
ミアヘルサ株式会社
代表取締役社長　青木　文恵

協定締結事業所
（ミアヘルサ　デイサービス南長崎　事業所番号 1371602937）

別記

１　事業所名
２　所在地
３　電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
４　使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
５　安否確認ができた利用者について
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、安否情報、現在特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
６　安否確認ができていない利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認の状況（訪問による確認中、訪問したが所在不明等））
７　何らかの理由により 24 時間以内の安否確認が困難な利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等

その内容）、安否確認が困難な理由（立ち入り制限区域内のため等））

8　上記のほか甲に報告が必要と思われる情報

9　甲からの要請により上記内容を報告した場合はその日時と報告した内容

以上

79.災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（医療法人社団日成会）

豊島区（以下「甲」という。）と、本協定を締結する介護サービス提供事業所（以下「乙」という。）とは、災害発生時等おける介護サービス利用者等の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否の確認、在宅サービス等の提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害をいう。

（協力）

第３条　乙は、乙の事業所（以下「事業所」という。）の利用者の安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により協力する事業所は、以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者の安否について確認し、別記に定める内容の取りまとめを行うものとする。

（１）区内及び隣接区のうち、いずれかの自治体で震度５強以上の地震が発生した場合

（２）前号のほか、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、甲から乙へ要請があった場合

２　甲から乙に安否確認情報の提供要請があった場合、前項の内容についてできる限り速やかに報告するものとする。

３　前項のおける報告方法は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　甲は、事業所から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第５条　事業所は、甲から乙への要請に基づき、居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等、介護に必要なサービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業所が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する介護サービスの提供に従事した事業所の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令、その他の方法により補償を受けることができないときは、甲が、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年豊島区条例第３８号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定

めるものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業所から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から年度末までの期間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

令和４年１１月１日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区長　高野 之夫

乙　豊島区池袋本町２丁目３４番１号
医療法人社団日成会
理事長　平井　基之

協定締結事業所
（介護老人保健施設　池袋えびすの郷　事業所番号 1357081235）
提供サービス：訪問リハビリテーション
通所リハビリテーション
介護老人保健施設
短期入所療養介護（空床利用型）

別記

１　事業所名
２　所在地
３　電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
４　使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
５　安否確認ができた利用者について
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、安否情報、現在特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
６　安否確認ができていない利用者

（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認の状況（訪問による確認中、訪問したが所在不明等））

7　何らかの理由により 24 時間以内の安否確認が困難な利用者

（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認が困難な理由（立ち入り制限区域内のため等））

8　上記のほか甲に報告が必要と思われる情報

9　甲からの要請により上記内容を報告した場合はその日時と報告した内容

以上

80.災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（株式会社まんぞく介護）

豊島区（以下「甲」という。）と、本協定を締結する介護サービス提供事業所（以下「乙」という。）とは、災害発生時等おける介護サービス利用者等の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否の確認、在宅サービス等の提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害をいう。

（協力）

第３条　乙は、乙の事業所（以下「事業所」という。）の利用者の安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により協力する事業所は、以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者の安否について確認し、別記に定める内容の取りまとめを行うものとする。

（１）区内及び隣接区のうち、いずれかの自治体で震度５強以上の地震が発生した場合

（２）前号のほか、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、甲から乙へ要請があった場合

２　甲から乙に安否確認情報の提供要請があった場合、前項の内容についてできる限り速やかに報告するものとする。

３　前項のおける報告方法は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　甲は、事業所から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第５条　事業所は、甲から乙への要請に基づき、居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等、介護に必要なサービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業所が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する介護サービスの提供に従事した事業所の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令、その他の方法により補償を受けることができないときは、甲が、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年豊島区条例第３８号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業所から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から年度末までの期間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

令和４年１２月１日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区長　高野 之夫

乙　豊島区池袋本町１－４６－５
株式会社まんぞく介護
代表取締役　西谷　剛
協定締結事業所
（ケアプランセンターまんぞく　事業所番号 1371604644）
（本町まんぞく介護　事業所番号 1371604628）
（デイサービスまんぞく　事業所番号 1371604586）
（リハビリデイサービスまんぞく　事業所番号 1371604966）

別記

１　事業所名
２　所在地
３　電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
４　使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
５　安否確認ができた利用者について
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、安否情報、現在特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
６　安否確認ができていない利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認の状況（訪問による確認中、訪問したが所在不明等））

7　何らかの理由により 24 時間以内の安否確認が困難な利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認が困難な理由（立ち入り制限区域内のため等））
8　上記のほか甲に報告が必要と思われる情報
9　甲からの要請により上記内容を報告した場合はその日時と報告した内容

以上

81.災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（社会福祉法人櫻灯会）

豊島区（以下「甲」という。）と、本協定を締結する介護サービス提供事業所（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における介護サービス利用者等の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否の確認、在宅サービス等の提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害をいう。

（協力）

第３条　乙は、乙の事業所（以下「事業所」という。）の利用者の安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により協力する事業所は、以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者の安否について確認し、別記に定める内容の取りまとめを行うものとする。

（１）区内及び隣接区のうち、いずれかの自治体で震度５強以上の地震が発生した場合

（２）前号のほか、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、甲から乙へ要請があった場合

２　甲から乙に安否確認情報の提供要請があった場合、前項の内容についてできる限り速やかに報告するものとする。

３　前項における報告方法は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　甲は、事業所から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第５条　事業所は、甲から乙への要請に基づき、居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等、介護に必要なサービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業所が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する介護サービスの提供に従事した事業所の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令、その他の方法により補償を受けることができないときは、甲が、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年豊島区条例第３８号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業所から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から年度末までの期間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

令和５年１月４日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区長　高野 之夫

乙　東京都西多摩郡日の出町大字大久野２３１－１
社会福祉法人櫻灯会
理事長　櫻井　眞里
協定締結事業所
（ショートステイしあわせの灯　事業所番号 1371604826）

別記

１　事業所名
２　所在地
３　電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
４　使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
５　安否確認ができた利用者について
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、安否情報、現在特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
６　安否確認ができていない利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認の状況（訪問による確認中、訪問したが所在不明等））
７　何らかの理由により 24 時間以内の安否確認が困難な利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等

その内容）、安否確認が困難な理由（立ち入り制限区域内のため等））

8　上記のほか甲に報告が必要と思われる情報

9　甲からの要請により上記内容を報告した場合はその日時と報告した内容

以上

82.災害時における豊島区と介護サービス提供事業所との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書（特定非営利活動法人やすらぎ）

豊島区（以下「甲」という。）と、本協定を締結する介護サービス提供事業所（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における介護サービス利用者等の安否確認等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、甲が乙の協力を得て行う区内の介護サービス利用者（以下「利用者」という。）の安否の確認、在宅サービス等の提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に掲げる災害をいう。

（協力）

第３条　乙は、乙の事業所（以下「事業所」という。）の利用者の安否の確認および報告ならびに介護サービスの提供に、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（安否の確認および報告）

第４条　前条の規定により協力する事業所は、以下の各号のいずれかに該当した場合、利用者の安否について確認し、別記に定める内容の取りまとめを行うものとする。

（１）区内及び隣接区のうち、いずれかの自治体で震度５強以上の地震が発生した場合

（２）前号のほか、大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、甲から乙へ要請があった場合

２　甲から乙に安否確認情報の提供要請があった場合、前項の内容についてできる限り速やかに報告するものとする。

３　前項における報告方法は電子メール、ファクシミリ、電話、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　甲は、事業所から報告のあった安否情報等を、甲が実施する災害対策に活用するものとする。

（介護サービスの提供）

第５条　事業所は、甲から乙への要請に基づき、居宅、避難拠点、福祉避難所等で、必要な居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護等、介護に必要なサービスの提供を行うものとし、介護サービスの提供の方法、内容等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、事業所が前条に規定する介護サービスの提供に際して要した経費（介護保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲および額については、甲乙協議の上決定するものとする。

（損害補償）

第７条　甲は、本協定に基づき、第４条に規定する安否の確認および報告ならびに第５条に規定する介護サービスの提供に従事した事業所の従業員が、負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合で、かつ、他の法令、その他の方法により補償を受けることができないときは、甲が、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年豊島区条例第３８号）の範囲内において、損害補償を行うものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第８条　甲および乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議し、別途定めるものとする。

（情報の交換等）

第９条　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（守秘義務等）

第 10 条　乙は、本協定に基づき実施した利用者の支援において知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

２　甲は、この協定の履行に当たり事業所から提供された個人情報等を本協定の目的の範囲を超えて利用してはならない。

（協議）

第 11 条 この協定書に定めのない事項およびこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

（期間）

第 12 条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から年度末までの期間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲または乙のいずれからも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに１年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、その１通を保有する。

令和５年　２月　１日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区長　高野 之夫

乙　豊島区雑司が谷２－２２－１８－１Ｆ
特定非営利活動法人やすらぎ
理事長　塩野　圭子
協定締結事業所
（居宅介護支援事業所　やすら木　事業所番号 1371601970）
（訪問介護事業所　やすら木　　事業所番号 1371601970）

別記

１　事業所名
２　所在地
３　電話番号、ファックス番号及びメールアドレス
４　使用可能な通信設備（電話・ファックス・メール）
５　安否確認ができた利用者について
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、所在場所（避難所名、施設名等）、安否情報、現在特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容））
６　安否確認ができていない利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等その内容）、安否確認の状況（訪問による確認中、訪問したが所在不明等））
７　何らかの理由により 24 時間以内の安否確認が困難な利用者
（被保険者番号、氏名、住所、電話番号、要介護度、普段特別な配慮が必要か否か（医療処置等

その内容）、安否確認が困難な理由（立ち入り制限区域内のため等））

8　上記のほか甲に報告が必要と思われる情報

9　甲からの要請により上記内容を報告した場合はその日時と報告した内容

以上

83.災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（聖華株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）と児童発達支援事業所イルカ児童園池袋教室（以下「乙」という。）とは、災害時における障害福祉サービスの利用者の安否確認及びサービス提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、乙が利用者の安否の確認を実施すること及び、障害福祉サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において、「要支援者」とは災害対策基本法第８条第２項第 15 号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

（安否の確認等）

第３条　乙は、区内において震度 6 弱以上の地震が観測された場合又は甲から要請があった場合は、契約している利用者のうち区内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否確認を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲が設置する災対福祉部又は救援センターに報告するものとする。

３　報告は、電子メール、ファクシミリ、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　乙は、災害が発生又は発生する恐れがあるときは、利用者の避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。

（サービス提供）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、すみやかに要支援者の受入体制を整え、準備が完了した時点で要支援者を受け入れ、サービスを提供するものとする。

２　乙は、甲から要請があったときは、休日・夜間であっても、区の救援センター又は福祉救援センターで生活する要支援者へのサービス提供等について、職員派遣等に協力するものとする。

（サービス提供の要請方法）

第５条　甲が、前条に基づきサービスの提供を乙に要請する際は、内容を明示した文書により通知するものとする。

２　甲は、サービスの提供に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、できる限り早い時期に、甲は、乙に対し文書により通知するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第４条に規定するサービス提供に要した経費を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の解除）

第７条　乙が、サービス提供事業者として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

（守秘義務）

第８条　乙は、第３条に規定する安否確認等及び第４条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(情報の交換等)

第９条　甲は、乙がこの協定を履行するために必要な機能を有していることを確認するために、乙に対して必要書類の提出及び実地調査の実施を求めることができる。

２　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

上記の協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和５年１２月１日

甲　東京都豊島区南池袋２－４５－１
東京都豊島区
代表者　東京都豊島区長　　高際　みゆき

乙　東京都豊島区池袋 4-1-7 アポロ池袋ビル 2 階
聖華株式会社　イルカ児童園（池袋教室）
代表者　　野崎　るいか

84.災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（有限会社エム・エイチ・ケイ）

豊島区（以下「甲」という。）と有限会社エム・エイチ・ケイ（以下「乙」という。）とは、災害時における障害福祉サービスの利用者の安否確認及びサービス提供等に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定において、対象となる施設は乙が運営するワールドキッズひよこ椎名町（東京都豊島区南長崎 1-17-14 田辺ビル１・２階）とする。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、乙が利用者の安否の確認を実施すること及び、障害福祉サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において、「要支援者」とは災害対策基本法第８条第２項第 15 号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

（安否の確認等）

第３条　乙は、区内において震度 6 弱以上の地震が観測された場合又は甲から要請があった場合は、契約している利用者のうち区内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否確認を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲が設置する災対福祉部又は救援センターに報告するものとする。

３　報告は、電子メール、ファクシミリ、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　乙は、災害が発生又は発生する恐れがあるときは、利用者の避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。

（サービス提供）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、すみやかに要支援者の受入体制を整え、準備が完了した時点で要支援者を受け入れ、サービスを提供するものとする。

２　乙は、甲から要請があったときは、休日・夜間であっても、区の救援センター又は福祉救援センターで生活する要支援者へのサービス提供等について、職員派遣等に協力するものとする。

（サービス提供の要請方法）

第５条　甲が、前条に基づきサービスの提供を乙に要請する際は、内容を明示した文書により通知するものとする。

２　甲は、サービスの提供に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、できる限り早い時期に、甲は、乙に対し文書により通知するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第４条に規定するサービス提供に要した経費を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の解除）

第７条　乙が、サービス提供事業者として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

（守秘義務）
第８条　乙は、第３条に規定する安否確認等及び第４条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。
（情報の交換等）
第９条　甲は、乙がこの協定を履行するために必要な機能を有していることを確認するために、乙に対して必要書類の提出及び実地調査の実施を求めることができる。
２　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。
（期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１１条　この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

上記の協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和６年５月１日

甲　東京都豊島区南池袋２－４５－１
東京都豊島区
代表者　東京都豊島区長　　高際　みゆき

乙　東京都江戸川区平井５－２５－３
有限会社エム・エイチ・ケイ
代表者　代表取締役　古賀　英治

85.災害時等における手話通訳活動に関する協定（豊島区登録手話通話者連絡会）

災害時における手話通訳活動に関し、豊島区（以下、「甲」という。）と豊島区登録手話通訳者連絡会（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

〔趣旨〕

第１条 この協定は、豊島区地域防災計画に基づき災害時要援護者である聴覚障害者の情報保障を図るため手話通訳活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

〔協力要請〕

第２条 甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、手話通訳活動を実施する必要が生じた場合には乙に対し必要な人員の協力を要請するものとする

２　乙は、甲の要請があった場合には、特別な理由がない限り協力するものとする。

〔要請手続〕

第３条 甲は、乙に対して、乙の連絡体制により、電話等の方法で人員の供給を要請するものとする。

２　甲は、出動した乙を指揮するものとする。

３　甲は、第１項の規定により乙に要請した場合には、要請の理由、手話通訳の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにした文書を後日送付するものとする。

〔活動業務〕

第４条 甲の要請により出動した乙の要員は、次の活動業務を行う。

（１） 避難所における手話通訳に関すること

（２） その他甲が必要と認める業務に関すること

〔活動業務の報告〕

第５条 乙は、甲の要請に基づき人員の提供、活動業務内容等について、業務完了後速やかに甲に対して報告するものとする。

〔費用負担〕

第６条 甲は、第４条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、活動に要した所要経費を甲に請求するものとする。

〔費用の支払い〕

第７条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは速やかにその費用を支払わなければならない。

〔従事者の損害補償〕

第８条 甲の要請に基づき、乙が活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年 7 月 19 日条例第３８号）に基づき、これを補償するものとする。

〔連絡〕

第９条 乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等について、毎年４月に区長に連絡するものとする。

〔個人情報の保護〕

第１０条　乙は、災害時の手話通訳活動にあたり、活動上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、活動の終了後においても同様とする。

〔協議〕

第１１条　この協定の実施に関して必要な事項及び覚書以外の手続きについて、その都度、甲、乙両者が協議の上、決定するものとする。

〔有効期間〕

第１２条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれからも協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年　４　月　８　日

（甲）豊 島 区 長　　高　野　　之　夫

（乙）豊島区登録手話通訳者連絡会

会　長　　高　井　　洋

86.災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（Animo Kids 池袋園）

豊島区（以下「甲」という。）と Animo Kids 池袋園（以下「乙」という。）とは、災害時における障害福祉サービスの利用者の安否確認及びサービス提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、乙が利用者の安否の確認を実施すること及び、障害福祉サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において、「要支援者」とは災害対策基本法第８条第２項第15号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

（安否の確認等）

第３条　乙は、区内において震度6弱以上の地震が観測された場合又は甲から要請があった場合は、契約している利用者のうち区内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否確認を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲が設置する災対福祉部又は救援センターに報告するものとする。

３　報告は、電子メール、ファクシミリ、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　乙は、災害が発生又は発生する恐れがあるときは、利用者の避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。

（サービス提供）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、すみやかに要支援者の受入体制を整え、準備が完了した時点で要支援者を受け入れ、サービスを提供するものとする。

２　乙は、甲から要請があったときは、休日・夜間であっても、区の救援センター又は福祉救援センターで生活する要支援者へのサービス提供等について、職員派遣等に協力するものとする。

（サービス提供の要請方法）

第５条　甲が、前条に基づきサービスの提供を乙に要請する際は、内容を明示した文書により通知するものとする。

２　甲は、サービスの提供に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、できる限り早い時期に、甲は、乙に対し文書により通知するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第４条に規定するサービス提供に要した経費を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の解除）

第７条　乙が、サービス提供事業者として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

（守秘義務）

第８条　乙は、第３条に規定する安否確認等及び第４条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とす

る。

(情報の交換等)

第９条　甲は、乙がこの協定を履行するために必要な機能を有していることを確認するために、乙に対して必要書類の提出及び実地調査の実施を求めることができる。

２　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

上記の協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和7年2月1日

甲　　東京都豊島区南池袋２－４５－１
東京都豊島区
代表者　東京都豊島区長　　高際　みゆき

乙　　東京都豊島区池袋２－６１－７
Animo Kids 池袋園
代表者　代表取締役　橋本　典子

87.災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（Animo Kids スパーク大塚園）

豊島区（以下「甲」という。）とAnimo Kidsスパーク大塚園（以下「乙」という。）とは、災害時における障害福祉サービスの利用者の安否確認及びサービス提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、乙が利用者の安否の確認を実施すること及び、障害福祉サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。
（定義）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。
２　この協定において、「要支援者」とは災害対策基本法第８条第２項第15号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
（安否の確認等）
第３条　乙は、区内において震度6弱以上の地震が観測された場合又は甲から要請があった場合は、契約している利用者のうち区内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否確認を行うものとする。
２　乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲が設置する災対福祉部又は救援センターに報告するものとする。
３　報告は、電子メール、ファクシミリ、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。
４　乙は、災害が発生又は発生する恐れがあるときは、利用者の避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。
（サービス提供）
第４条　乙は、甲から要請があったときは、すみやかに要支援者の受入体制を整え、準備が完了した時点で要支援者を受け入れ、サービスを提供するものとする。
２　乙は、甲から要請があったときは、休日・夜間であっても、区の救援センター又は福祉救援センターで生活する要支援者へのサービス提供等について、職員派遣等に協力するものとする。
（サービス提供の要請方法）
第５条　甲が、前条に基づきサービスの提供を乙に要請する際は、内容を明示した文書により通知するものとする。
２　甲は、サービスの提供に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、できる限り早い時期に、甲は、乙に対し文書により通知するものとする。
（費用負担）
第６条　甲は、第４条に規定するサービス提供に要した経費を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（協定の解除）
第７条　乙が、サービス提供事業者として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。
（守秘義務）
第８条　乙は、第３条に規定する安否確認等及び第４条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。
（情報の交換等）
第９条　甲は、乙がこの協定を履行するために必要な機能を有していることを確認するために、乙に対して必要書類の提出及び実地調査の実施を求めることができる。
２　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。
（期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の３か月前ま

でに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

上記の協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和７年２月１日

甲　東京都豊島区南池袋２－４５－１
東京都豊島区
代表者　東京都豊島区長　　高際　みゆき

乙　東京都豊島区南大塚3丁目38-11　ヒルクレスト南大塚1階
Animo Kidsスパーク大塚園
代表者　橋本　典子

88.災害時等における聴覚障害者へのコミュニケーション支援に関する協定（手話サークル「手響」）

災害時における聴覚障害者へのコミュニケーション支援に関し、豊島区（以下、甲という。）と手話サークル「手響」（以下、乙という）との間において、次のとおり協定を締結する。

〔趣旨〕
第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき実施する聴覚障害者へのコミュニケーション支援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

〔協力要請〕
第２条　甲は、災害が区内に発生した場合又は発生するおそれのある場合に、コミュニケーション支援活動を実施する必要が生じた場合には乙に対し必要な人員の協力を要請するものとする
２　乙は、甲の要請があった場合には、特別な理由がない限り協力するものとする。

〔要請手続〕
第３条　甲は、乙に対して、乙の連絡体制により、文書等の方法で人員の供給を要請するものとする。
２　甲は、第１項の規定により乙に要請した場合には、要請の理由、日時、場所、その他必要な事項を明らかにした文書を送付するものとする。

〔活動業務〕
第４条　甲の要請により出動した乙の要員は、次の活動を行う。
（１）　避難所における聴覚障害者の不安を軽減するため、手話による会話を通じたコミュニケーションの機会を提供する。
（２）　その他甲が必要と認める業務に関すること

〔活動業務の報告〕
第５条　乙は、甲の要請に基づき人員の提供、活動業務内容等について、業務完了後甲に対して報告するものとする。

〔費用負担〕
第６条　甲は、第４条に規定する業務終了後甲の確認を受けた後、活動に要した所要経費を甲に請求するものとする。

〔費用の支払い〕
第７条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは速やかにその費用を支払わなければならない。

〔従事者の損害補償〕
第８条　甲の要請に基づき、乙が活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年7 月19日条例第３８号）に基づき、これを補償するものとする。

〔個人情報の保護〕
第９条　乙は、災害時の聴覚障害者コミュニケーション支援活動にあたり、活動上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、活動の終了後においても同様とする。

〔協議〕
第１０条　この協定の実施に関して必要な事項及び覚書以外の手続きについて、その都度、甲、乙両者が協議の上、決定するものとする。

〔有効期間〕

第１１条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和７年　３　月　１　日

（甲）豊島区長　　高際 みゆき

（乙）手話サークル「手響」
会 長　　白 熊 千鶴子

89.災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（リベライフ株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）とリベライフ株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における障害福祉サービスの利用者の安否確認及びサービス提供等に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定において、対象となる施設は乙が運営するてらぴぁぽけっと池袋教室（東京都豊島区池袋3丁目34-13伊勢宗ビル1階）とする。

（目的）

第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、乙が利用者の安否の確認を実施すること及び、障害福祉サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。

２　この協定において、「要支援者」とは災害対策基本法第８条第２項第15号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

（安否の確認等）

第３条　乙は、区内において震度6弱以上の地震が観測された場合又は甲から要請があった場合は、契約している利用者のうち区内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否確認を行うものとする。

２　乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲が設置する災対福祉部又は救援センターに報告するものとする。

３　報告は、電子メール、ファクシミリ、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。

４　乙は、災害が発生又は発生する恐れがあるときは、利用者の避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。

（サービス提供）

第４条　乙は、甲から要請があったときは、すみやかに要支援者の受入体制を整え、準備が完了した時点で要支援者を受け入れ、サービスを提供するものとする。

２　乙は、甲から要請があったときは、休日・夜間であっても、区の救援センター又は福祉救援センターで生活する要支援者へのサービス提供等について、職員派遣等に協力するものとする。

（サービス提供の要請方法）

第５条　甲が、前条に基づきサービスの提供を乙に要請する際は、内容を明示した文書により通知するものとする。

２　甲は、サービスの提供に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、できる限り早い時期に、甲は、乙に対し文書により通知するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、第４条に規定するサービス提供に要した経費を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の解除）

第７条　乙が、サービス提供事業者として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。

（守秘義務）

第８条　乙は、第３条に規定する安否確認等及び第４条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

（情報の交換等）

第９条　甲は、乙がこの協定を履行するために必要な機能を有していることを確認するために、乙に対して必要書類の提出及び実地調査の実施を求めることができる。

２　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。

（期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

上記の協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和７年９月１日

甲　東京都豊島区南池袋２－４５－１
東京都豊島区
代表者　東京都豊島区長　　高際　みゆき

乙　東京都豊島区池袋3丁目34-13伊勢宗ビル1階
リベライフ株式会社
代表取締役　落合勇樹

90.災害時における障害福祉サービス事業所等の施設使用、利用者の安否確認及び障害福祉サービス等の提供に関する協定書（モンテッソーリ　こどものいえ　目白教室）

豊島区（以下「甲」という。）とモンテッソーリ　こどものいえ　目白教室（以下「乙」という。）とは、災害時における障害福祉サービスの利用者の安否確認及びサービス提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、豊島区の区域内（以下「区内」という。）で災害が発生又は発生する恐れがある場合に、乙が利用者の安否の確認を実施すること及び、障害福祉サービスの提供を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。
（定義）
第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害をいう。
２　この協定において、「要支援者」とは災害対策基本法第８条第２項第15号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
（安否の確認等）
第３条　乙は、区内において震度6弱以上の地震が観測された場合又は甲から要請があった場合は、契約している利用者のうち区内に住所を有する者（以下「利用者」という。）の安否確認を行うものとする。
２　乙は、前項に規定する安否確認をしたときは、その結果について、甲が設置する災対福祉部又は救援センターに報告するものとする。
３　報告は、電子メール、ファクシミリ、訪問、その他可能な手段により行うものとし、報告に当たっての様式は別に定めるものとする。
４　乙は、災害が発生又は発生する恐れがあるときは、利用者の避難誘導（救出及び救助を含む。）を行うものとする。
（サービス提供）
第４条　乙は、甲から要請があったときは、すみやかに要支援者の受入体制を整え、準備が完了した時点で要支援者を受け入れ、サービスを提供するものとする。
２　乙は、甲から要請があったときは、休日・夜間であっても、区の救援センター又は福祉救援センターで生活する要支援者へのサービス提供等について、職員派遣等に協力するものとする。
（サービス提供の要請方法）
第５条　甲が、前条に基づきサービスの提供を乙に要請する際は、内容を明示した文書により通知するものとする。
２　甲は、サービスの提供に緊急を要する場合は、前項の規定にかかわらず、口頭によりこれを行うことができる。ただし、できる限り早い時期に、甲は、乙に対し文書により通知するものとする。
（費用負担）
第６条　甲は、第４条に規定するサービス提供に要した経費を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（協定の解除）
第７条　乙が、サービス提供事業者として機能しない状態に至った場合は、乙の申し出により、この協定を解除することができる。
（守秘義務）
第８条　乙は、第３条に規定する安否確認等及び第４条に規定するサービス提供により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。
（情報の交換等）
第９条　甲は、乙がこの協定を履行するために必要な機能を有していることを確認するために、乙に対して必要書類の提出及び実地調査の実施を求めることができる。
２　甲および乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換、及び訓練を行う。
（期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲又は乙からの書面による解約の申出がないときは、本協定は更に１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定書の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

上記の協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和　７年　７月　１日

甲　東京都豊島区南池袋２－４５－１
東京都豊島区
代表者　東京都豊島区長　　高際　みゆき

乙　東京都豊島区目白２－５－２８－１階
モンテッソーリ　こどものいえ　目白教室
代表者　株式会社SUKI HUG　代表取締役　小倉　有可里

91.災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定（東京都手をつなぐ育成会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島区立駒込生活実習所・豊島区立駒込福祉作業所の指定管理受託者である社会福法人東京都手をつなぐ育成会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センターの設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センターの開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センターとして指定する施設は、「豊島区立駒込生活実習所・豊島区立駒込福祉作業所」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センターの開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センターの管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センターの管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センターの開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センターの運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センターの運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センターを利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な障害者で、通常時に当該施設を利用している者、または、当該施設の利用が適当であると認められる者で、自宅及び救援センターの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センターの利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センターへ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕
第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕
第１０条　乙は、福祉救援センターを開設した場合、甲に次の要請ができる。
（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
（２）福祉救援センター運営に必要な物品の提供要請
（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕
第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕
第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕
第１３条　福祉救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕
第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センターの早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕
第１５条　甲は、福祉救援センターとしての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕
第１６条　乙は、福祉救援センターの開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。
（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
（３）その他乙が開設に伴い、直接支払を行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕
第１７条　甲は、福祉救援センターの運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕
第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕
第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和５年　　月　　日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕
第２０条　乙は、福祉救援センターの設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕
第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和５年１２月１日

（甲）豊島区長　　高野　之夫

（乙）社会福祉法人　東京都手をつなぐ育成会
理事長　　佐々木　桃子

92.災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定（東京都手をつなぐ育成会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島区立目白生活実習所・豊島区立目白福祉作業所の指定管理受託者である社会福法人東京都手をつなぐ育成会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センターの設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センターの開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センターとして指定する施設は、「豊島区立目白生活実習所・豊島区立目白福祉作業所」とする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センターの開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。また、災害時において、緊急に対応することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づいて開設することができる。その場合、乙は実施内容をすみやかに甲に連絡するものとする。

〔管理運営〕

第４条　福祉救援センターの管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センターの管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センターの開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲もしくは乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センターの運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　福祉救援センターの運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して決定するものとする。

〔利用対象者〕

第７条　福祉救援センターを利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な障害者で、通常時に当該施設を利用している者、または、当該施設の利用が適当であると認められる者で、自宅及び救援センターの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕

第８条　福祉救援センターの利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、救援センター福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センターへ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕
第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第6条に基づき、事業継続のための計画を策定し、甲の機能回復まで間、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕
第１０条　乙は、福祉救援センターを開設した場合、甲に次の要請ができる。
（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供要請
（２）福祉救援センター運営に必要な物品の提供要請
（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者要請

〔介護支援者〕
第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕
第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕
第１３条　福祉救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を申請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕
第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センターの早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕
第１５条　甲は、福祉救援センターとしての使用を終了するときは、乙に福祉救援センター使用の終了を通知する。

〔関係書類の保管〕
第１６条　乙は、福祉救援センターの開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。
（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等
（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
（３）その他乙が開設に伴い、直接支払を行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕
第１７条　甲は、福祉救援センターの運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕
第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕
第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和５年　　月　　日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕
第２０条　乙は、福祉救援センターの設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕
第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和５年１２月１日

（甲）豊島区長　　高野　之夫

（乙）社会福祉法人　東京都手をつなぐ育成会
理事長　　佐々木　桃子

93.災害時における福祉救援センターの設置及び運営に関する協定（社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会）

豊島区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「乙」という。）は、豊島区地域防災計画に基づく福祉救援センターの設置及び運営に関して、次のとおり協定を締結する。

〔目的〕

第１条　この協定は、豊島区において豊島区防災対策基本条例（平成２５年条例第６号）第２条第１号に規定する災害が発生又は発生する恐れがある場合において、豊島区地域防災計画に基づき、甲が指定する福祉救援センターの開設及び運営等に関して必要な事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

〔指定施設〕

第２条　この協定における福祉救援センターとして指定する施設は、福祉ホームさくらんぼとする。

〔開設〕

第３条　甲は、福祉救援センターの開設を要請する場合、乙に対し、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

２　乙は、甲からの要請に対し、施設の安全を確認した上で、可能な範囲で受諾し、開設するよう努めるものとする。

〔管理運営〕

第４条　甲は、豊島区防災対策基本条例、豊島区地域防災計画、福祉救援センター開設マニュアル、施設の業務継続計画（ＢＣＰ）等に則り、施設の管理運営に係る危機管理の基本事項（火災、地震、事件、事故、感染症等の危機（以下「災害等」という。）への対応方針）を定め、乙に別途提示しなければならない。

２　乙は、前項に定める危機管理の基本事項に従い、具体的な対応を実現するための危機管理に関するマニュアルを作成して甲の承認を得るとともに、随時適切な危機管理体制を整えなければならない。

３　乙は、災害等が発生したときは、施設を利用する者（管理運営事業者を含む。）の安全確保に必要な措置を講じるとともに、乙の責に帰すべき理由によると否とを問わず、遅滞なく甲にその状況を報告しなければならない。災害等により利用者若しくは職員が死傷し、又は施設若しくは設備が損傷したときも同様とする。

４　甲は、前項に定める報告を受けたとき、又は報告を受ける前に災害等の発生を把握したときは、災害などの規模や緊急度等を総合的に勘案したうえで速やかに乙に対応の指示をしなければならない。

５　乙は、前項に定める甲の指示を受けたときは、速やかに施設の開放、情報提供等の協力を行わなければならない。

６　第２項に定める危機管理に関するマニュアルには、初動対応等、第４項に定める甲の指示が得られないときの対応についても記載するものとする。

７　第１項に定める危機管理の基本事項及び第２項に定める危機管理に関するマニュアルは、必要に応じて、甲乙協議のうえ、随時見直しを図るものとする。

〔経費負担〕

第５条　甲は、福祉救援センターの管理運営にかかわる経費を事後に負担するものとし、その経費の範囲及び額については、障害者総合支援法（平成１７年法律第１２３号）やその他の法律等により国及び関係機関等で負担されるものを除き、甲乙協議して決定するものとする。

２　福祉救援センターの開設期間中、施設等に損害が生じた場合、甲又は乙が当該施設等を修理し、修繕費は合理性が認められる範囲で甲が負担するものとする。

〔災害補償及び損害補償〕

第６条　甲は、福祉救援センターの運営にあたり、応急措置の業務に従事したことにより、乙の従

業者が死亡、負傷、疾病、若しくは障害の状態となった時は、甲は豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成１７年条例第３８号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
２　福祉救援センターの運営にあたり、第三者に損害が生じたときは、乙にその発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその費用を負担する。

〔利用対象者〕
第７条　福祉救援センターを利用する対象者は、原則として、常時介護が必要な障害者で、通常時に当該施設を利用している者、または、当該施設の利用が適当であると認められる者で、自宅及び救援センターでの生活の継続が困難である者とその家族等の介助者とする。

〔受入者の移送〕
第８条　福祉救援センターの利用者の移送は、原則として、豊島区地域防災計画に基づき、災対福祉部が実施する。ただし、家族等の協力を得て自身の責任において福祉救援センターへ避難する場合、移送にあたり支援が必要であると判断して甲乙いずれか、又は共に協力する場合もある。

〔乙の責務〕
第９条　乙は、豊島区防災対策基本条例第６条に基づき、事業継続のための計画を策定し、必要な人員や物資を確保するように努める。

〔応援の要請〕
第１０条　乙は、福祉救援センターを開設した場合、甲に次の要請ができる。
（１）食料品、生活物資等の備蓄物資の提供
（２）福祉救援センター運営に必要な物品の提供
（３）救援活動及び受入者の介護のための支援者派遣

〔介護支援者〕
第１１条　前条（３）の要請に基づき、甲は豊島区災害ボランティアセンター及び東京都災害福祉広域調整センターに介護支援者の派遣を要請し、乙に派遣することを基本とする。

〔受入れ可能人員等〕
第１２条　甲及び乙は、本協定締結後、最大受け入れ可能人員数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。
２　開設要請があった場合、受入可能な人員を報告し、既に受入れた人員以上の受入れが困難となった場合には、甲にすみやかに連絡するものとする。

〔開設期間〕
第１３条　福祉救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。
２　甲は、被災の状況等により、福祉救援センター開設期間の延長が必要であると認められた場合、乙と協議の上、乙に福祉救援センター開設期間の延長を要請する。延長期間については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

〔開設終了への努力〕
第１４条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉救援センターの早期終了に努めるものとする。

〔福祉救援センターの終了〕
第１５条　甲は、福祉救援センターの開設が必要なくなった場合は、事前に文書又は口頭でその旨を通知する。口頭で通知した場合には、事後すみやかに文書により通知するものとする。

〔関係書類の保管〕
第１６条　乙は、福祉救援センターの開設及び運営にあたり、次の記録を事業実施後５年間保管しなければならない。
（１）開設に伴い、利用者の住所・氏名・生年月日・滞在期間等

（２）開設に伴い、利用者に提供した食事や物資の数量・価格等
（３）その他乙が開設に伴い、直接支払を行った費用

〔運営ガイドラインの作成〕
第１７条　甲は、福祉救援センターの運営に関するガイドラインを乙と協議して作成するものとする。

〔平常時の訓練〕
第１８条　甲は、乙が行う防災訓練に対し、支援するものとする。

〔有効期間〕
第１９条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

〔個人情報の保護〕
第２０条　乙は、福祉救援センターの設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

〔協議〕
第２１条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　７年　９月　２４日

（甲）豊島区長　　高際　みゆき

（乙）社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会
理事長　　飯山　幸雄

94.補助救援センター施設利用に関する協定（東京ドームグループ）

豊島区（以下「甲」という。）と東京ドームグループ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり補助救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める補助救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　豊島区立巣鴨体育館

所在地　東京都豊島区巣鴨三丁目８番７号

（補助救援センターの開設）

第３条　甲は、災害時において補助救援センターとして開設する必要が生じた場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、補助救援センターとして利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員の到着に時間を要する場合は、建築関係者等の協力を得て施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき補助救援センターを開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

（補助救援センターの管理）

第６条　補助救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、補助救援センターの管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　補助救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第９条　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、補助救援センターの早期解消に努めるものとする。

（補助救援センターの閉鎖）

第 10 条　甲は、補助救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（鍵の貸与）

第 11 条　乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を補助救援センターとして利用するために必要な鍵を貸与するものとする。

２　甲は、補助救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

（その他）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年２月２６日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京ドームグループ

東京都文京区後楽一丁目３番６１号
株式会社　東京ドーム
代表取締役　長　岡　勤

東京都文京区後楽一丁目３番６１号
株式会社　東京ドームスポーツ
代表取締役　鈴　木　茂　之

東京都文京区後楽一丁目３番６１号
株式会社　東京ドームファシリティーズ
代表取締役　山　田　幸　雄

95.補助救援センター施設利用に関する協定（公益財団法人としま未来文化財団）

豊島区（以下「甲」という。）と公益財団法人としま未来文化財団（以下「乙」という。）との間において、次のとおり補助救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める補助救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

（１）施設名　駒込地域文化創造館
　　所在地　豊島区駒込二丁目２番２号

（２）施設名　巣鴨地域文化創造館
　　所在地　豊島区巣鴨四丁目１５番１１号

（３）施設名　千早地域文化創造館
　　所在地　豊島区千早二丁目３５番１２号

（補助救援センターの開設）

第３条　甲は、災害時において補助救援センターとして開設する必要が生じた場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。ただし、千早地域文化創造館については、平成２５年１２月１日付「池袋消防団第五分団による地域文化創造館の一部使用に関する協定」により、池袋消防団第五分団が閉館中において使用する場所（共用部分を除く。）以外の場所を、甲乙協議の上、利用できるものとする。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、補助救援センターとして利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員の到着に時間を要する場合は、建築関係者等の協力を得て施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５条　甲は、第３条に基づき補助救援センターを開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

（補助救援センターの管理）

第６条　補助救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第７条　甲は、補助救援センターの管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８条　補助救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第９条　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、補助救援センターの早期改称に努めるものとする。

（補助救援センターの閉鎖）

第 10 条　甲は、補助救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（鍵の貸与）

第 11 条　乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を補助救援センターとして利用するために必

要な鍵を貸与するものとする。

２　甲は、補助救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

（その他）

第 12 条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年３月８日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京都豊島区南池袋二丁目３４番５号
公益財団法人としま未来文化財団
常務理事　東　澤　昭

96.救援センター施設利用に関する協定（特定非営利活動法人豊島区体育協会）

豊島区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人豊島区体育協会（以下「乙」という。）との間において、つぎのとおり救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する豊島体育館の一部を、豊島区地域防災計画に定める救援センターとして利用するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名　　豊島体育館

所在地　　東京都豊島区要町３丁目４７番８号

（救援センターの開設）

第３条　甲は、災害時において救援センターを開設する必要が生じた場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。

２　乙は、災害時において緊急に対応することが必要と判断し、救援センターを開設した場合、施設管理者として利用者の保護に努めるものとする。この場合、乙は速やかに甲に対し、救援センターを開設した旨を通知しなければならない。

３　前項の場合、甲は、速やかに乙から救援センターの運営を引き継ぐものとする。

（応急危険度判定の実施）

第４条　甲は、救援センターとして利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して速やかに応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２　甲は、判定員の到着に時間を要する場合は、建築関係者等の協力を得て施設・設備等の安全確認を行う。

（救援センターの管理）

第５条　救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第６条　甲は、救援センターの管理運営に係る費用を負担する。

（開設期間）

第７条　救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第８条　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、救援センターの早期閉鎖に努めるものとする。

（救援センターの閉鎖）

第９条　甲は、救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設範囲の周知）

第10条　甲は、当該施設のうち救援センターとして利用できる場所を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（備蓄等）

第11条　乙は、東京都帰宅困難者対策条例（平成２４年東京都条例第１７号）第４条に定める事業者としての責務として、利用者を保護するために、事業者自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性を確保するものとする。

２　甲は、乙の施設内及び近接地に救援センターを運営するために必要な食料、飲料水、トイレパック等を備蓄するものとする。

３　救援センターの運営に要する資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して定めるものとする。

４　甲は、乙の施設内に防災行政無線及び戸別受信機を設置するものとする。

５　乙は、前３項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（鍵の貸与）

第12条　乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を救援センターとして利用するために必要な鍵を貸与するものとする。

２　甲は、救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

３　地域防災組織に対する鍵の貸与については、甲乙及び地域防災組織で協議することとする。この場合において、甲は、カギを貸与された地域防災組織に対し、鍵を厳重に保管し、適切な使用について指導しなければならない。

（その他）

第13条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

附　　則

この協定は、平成２５年４月２６日から施行する。

平成２５年４月２６日

（甲）　豊島区　　区長　　高　野　之　夫

（乙）　特定非営利活動法人豊島区体育協会

会長　　副　島　　健

97.災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定（株式会社バカン）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）
第１条　本協定は、豊島区の災害に備え、甲が豊島区民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）
第２条　前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。
(1)　甲は、豊島区の避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
(2)　乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

（費用の負担）
第３条　前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）
第４条　乙は、本協定で得た情報を、第３者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）
第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和５年３月31日とする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の２か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に１年延長するものとし、その後もこの例による。

（協定の解約）
第６条　甲又は乙は、前条の規定の期間内においても、解約希望日の２か月前までに相手方に書面で通知し、双方合意の上で、この協定を解約することができる。

（疑義等の決定）
第７条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和2年11月12日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京都千代田区永田町二丁目17番地３

住友不動産永田町ビル２階

株式会社バカン
代表取締役

98.救援センター施設利用に関する協定（特定非営利活動法人いけぶくろ大明）

豊島区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人いけぶくろ大明（以下「乙」という。）との間において、次のとおり救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名　称：みらい館大明

所在地：東京都豊島区池袋三丁目30番８号

（救援センターの開設）

第３条　甲は、災害時において救援センターとして開設する必要が生じた場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。

２　乙は、災害時において緊急に対応することが必要と判断した場合、施設管理者として利用者及び従業員の保護に努めるものとする。また、甲が災害時において救援センターを開設すると判断した場合、乙は、甲や地域防災組織等と連携して、救援センターの開設を支援するものとする。

（救援センターの管理）

第４条　救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲を支援するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、救援センターの管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第６条　救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第７条　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、救援センターの早期解消に努めるものとする。

（救援センターの閉鎖）

第８条　甲は、救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設範囲の周知）

第９条　甲は、当該施設のうち救援センターとして利用できる場所を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（備蓄等）

第10条　甲は、乙の施設内及び近接地に救援センターを運営するために必要な食料、飲料水、トイレパック等を備蓄するものとする。

２　救援センターの運営に要する資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して定めるものとする。

３　甲は、乙の施設内に防災行政無線及び戸別受信機を設置するものとする。

４　乙は、前３項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（鍵の貸与）

第11条　乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を救援センターとして利用するために必要な鍵を貸与するものとする。

２　甲は、救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

（損害補償）

第12条　本協定に基づく協力により、災害発生時に業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　本協定に基づく協力により、乙及び第三者に発生した損害については、乙にその損害の発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその費用を負担するものとする。

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間は、「大明小学校跡施設の地域住民による自主管理運営に関する基本協定書」に定める協定期間に準ずる。

（個人情報の保護）

第14条　乙は、救援センターの開設及び管理運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

附　則

この協定は、令和５年２月１日から施行する。

令和５年１月31日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目45番１号
豊島区長　　高　野　之　夫

乙　東京都豊島区池袋三丁目30番８号
特定非営利活動法人いけぶくろ大明
理事長　　杉　本　カネ子

99.救援センター施設利用に関する協定（豊島区スポーツパートナーズ）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島区スポーツパートナーズ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１）豊島区立南長崎中央公園
東京都豊島区南長崎四丁目１３番５号

２）豊島区立南長崎中央公園スポーツセンター
東京都豊島区南長崎四丁目１３番５号

３）豊島区立南長崎自転車駐車場
東京都豊島区南長崎四丁目１３番５号

（救援センターの開設）

第３条　甲は、災害時において救援センターとして開設する必要が生じた場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。

２　乙は、災害時において緊急に対応することが必要と判断した場合、施設管理者として利用者及び従業員の保護に努めるものとする。また、甲が災害時において救援センターを開設すると判断した場合、乙は、甲や地域防災組織等と連携して、救援センターの開設を支援するものとする。

（救援センターの管理）

第４条　救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲を支援するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、救援センターの管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第６条　救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）

第７条　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、救援センターの早期解消に努めるものとする。

（救援センターの閉鎖）

第８条　甲は、救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設範囲の周知）

第９条　甲は、当該施設のうち救援センターとして利用できる場所を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（備蓄等）

第10条　甲は、乙の施設内及び近接地に救援センターを運営するために必要な食料、飲料水、トイレパック等を備蓄するものとする。

２　救援センターの運営に要する資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して定めるものとする。

３　甲は、乙の施設内に防災行政無線及び戸別受信機を設置するものとする。

４　乙は、前３項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（鍵の貸与）

第11条　乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を救援センターとして利用するために必要な鍵等を貸与するものとする。

２　甲は、救援センター開設のために貸与された鍵等を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

（損害補償）

第12条　本協定に基づく協力により、災害発生時に業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

２　本協定に基づく協力により、乙及び第三者に発生した損害については、乙にその損害の発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその費用を負担するものとする。

（有効期間）

第13条　この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（個人情報の保護）

第14条　乙は、救援センターの設置及び運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

（協議）

第15条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和５年３月１６日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区長職務代理者
豊島区副区長　　齊　藤　　雅　人

乙　豊島区スポーツパートナーズ
代表団体
東京都品川区東品川四丁目１０番１号
コナミスポーツ株式会社
代表取締役　　室　田　　健　志

構成団体
東京都千代田区神田錦町一丁目６番地
大林ファシリティーズ株式会社
代表取締役　　鼻　戸　　勝　紀

100．補助救援センター施設利用に関する協定（ピーウォッシュ・建設技術研究所・ボンフィン共同事業体）

豊島区（以下「甲」という。）とピーウォッシュ・建設技術研究所・ボンフィン共同事業体（以下「乙」という。）との間において、次のとおり補助救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める補助救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）
第２条　本協定の対象施設は、次のとおりとする。
施設名　豊島区立千早スポーツフィールド
所在地　東京都豊島区千早四丁目８番１９号

（補助救援センターの開設）
第３条　甲は、災害時において補助救援センターとして開設する必要が生じた場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。

（応急危険度判定の実施）
第４条　甲は、補助救援センターとして利用する場合、二次災害を防止するため。必要に応じて応急危険度判定をする。
２　甲は、応急危険度判定技術者が不足する場合には、都や他団体への協力を要請し応急判定を行う、

（開設の通知）
第５条　甲は、第３条に基づき補助救援センターを開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するものとする。

（補助救援センターの管理）
第６条　補助救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、補助救援センターの管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）
第８条　補助救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）
第９条　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、補助救援センターの早期解消に努めるものとする。

（補助救援センターの閉鎖）
第１０条　甲は、補助救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（鍵の貸与）
第１１条　乙は、甲に対して、あらかじめ乙の施設を補助救援センターとして利用するために必要な鍵を貸与するものとする。

２　甲は、補助救援センター開設のために貸与された鍵を厳重に保管し、適切に使用するものとする。

（損害補償）
第１２条　本協定に基づく協力により、災害発生時に業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
２　本協定に基づく協力により、乙及び第三者に発生した損害については、乙にその損害の発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその費用を負担するものとする。

（有効期間）
第１３条　この協定の有効期間は、「豊島区立千早スポーツフィールドの管理に関する基本協定書」に定める指定期間に準ずる。

（個人情報の保護）
第１４条　乙は、補助救援センターの開設及び管理運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

（協議）
　第１５条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和６年１０月１日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　　高 際　　み ゆ き

乙　ピーウォッシュ・建設技術研究所・ボンフィン共同事業体
代表団体
東京都豊島区長崎五丁目１番２３号
株式会社　ピーウォッシュ
代表取締役　　漆　原　　雅　明

構成団体
東京都中央区日本橋浜町三丁目２１番１号
株式会社　建設技術研究所
代表取締役　　西　村　　達　也

構成団体
東京都武蔵野市中町三丁目２５番８号
株式会社　BONFIM
代表取締役　　霜　田　　正　浩

101．救援センター施設利用に関する協定（シンコースポーツ株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）とシンコースポーツ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり救援センターとしての施設利用に関する協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定書は、甲が、乙の管理する施設の一部を、豊島区地域防災計画に定める救援センターとして利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）
第２条　本協定の対象施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
名　称：豊島区立豊島体育館
所在地：東京都豊島区要町三丁目47番８号

（救援センターの開設）
第３条　甲は、災害時において救援センターとして開設する必要が生じた場合、甲乙協議の上、予め指定した場所を利用することができる。
２　乙は、災害時において緊急に対応することが必要と判断した場合、施設管理者として利用者及び従業員の保護に努めるものとする。また、甲が災害時において救援センターを開設すると判断した場合、乙は、甲や地域防災組織等と連携して、救援センターの開設を支援するものとする。

（救援センターの管理）
第４条　救援センターの管理運営は、甲の責任において行い、乙は甲を支援するものとする。

（費用負担）
第５条　第３条及び第４条に定めた災害時の連携協力に伴う損害及び増加費用は、豊島区立豊島体育館の管理に関する基本協定書の別表１「リスク分担表」に基づき、甲乙の協議により決定するものとする。なお、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された場合は、甲が負担する。その場合の負担額は、災害救助法施行細則（昭和38年10月5日東京都規則第136号）による救助の程度等に定めるところによる。

（開設期間）
第６条　救援センターの開設期間は、災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙に対して使用期間の延長を通知するものとする。

（事業再開への配慮）
第７条　甲は、乙が早期に事業を再開できるよう配慮するとともに、救援センターの早期解消に努めるものとする。

（救援センターの閉鎖）
第８条　甲は、救援センターを閉鎖する際は、乙に使用終了を通知するとともに、当該施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（施設範囲の周知）
第９条　甲は、当該施設のうち救援センターとして利用できる場所を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（備蓄等）
第10条　甲は、乙の施設内及び近接地に救援センターを運営するために必要な食料、飲料水、トイレパック等を備蓄するものとする。
２　救援センターの運営に要する資器材の整備・設置等は、甲と乙で別途協議して定めるものとする。
３　甲は、乙の施設内に防災行政無線及び戸別受信機を設置するものとする。

４　乙は、前３項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

（鍵の共有等）
第11条　乙は、甲に対して、乙の施設を救援センターとして利用するために、必要な鍵が入ったキーボックスの暗証番号をあらかじめ共有するものとする。
２　甲は、救援センターの開設及び管理運営にあたり、鍵を適切に使用するものとする。

（損害補償）
第12条　本協定に基づく協力により、災害発生時に業務に従事した乙の従業員（乙への協力者を含む。）が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
２　本協定に基づく協力により、乙及び第三者に発生した損害については、乙にその損害の発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその費用を負担するものとする。

（有効期間）
第13条　この協定の有効期間は、豊島区立豊島体育館の管理に関する基本協定書第４条に定める指定期間に準ずる。

（個人情報の保護）
第14条　乙は、救援センターの開設及び管理運営にあたり、業務上知りえた利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、業務の終了後においても同様とする。

（協議）
第15条　この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

附　則
この協定は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年２月２５日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目45番１号

豊島区長　　高際　みゆき

乙　東京都中央区日本橋堀留町二丁目１番１号

シンコースポーツ株式会社
代表取締役　　石崎　健太

102．災害時における井戸及び浴場の使用に関する協定書（東京都公衆浴場商業協同組合 豊島支部）

災害時における井戸及び浴場の使用に関し、豊島区（以下「甲」という。）と東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づく民間協力の一環として、災害時に組合員所有の井戸及び浴場を使用することにより、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、り災者への入浴支援を行うことを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は、災害が発生し必要があると認めるときは、乙に対し組合員所有の井戸及び浴場の使用を要請するものとする。

２．甲の要請は、文書により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

３．要請は、支部長に対して行う。支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

（協　力）

第３条　乙は、災害時において甲から要請があったときは、組合員所有の井戸及び浴場を使用し、甲の給水、り災者への入浴支援に協力するものとする。

２．乙は、利用者が井戸水を飲料水として使用する場合には、煮沸してから使用することを利用者に呼びかけるよう、組合員に対して指導するものとする。

（周　知）

第４条　甲は、組合員所有の井戸に関して、住民に周知を図るものとする。

（水質検査）

第５条　井戸の水質検査は、定期的に甲が実施する。

（非常用発電機の設置）

第６条　災害により電気施設に被害があった場合においても、給水及び入浴支援を実施できるよう、甲は、組合員の所有地に非常用発電機を設置するものとする。

（維持管理及び修理）

第７条　甲は、非常用発電機が常に良好な状態で使用できるよう適切な維持管理及び必要な修理を行うものとする。

（撤　去）

第８条　甲は、乙または組合員から非常用発電機の撤去の要請があった場合、または甲が撤去の必要性を認めたときは速やかに撤去するものとする。

（費　用）

第９条　災害時における井戸の使用及び浴場の使用に係る費用は、甲の負担とする。

２．費用の請求は、支部長がとりまとめて行うものとする。

３．非常用発電機の設置に係る土地使用料については無償とする。

４．非常用発電機の設置及び撤去に関する費用、並びに第７条の維持管理及び修理に必要な諸経費は、甲が負担するものとする。

（協　議）

第 10 条　この協定に定めのない事項、並びにこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、平成８年１月８日から平成９年１月７日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲・乙なんらの申し出がない限り、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

上記協定締結の証として、本書２通を作成し甲・乙記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

平成８年１月８日

甲　豊島区
豊島区長　加藤一敏

乙　東京都公衆浴場商業協同組合豊島支部
支部長　井藤良一

103．災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書（生活協同組合コープとうきょう）（※現:生活協同組合コープみらい）

豊島区（以下「甲」という。）と生活協同組合コープとうきょう（以下「乙」という。）は、豊島区内に地震、風水害その他の災害が発生し、またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して円滑な救援・支援活動を行い、区民生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時において、応急生活物資の調達と安定供給、ボランティア活動、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行い、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の調達と安定供給）

第２条　災害時に必要な応急生活物資の調達と安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行うものとする。

２．甲が乙に対し、応急生活物資を要請する際の細目については、別途定めるものとする。

（ボランティア活動の推進）

第３条　乙は、災害時における組合員のボランティア活動を積極的に推進し、甲の行う応急対策業務に協力するものとする。

（情報の収集・提供）

第４条　甲と乙は、災害時における物価の高騰等の防止を図るため、協力して情報を収集し、区民に対して迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第５条　乙は、生協の活動を通じて、日常的に組合員の防災意識の向上に努めることとし、また、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第６条　この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第７条　乙は、東京都以外を事業区域とする他の生活協同組合や日本生活協同組合連合会との連携を強化し、生活協同組合間相互支援協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（協定事項の発効）

第８条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（相互情報交換）

第９条　甲及び乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

（協　議）

第 10 条　この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その１通を保有するものとする。

平成８年３月 27 日

甲　豊島区
豊 島 区 長　　加　藤　一　敏

乙　生活協同組合コープとうきょう
理 事 長　　田　中　尚　四

104．震災時における緊急設備支援に関する協定（株式会社セレスポ）

豊島区（以下「甲」という）と株式会社セレスポ（以下「乙」という）は、地震災害時における災害対策拠点等の開設に必要な設備の緊急支援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣 旨）

第１条 この協定は、豊島区内で地震災害等が発生した場合において、乙が、甲の要請に基づき、甲の指定する災害対策拠点等へ、資機材の搬入、設営およびその他の支援を行う場合について、必要な手続きを定める。

（要 請）

第２条 甲は、地震災害時における乙の支援が必要であると判断した時は、乙にその支援を要請するものとする。

２ 前項の要請に係る甲及び乙の連絡責任者及び連絡先は、別表１に定めるとおりとする。

３ 乙は、第１項による要請を受けた時は、速やかに適切な措置を講じるとともに、それを甲に報告する。

（支援の内容等）

第３条 甲は、乙に対し、甲が指定する災害対策拠点への資機材の搬入及び設営を要請できるものとする。

２ 前項の要請に基づき、設置する資機材は、乙所有の資機材及び甲の備蓄している資機材を使用する。乙所有の資機材の種類及び数量については、別表２ に定めるとおりとする。

３ 本条により使用した資機材の汚損、破損および紛失の責めを、甲乙双方は、これを求めない。

（設置場所等）

第４条 乙が、甲の要請に基づき設営等を行う場所は、別表３に定める場所のうち、発災後に甲が指定した５箇所とする。

（費用等）

第５条 本協定に基づく支援に係る費用は、災害発生直前における適正料金とし、乙は、年度ごとにその料金表を甲に提出するものとする。

（協議事項）

第６条 この協定の実施について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第７条 この協定は、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとする。

ただし、協定期間の満了する６０日前までに甲乙いずれからも申出がない場合は、更に協定を１年間更新するものとし、以後も同様とする。

２ 平成１１年６月１５日付けで甲乙間で締結した「震災時における緊急設備支援に関する協定」は、この協定をもって失効するものとする。

この協定を証すため本書２通を作成し、甲、乙両者押印の上各自１通を保有するものとする。

平成８年４月３日

甲 東京都豊島区南池袋２－４５－１
豊島区
豊島区長　　高野 之夫

乙 東京都豊島区北大塚１－２１－５
株式会社セレスポ
代表取締役社長　　稲葉 利彦

（第 4 条関係）　　別表 2

協定避難所及び対応内容

各施設につき、次の対応内容とする。	資材の種類・数量	テント　２×３間	4 張
		テーブル	4 台
		養生シート	8 枚

（第 5 条関係）　　別表 3

設置場所　「豊島区災害対策拠点一覧」

番号	災害対策拠点	住所（場所）
1	池袋駅現地連絡調整所	池袋駅敷地内（区指定場所）
2	池袋駅東口情報提供ステーション	池袋駅東口周辺（区指定場所）
3	池袋駅西口情報提供ステーション	池袋駅西口周辺（区指定場所）
4	西池袋公園　（緊急医療救護所）	豊島区西池袋 3-20-1
5	山口病院　（緊急医療救護所）	豊島区西巣鴨 1-19-17
6	東池袋公園　（緊急医療救護所）	豊島区東池袋 3-14-1
7	長汐病院　（緊急医療救護所）	豊島区池袋 1-5-8
8	大同病院　（緊急医療救護所）	豊島区高田 3-22-8
9	としま昭和病院　（緊急医療救護所）	豊島区南長崎 5-17-9
10	都立大塚病院　（緊急医療救護所）	豊島区南大塚 2-8-1
11	一心病院　（緊急医療救護所）	豊島区北大塚 1-18-7
12	原整形外科　（緊急医療救護所）	豊島区西池袋 3-36-23
特記事項 上記一覧のうち、区が要請する場所として５箇所について稼働する。		

※別表１　省略

105．災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（株式会社イケオン）

豊島区（以下「甲」という）と株式会社イケオン（以下「乙」という）は、災害時における宿泊施設等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時（小規模災害を含む。以下同様）において甲が宿泊施設を必要とする場合に乙の有する宿泊施設（第一イン池袋）を提供する事を目的とする。

（要　請）

第２条　甲は、災害が発生し、乙の協力が必要となった場合は、乙に対して協力を要請する。

（協力の内容）

第３条　この協定に基づく乙の協力内容は、次のとおりとする。

１　大規模災害時（大地震・大洪水等）

ア．被災者及び応援職員等の宿泊施設として、ホテルの客室及び入浴施設の提供

イ．上記の提供を行うにあたっての空き室状況の把握及び提供の調整

２　小規模災害時（一般火災、水害等）

ア．被災者の宿泊施設として、ホテルの客室の提供

イ．上記の提供を行うにあたっての空き室状況の把握及び提供の調整

２　諸事情により乙が前項の協力を行えないときは、乙は責任をもって他の協力団体を斡旋し、甲にその旨を連絡すること。

（宿泊日数）

第４条　この協定による宿泊期間は、次のとおりとする。

１　大規模災害時（大地震・大洪水等）

第２条の規定により甲が依頼した日から７日以内。ただし、状況により甲が必要と認めるときはこの限りでない。

２　小規模災害時（一般火災、水害等）

第２条の規定により甲が依頼した日から３日以内。

（費用弁償）

第５条　第３条第１項第１号及び第２号の施設利用料については、実費弁償を原則とし、別途協議する。

（従事者の損害補償）

第６条　甲の要請に基づく業務中に乙の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災従事者損害補償条例」（昭和 41 年豊島区条例第 10 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成９年６月９日から平成 10 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の１ヵ月前までに甲乙は乙からなんらかの申し出がないときは、この協定は同一条件で１年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成９年６月９日

甲　東京都豊島区東池袋１丁目 18 番１号
豊 島 区 長　　加 藤 一 敏

乙　東京都豊島区東池袋１丁目 42 番８号
株式会社　イケオン
代表取締役会長　　菅 澤 傅 壽

106. 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定（東京都理容生活衛生同業組合 豊島・長崎支部）（※現：東京都理容生活衛生同業組合 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京都理容生活衛生同業組合豊島支部（以下「乙」という。）と東京都理容生活衛生同業組合長崎支部（以下「丙」という。）とは、災害時における衛生活動に係る理容サービス業務（以下「業務」という。）の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、豊島区内に災害が発生し、甲が開設した避難所（以下「救援センター」という。）における区民の避難生活が長期化した場合において、必要に応じ、救援センターにおいて業務を実施することにより、区民の避難生活に伴う心労の負担軽減を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　避難生活が長期化した場合とは、避難状態がおおむね２週間を経過し、引き続き避難状態が継続するおそれがある場合をいう。

（業務内容）

第３条　甲は、乙及び丙に対し次に掲げる事項に関して、救援センターにおける避難生活の状況に応じ、必要な業務の実施を要請するものとする。

(1) 散髪に関すること。

(2) 洗髪に関すること。

(3) 顔剃りに関すること。

(4) 理容活動に必要な資器材及び消耗品の提供に関すること。

（業務協力）

第４条　乙及び丙は、甲の要請を受けた場合は、特別な事由がない限り、この協定その他この協定に基づく定めに従い、衛生面に配慮し、誠実に業務を実施するものとする。

（対象者）

第５条　業務の提供を受けることができる者は、救援センターに避難している区民のうち、避難生活が長期化し、負傷、疾病その他の理由により、理容所へ出向くことが困難なものとする。

（業務従事者）

第６条　この協定に定める業務従事者とは、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）に定める理容師免許を有する者で、乙若しくは丙の組合員又は乙若しくは丙の組合員の経営する理容所に勤務する従業員のうちその経営者が指定するものをいう。

（要　請）

第７条　甲は、避難生活が長期化した場合において、乙及び丙に対し業務の要請を行うときは、理容サービス業務の提供要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（業務実績報告）

第８条　乙及び丙は、甲の要請を受け実施した、各救援センターにおける業務の完了後、その実績について、理容サービス業務実績報告書（別記第２号様式）により、報告するものとする。

（費用負担等）

第９条　乙及び丙が提供した業務において、技術料である理容費は無料とし、使用した資器材及び消耗品については、甲が費用負担するものとする。

２　前項の費用は、通常要する実費（当該災害の発生した直前の価格をいう。）とする。

３　甲は、乙又は丙から第８条に規定する報告を受けた後、前項の要件を満たす費用の請求があ

ったときは、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第 10 条　甲は、業務従事者が、甲の責めに帰すべき事由により第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

２　乙及び丙は、業務の実施に伴い、乙及び丙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対し、損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙及び丙は、事故発生後、速やかに文書をもって甲に報告するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 19 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の１月前までに、甲乙丙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了の翌日からさらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（連絡窓口）

第 12 条　甲乙丙間において相互に円滑な連絡調整等を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

（協　議）

第 13 条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

第 14 条　甲乙丙は、この協定を証するため、本書３通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成 18 年 12 月 25 日

甲　　豊島区東池袋一丁目１８番１号
豊島区
豊 島 区 長　　高　野　之　夫

乙　　豊島区南池袋四丁目１８番３号
東京都理容生活衛生同業組合豊島支部
支 部 長　　吉　村　忠　於

丙　　豊島区長崎二丁目１１番４号
東京都理容生活衛生同業組合長崎支部
支 部 長　　土　屋　清　人

第１号様式

理容サービス業務の提供要請書

年　　月　　日

様

豊島区災害対策本部長

豊島区長

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定第７条の規定に基づき、下記とおり、理容サービス業務の提供を要請します。

記

連　　絡　　者	職名 電話	氏名	
口頭、電話等による要請の場合の日時	年　　月　　日　　時　　分		
業務従事者派遣場所			
業務従事者派遣年月日	年　　月　　日　～　　月　　日		
業務従事者派遣人員	人		
業務提供区民予定者数	人		
その他特記事項 （連絡事項等）			

第２号様式

理容サービス業務実績報告書

年　　月　　日

豊島区災害対策本部長
豊島区長

豊島区

支部長

災害時における理容サービス業務の提供に関する協定第８条の規定に基づき、要請のあった事項について、下記のとおり報告します。

記

連　絡　担　当　者	電話	氏名	
口頭、電話等による要請の場合の日時	年　　月　　日　　時　　分		
業務従事者派遣場所			
業務従事者派遣年月日	年　　月　　日　～　　月　　日		
業務従事者派遣人員	人		
業務提供区民実績者数	人		
その他特記事項 （連絡事項等）			

107．災害時における防災資器材等の提供に関する協定（豊島区地震対策消火器設備協力会）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、豊島区（以下「甲」という。）が、豊島区地震対策消火器設備協力会（以下「乙」という。）に対し、豊島区地域防災計画に基づき、災害時における民間協力計画の一環として、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

２　甲が要請する協力の範囲は、消火器、備蓄食糧、保存水、簡易精水機、災害復旧用防災資材等（以下「資器材等」という。）の提供とする。

３　甲は、乙に対し協力の要請を行うときは、豊島区地域防災計画に定める所管部長名により、資器材等の提供要請書（別記第１号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（業務内容等）

第３条　甲は、乙に対し、災害時の実情に応じて、必要となる資器材等について、数量、日時、搬入場所等を指定して提供を要請するものとする。

（資器材等の優先提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に資器材等を優先提供するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙の資器材等の提供に要した費用は、甲が負担する。

（協　議）

第６条　この協定の解釈に疑義を生じた場合は、及び、この協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 20 年３月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日からさらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（連絡窓口）

第８条　甲乙間において相互に円滑な連絡調整を行うために、それぞれ担当窓口を設置するものとする。

（雑　則）

第９条　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

平成 19 年 12 月 5 日

甲　東京都豊島区東池袋一丁目１８番１号
豊島区
豊島区長　高　野　之　夫　㊞

乙　東京都豊島区巣鴨一丁目４番１７号
豊島区地震対策消火器設備協力会
会　長　脇　龍　太　郎　㊞

第１号様式

資器材等の提供要請書

年　　月　　日

豊島区地震対策消火器設備協力会
会長　　様

豊島区災害対策本部
部長

『災害時における防災資器材等の提供に関する協定』第２条に基づき、下表のとおり資器材等の提供を要請します。

資器材等	数量	提供日時	搬入場所（資器材等提供先）
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	

※本表に記載しきれない場合は、別表を添付します。

なお、本件に係る担当者所属氏名は以下の者を指名します。

部
課
電　話

第１号様式別表

資器材等の提供要請書

≪別表：追加用≫

資器材等	数量	提供日時	搬入場所（資器材等提供先）
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	
		日　　時	

108．災害時における資機材等の供給に関する協定（川上産業株式会社）

豊島区（以下、「甲」という。）と川上産業株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における、資器材の供給に関して、以下のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、甲が豊島区地域防災計画に基づく災害対策本部又は水防本部を設置したときの、乙の資器材の供給に関し必要な事項を定める。

２　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する資器材を検討・推進することにより、区民の防災力の向上に努める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、乙に対し、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる業務の協力を要請することができる。

２　前項の協力は、プチプチ®及びプラパール®（以下「資器材等」という。）の供給とする。

（業務内容等）

第３条　甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し、資器材等提供要請書（第1号様式）をもって要請するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときには、口頭で業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、協力の要請を行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（資器材等の供給）

第４条　乙は、甲から協力の要請があったときは、可能な範囲において、甲に資器材等を優先供給するものとする。

２　乙は、前項の供給内容について、資器材等供給協力報告書（第２号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書による時間的余裕がないときには、口頭で報告し、その後速やかに文書をもって処理するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙の資器材等の供給（輸送費含む）にかかる費用は甲の負担とする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対し、書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２８年１２月　１日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区長　　高　野　之　夫

乙　　東京都千代田区五番町６番地２
川上産業株式会社
代表取締役社長　安永　圭佑

109．災害時における支援物資の供給等に関する協定（株式会社ファミリーマート）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時の支援に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、物資の調達などに関し、甲の計画に対する乙の協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この協定において災害とは、豊島区の区域において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する地震等の異常な自然現象、または大規模な火事もしくは爆発等を原因として生ずる被害をいう。

（要請）

第３条　甲は、区内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、乙に対し、以下の要請をすることができるものとする。

（１）必要な物資の供給

（２）区内店舗における早期の営業再開

２　前項の規定による要請は、「物資発注及び店舗営業再開要請書」（別紙第１号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

３　前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第４条　乙は、甲から前条第１項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第５条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙にて物資の調達の可否・日時・種類・個数を決定することを甲は了承する。

（１）食料品

（２）飲料水

（３）日用品

（４）その他甲が要請した物資

（要請に基づく乙の措置）

第６条　第３条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資供給可能数量・措置の状況報告書」（別紙第２号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の引渡し）

第７条　物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第８条　甲は、乙が第３条の要請に基づき、物資を運搬又は供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金）

第９条　物資の代金は、災害発生時の直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とが協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第１０条　甲が引き取った物資及び乙が行った運搬に係る費用は、乙からの適正な請求書を受理した日から６０日以内に甲から乙に支払うものとする。ただし、期限内に支払いができない場合は、第１０条に基づき協議を行うものとする。

（担当者名簿の作成）

第１１条　甲及び乙は、協力要請の手続を円滑に行うため、連絡責任者等を記載した、「災害物資協定事務担当者（連絡先）名簿」（別紙第３号様式）を作成し、相互に文書で報告するものとする。

２　前項の報告は、協定締結の日以降３０日以内に行い、年度中途において異動等があった場合も同様とする。

（協議）

第１２条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間満了日までに、甲乙双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

（解除）

第１４条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日１カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年２月９日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目45番1号

豊　島　区　長　　高野　之夫

乙　東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート

代表取締役会長　　中山　勇

110．災害時等における避難者及び配備職員の身体及びこころのケアに関する協定（公益社団法人東京都鍼灸師会）

災害時等における避難者及び配備職員の身体及びこころのケアに関し、豊島区（以下、甲という。）と公益社団法人東京都鍼灸師会（以下、乙という）との間において、次のとおり協定を締結する。

〔趣旨〕

第１条　この協定は、災害時の避難者及び配備職員の身体及びこころケアに対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

〔協力要請〕

第２条　甲は、災害が区内に発生した場合に、発生から７２時間以降に支援活動を実施する必要が生じた場合には乙に対し東京都鍼灸師会豊島支部に所属する人員（以下、人員という）の協力を要請するものとする

２　乙は、甲の要請があった場合には、特別な理由がない限り協力するものとする。

〔要請手続〕

第３条　甲は、乙に対して、乙の連絡体制により、文書等の方法で人員の供給を要請するものとする。

２　甲は、出動した人員を指揮するものとする。

３　甲は、第１項の規定により乙に要請した場合には、要請の理由、支援活動の内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにした文書を送付するものとする。

〔活動場所〕

第４条　乙が甲の要請を受けて派遣する人員の活動する場所は、豊島区内に開設される救援センター内とする。

〔活動業務〕

第５条　甲の要請により出動した乙の要員は、次の活動を行う。

一　避難者及び配備職員の疲労を軽減するため、鍼等を使用した身体のケア。

二　軽運動の支援。

三　傾聴による避難者及び配備職員のこころのケア。

四　その他甲が必要と認める業務に関すること

〔活動業務の報告〕

第６条　乙は、甲の要請に基づき人員の提供、活動業務内容等について、業務完了後甲に対して報告するものとする。

〔費用負担〕

第７条　甲は、第５条に規定する業務終了後の確認を受けた後、活動に要した鍼等の実費負担分を甲と協議の上請求するものとする。

〔費用の支払い〕
第８条　甲は、乙から前条の規定により請求があったときは速やかにその費用を支払わなければならない。

〔従事者の損害補償〕
第９条　甲の要請に基づき、人員が活動に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年7月19日条例第３８号）に基づき、これを補償するものとする。

〔連絡〕
第１０条　乙は、甲の要請に対応できる連絡体制等について、毎年４月に区長に連絡するものとする。

〔個人情報の保護〕
第１１条　乙は、災害時に定める活動にあたり、活動上知り得た利用者及び家族等の個人情報を漏らしてはならない。これは、活動の終了後においても同様とする。

〔協議〕
第１２条　この協定の実施に関して必要な事項及び覚書以外の手続きについて、その都度、甲、乙両者が協議の上、決定するものとする。

〔有効期間〕
第１３条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲乙いずれから協定解約の申し出がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和 ２ 年 ２ 月 １ 日

（甲）豊 島 区 長　　高　野　之　夫

（乙）公益社団法人東京都鍼灸師会
会　　長　　髙　田　常　雄

111. 災害時におけるモバイルバッテリーの提供に関する協定（株式会社INFORICH）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社INFORICH（以下「乙」という。)の間において、災害時におけるモバイルバッテリー（以下「バッテリー」という。）及びバッテリースタンド（以下「スタンド」という。）の提供に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊島区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第1号に掲げる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う災害応急対策活動に対する乙の協力内容及びその他の関連事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　乙は、次条に基づく甲からの要請を受けて、甲に対して乙が所有するバッテリー及びスタンド（以下「バッテリー一式」という。）を提供する。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時にバッテリー一式の確保の必要性が生じたときは、数量を指定し、乙に対して提供を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があった場合には、当該要請の時点において乙が用意可能な数量を報告し、甲の指定する引き渡し場所に、その時に乙が取り得ることができる最も早い手段により、満充電のバッテリーを提供するよう努めるものとする。

３　乙が被災した場合、甲乙協議のうえ、被害の程度に応じて前条に定める協力内容の一部又は全部を免除することができるものとする。

（協力の期間）

第４条　乙が甲に対してバッテリー一式を提供する期間は、甲乙協議のうえ決定する。当該期間が一ヶ月以上に及ぶ場合は、各月ごとに確認し、あらためて協議し、その都度期間を定めるものとする。

（保管方法）

第５条　甲は、乙から第３条第２項に基づき提供を受けたバッテリー一式を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

（経費の負担）

第６条　第3条第1項の要請により、乙がバッテリー一式を提供に要した輸送費は、甲が負担するものとする。

２　第３条の協力要請によって乙がバッテリー一式を用意するための費用及びそれらのバッテリー一式を輸送するための準備などに要した経費は、乙が負担するものとする。

３　第３条第2項により提供されたバッテリー一式の内、紛失などによって返却されない分については、発災直前の乙のバッテリー一式販売価格に基づき、甲が負担し乙に返還するものとする。

４　第３条第２項により提供されたバッテリー一式を甲が乙に返却する際の費用は、甲が負担するものとする。

（支払方法及び支払時期）
第7条　甲から乙に対して支払いが生じる場合には、その支払方法及び支払時期については、双方協議のうえ決定するものとする。

（損害の負担）
第8条　乙が所有するバッテリー一式の提供期間中に、当該バッテリー一式が原因で生じた、甲、利用者又は第三者への損害等については、乙に故意または重大な過失がない限り、発災直前の乙のChargeSPOT利用規約の損害賠償に関する規定に準ずるものとして同様に取り扱うものとする。
2　第５条に基づく保管方法を怠ったことが原因で生じた故障や破損による、甲自身、利用者、または第三者へと生じた損害については甲が負担し、それによって乙が被った損害も甲が負担する。

（定期報告）
第９条　第３条第２項に基づき乙から甲に対し提供されるバッテリー一式の提供期間が３ヶ月以上に及ぶ場合には、甲は乙に対し、３ヶ月に１回、書面をもってその保管数量、保管場所その他乙が別途指定する項目を報告しなければならない。
２　前項に規定する報告にあたっては、甲は、バッテリー一式の保管場所の写真を撮影した上で、前項に規定する書面に当該写真を添付しなければならない。

（協定期間及び更新）
第１０条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙から協定を継続しない旨の申出がないときは、1年間延長するものとし、以後も同様とする。
２　やむを得ない事情により、期間満了を待たずに本協定を解約する場合は、解約しようとする日の１ヶ月前までに相手方に伝えるものとする。
３　甲及び乙は、毎年４月に緊急連絡先等を互いに報告するものとする。

（協議）
第１１条　本協定に定めのない事項及び疑義については、その都度、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各1通を保有する。

令和４年１１月１日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号

豊島区長　　高野　之夫

乙　　東京都渋谷区神宮前６－３１－１５
株式会社INFORICH
代表取締役　秋山　広宣

112. 災害時におけるレンタル資機材の供給に関する協定（一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション）

豊島区（以下、「甲」という。）と一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション（以下、「乙」という。）とは、豊島区内に震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、応急対策業務に必要な資機材（以下、「資機材」という。）の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は豊島区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における資機材の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務の内容）

第２条　甲が乙に対して協力を要請する業務（以下、「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

(1) 資機材の調達

(2) 資機材の搬入・設置

（３）資機材の撤去・搬出

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において、資機材の調達が必要であると認めたときは、場所、品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材の供給を要請することができる。

２　緊急で、書面により要請することが出来ない場合は、電話等による口頭での方法で協力を要請したうえで、後日速やかに書面を提供する。

３　乙は、甲から要請を受けたときは、資機材の優先的な供給について積極的に協力するよう努めるものとする。

（引き渡し）

第４条　資機材の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡場所に職員を派遣し、品名、数量等を確認の上受領する。

２　乙は前項の業務が終了したときは、書面により甲へ報告する。

（保管）

第５条　甲は、乙より資機材の供給を受けた時は、善良な管理者の注意をもって保管する。

（返却）

第６条　甲は、資機材を用いた災害時対応が終了した場合は、返却する品名、数量、その他必要事項を記載した書面により、乙に対し、資機材の撤去、搬出を依頼する。

（費用負担）

第７条　乙は第２条の規定による協力業務に要した費用（原則、人件費を除く）は、原則として甲が負担する。その場合、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のう

え決定するものとする。

(費用の請求)
第８条　乙は、資機材の引渡し後、費用の明細書を作成し、甲に費用を請求する。

(費用の支払い)
第９条　甲は、乙から前条の請求があった時は、その内容を確認の上、乙に支払う。

(情報交換)
第１０条　甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材の供給等について、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(防災訓練等への参加)
第１１条　甲は、この協定が円滑に機能させるため、甲が実施する防災訓練等に、乙の参加を求めることができるものとする。

(損害の負担)
第12条　甲が乙による供給を受けた後、撤去されるまでに資機材に損害が生じた場合は、その賠償の責について甲乙協議の上、決定するものとする。
２　乙による協力業務中に資機材に損害が生じた場合は、その賠償の責について乙が負担するものとする。

(損害補償)
第１3条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
２ 乙が供給した資器材により、第三者に発生した損害については、乙にその損害の発生原因について故意又は重大な過失がない限り、甲がその費用を負担するものとする。

(協定期間)
第１4条　この協定の期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、双方から申し出のない場合には、更に１年間延長され、以降この例によるものとする。

(協　議)
第１5条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に記載がない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し双方記名押印の上各自１通を保有する。

令和４年１２月２３日

甲　　豊島区南池袋二丁目45番1号

豊島区長　　高　野　　之　夫

乙　　品川区大崎一丁目6番1号
一般社団法人ジャパン・レンタル・アソシエーション

代表理事　　中　塚　克　敏

113．災害時等における段ボール製品等の調達に関する協定（興亜紙業株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）と興亜紙業株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において段ボール製品等を調達する必要が生じたときは、書面により、乙に対し、物資供給について要請をすることができる。ただし、甲が緊急を要する場合は、口頭、電話、電子メール等により要請を行うことができるものとする。

２　前項ただし書の場合においては、甲は、乙に対し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

３　乙は、第１項に規定する要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに甲に協力するものとする。乙は、第１項に掲げる支援の他、甲と協議し、可能な限り協力するものとする。

（段ボール製品等の範囲）

第３条　甲が供給を要請する段ボール製品等の範囲は、次のとおりとし、乙において供給可能な品目及び数量とする。

（１）段ボール製簡易ベッド

（２）段ボール製シート

（３）段ボール製間仕切り

（４）その他乙の取扱商品で甲が必要であると認めたもの

（段ボール製品等の引取り）

第４条　段ボール製品等の引取場所については、甲が指定するものとし、甲は、当該場所において、これを引き取るものとする。

２　乙は、段ボール製品等を引き渡すときは、品目及び数量を記載した納品書を引取場所を管理する甲の職員又は甲の指定する者（以下「引取人」という。）に提出するものとする。

３　引取人は、前項の規定により提出された納品書を受け取ったときは、段ボール製品等の品目及び数量を確認し、受領書を発行するものとする。

（運搬体制の確保）

第５条　段ボール製品等の運搬については、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、当該者が行うことが困難である場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

２　乙（前項ただし書の場合にあっては、甲）は、段ボール製品等の運搬に使用する車両について、緊急通行車両（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項に規定する緊急通行車両をいう。以下同じ。）に係る事前届出を関係機関に行い、運搬体制の確保に努めるものとする。

３　甲は、段ボール製品等の運搬に使用する車両が緊急通行車両として通行できるよう可能な限り配慮するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、乙の協力により調達された段ボール製品等の代金及び運搬の費用を負担するものとする。

２　前項の段ボール製品等の代金及び運搬の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議した上で決定するものとする。

（費用の請求および支払い）

第６条　乙は、甲との協議が整った後、前条第１項に規定する費用について、その代金を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）
第７条　協力の際に生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担については、乙が負うものとする。

（従事者の損害補償）
第８条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。

（秘密の保持）
第９条　甲および乙は、この協定に基づく業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。業務が終了した後もまた同様とする。

（訓練）
第１０条　乙は、甲からの要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとし、協力するものとする。

（協定期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本協定締結の証として、本書２通を作成し、双方押印の上、各１通を保有する。

令和７年１１月２５日

（甲）　豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長　　高際　みゆき

（乙）　東京都北区赤羽一丁目16番3号
興亜紙業株式会社
代表取締役社長　　平岡　利章

114．災害時における電気自動車を活用した電力供給に関する協定（株式会社　ネクステージ）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社ネクステージ　BYD AUTO池袋（以下「乙」という。）は、災害時における電気自動車を活用した電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（要請及び協力）
第２条　甲は、災害時において、乙の協力が必要と判断した時には、救援センター等防災拠点における電気自動車を活用した電力供給支援について、乙に対し協力を要請する。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとし、当該業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。
３　乙は、第１項に掲げる支援の他、甲と協議し、可能な限り協力するものとする。

（支援に係る手続）
第３条　前条による要請は、「電力供給支援要請書」（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該様式を提出するものとする。
２　乙は、前条の要請による業務の完了を「電力供給活動報告書」（第２号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、前項の例による。

（電気自動車の移動）
第４条　乙は、その責任において、甲から要請を受けた支援場所まで、電気自動車を移動させることとする。なお、支援終了後の電気自動車の移動についても乙の責任とする。

（連絡責任者）
第５条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手側に書面で通知する。

（費用負担）
第６条　第２条の要請に基づく乙の協力に係る費用は、別段の合意がない限り無償で行われるものとする。

（損害補償）
第７条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　当該業務の実施に伴い、乙および第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲乙協議して決する。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　６年　４月　１日

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
甲　豊島区長　高　際　みゆき

東京都豊島区要町二丁目１４番１９号
乙　株式会社　ネクステージ
代表取締役　広　田　靖　治

115. 災害時におけるＩＫＥＢＵＳを活用した電力供給に関する協定（ＷＩＬＬＥＲ株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）とＷＩＬＬＥＲ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるＩＫＥＢＵＳを活用した電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（要請及び協力）

第２条　甲は、災害時において、乙の協力が必要と判断した時には、次に掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

①ＩＫＥＢＵＳを活用した停電エリアの救援センター等への電力供給支援

②その他甲との協議により、乙が応じられる事項

２　　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとし、当該業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（手続）

第３条　前条による要請は、「電力供給支援要請書」（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前条の要請による業務の完了を「電力供給活動報告書」（第２号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、前項の例による。

（連絡責任者）

第５条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、書面により通知する。

２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手側に書面で通知する。

（費用負担）

第６条　甲は、第２条の要請により、乙が実施した業務に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の認可された運賃又は料金および実際に支出・負担した金額（実費）の合計額を基準とし、これをもとに甲乙協議して決する。

（費用の請求）

第７条　乙は、業務終了後、速やかに前条の費用を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに、かつ乙の必要とする期日までに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。

２　当該業務の実施に伴い、乙および第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲乙協議して決する。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和１１年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和６年４月１日

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
甲　豊島区長　高　際　みゆき

大阪市北区大淀中一丁目１番88号
乙　ＷＩＬＬＥＲ株式会社
代表取締役　村　瀬　茂　高

116．災害時における応急食品（麺類等）の供給に関する協定書（東京都麺類協同組合）

災害時における応急食品（麺類等）の供給に関し、豊島区（以下「甲」という。）と東京都麺類協同組合並びに豊島区各支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

（目　的）

第１条　この協定は区内に災害が発生し、応急食品給与が必要となったとき、豊島区地域防災計画に基づく応急食品給与の一環として、乙の組合員の積極的な協力を得ることにより円滑な応急食品給与を実施することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　乙の協力の内容は、次の範囲とする。

ア．麺類等の供給に関する原材料の提供

イ．　〃　設備機器の提供

ウ．　〃　労務の提供

（要　請）

第３条　甲は、災害が発生し応急食品給与の必要が生じたとき、乙に対し、麺類等の供給を要請するものとする。

２．乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長が不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

３．上記の要請は、理由、協力の内容、日時、場所、その他必要事項を文書で行うものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日文書をもって処理する。

（協　力）

第４条　乙は、甲からの要請があったとき、特別の事由がない限り、麺類等を供給するものとする。

（費用弁償）

第５条　甲は乙の協力に係る原材料、設備機器の提供、使用についてその実費を弁償するものとする。

２．乙は前条の規定により、甲に麺類等の供給をしたときは、前項の規定により代金を請求するものとする。

（代金の支払い）

第６条　甲は乙から前条第２項の規定により代金の請求があった場合は速やかに代金を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第７条　甲の要請にもとづき、乙組合員もしくは乙組合の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災従事者損害補償条例」（昭和 41 年豊島区条例第 10 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協力店の表示）

第８条　甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害時麺類等協力店」の看板を掲示することができる。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、昭和 57 年２月 18 日から昭和 58 年２月 17 日までとする。ただし、期間満了の日の１か月前までに甲、乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協定細目）

第 10 条　この協定を実施するための必要事項については、別紙、協定細目のとおりとする。

（疑義の決定等）

第 11 条　この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の締結の証として本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

昭和 57 年２月 18 日

甲	豊島区長		日比寛道
乙	東京都麺類協同組合	理事長	野川康昌
	東京都麺類協同組合	長崎支部長	菅谷亘
		池袋支部長	早川栄市
		巣鴨支部長	津田稔
		目白支部長	中村吉二郎

117. 災害時における「飲料水等」の優先供給に関する協定書（有限会社秩父源流水）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、有限会社秩父源流水（以下「乙」という。）に対し災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合における区民の飲料水の確保を目的として、乙に対し災害応急対策業務の協力を要請するものとする。

２．前項の協力の範囲は、ボトル入飲料水等（以下「飲料水等」という。）の供給とする。

（業務の内容等）

第３条　甲は、災害時の実状に応じ、乙に対して、業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、飲料水等の供給を求めるものとする。

（飲料水等の供給）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に飲料水等を優先供給するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙の飲料水等の供給に要した費用は甲が負担する。

（協　議）

第６条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して、別途細目を定めるものとする。

（雑　則）

第７条　この協定は、平成８年２月９日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその１通を保有する。

平成８年２月９日

甲　　豊島区
豊島区長　　加　藤　一　敏

乙　　有限会社　秩父源流水
代表取締役　　内　藤　貫　治

118. 災害時における応急食料供給の協力等に関する協定書（豊島池袋食品衛生協会・豊島長崎食品衛生協会）（※現：豊島池袋食品衛生協会）

豊島区内に地震、風水害その他の災害が発生し、またはそのおそれがある場合（以下「災害時」という）における応急食料の供給に関し、豊島区（以下「甲」という）と豊島池袋食品衛生協会並びに豊島長崎食品衛生協会（以下「乙」という）との間において次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画に基づき、乙の会員の積極的な協力を得ることにより区民（被災者）への円滑な応急食料供給の体制の確保をはかることを目的とする。

（要　請）

第２条　災害が発生し応急食料供給の必要が生じたとき、甲は乙に対して協力の要請を行うものとする。

２　乙に対する甲の要請は保健福祉部長が行うものとする。ただし部長が不在の場合は、その職務を代理するものが行うものとする。

３　上記の要請は、事由、協力の内容、日時、場所その他の必要事項を会長、もしくはその代理あてに文書で行うものとする。ただし、緊急に際して、文書をもって要請するいとまが無い場合は電話または口頭で行い、
後日文書をもって処理する。

（協　力）

第３条　乙は、甲からの要請があったときは特別な事由が無いかぎり前条の要請に応じるものとする。

（協力の内容）

第４条　乙の協力の内容は次のとおりとする。

ア　区民（被災者）に供給する応急食料の調理ならびにこれにかかわる労務提供

イ　上記アにかかり、甲の所有する設備機器等だけでは対応できない場合においての乙の所有する設備機器等の提供

ウ　乙以外の者が応急食料の調理業務等に従事した場合における調理の指導、ならびに衛生の管理・指導

エ　区民（被災者）に供給する応急食料の衛生確保に係る助言・指導

（費用弁償）

第５条　甲は第４条に規定する乙の協力にかかる設備機器の提供に要した経費について原則としてその実費を支払うものとする。

２　甲は、乙より前項の規定に基づく経費の請求がされたときは、その内容を確認のうえすみやかに代金を支払うものとする。

（従事者の損害補償）

第６条　甲の要請に基づく業務中に、業務に起因して乙の会員が負傷し、もしくは疾病に患り、または死亡した場合は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和 41 年豊島区条例第 10 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（防災意識の向上）

第７条　乙は、会員の防災意識の向上に努めることとし、また、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第８条　乙は、相互に連携を強化し、広域的な支援が行える体制の整備に努めるものとする。

（相互情報交換）

第９条　甲および乙は、この協定を円滑に推進し、また災害時において有効なものとするために、平常時から連絡を密にし、相互に情報の交換を行うものとする。

（協　議）

第 10 条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第 11 条　この協定の有効期間は平成９年７月 23 日から平成 10 年７月 22 日までとする。ただし期間満了の一カ月前までに甲乙別段の意思表示が無き場合は、さらに一か年継続するものとし、以後もこの例による。

この協定を証するため本書３通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その一通を保有するものとする。

平成９年７月 23 日

甲　豊島区
豊島区長　　加　藤　一　敏

乙　豊島池袋食品衛生協会
会　　長　　長　島　甲子男

乙　豊島長崎食品衛生協会
会　　長　　梅　村　和　一

119．災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書（東京都米穀小売商業組合 豊島支部）

災害時における応急用精米の優先供給に関し、豊島区（以下『甲』という。）と東京都米穀小売商業組合豊島支部（以下『乙』という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

（目　的）

第１条　この協定は区内に食料の応急給与を必要とする災害が発生したときに、豊島区地域防災計画に基づく食糧確保の一環として、豊島区内米穀小売販売業者の積極的な協力を得ることにより、円滑に応急用精米の確保を図ることを目的とする。

（精米確保の目標）

第２条　この協定により確保する応急用精米の量は、豊島区における発災後２日目以降の被災想定人口約２万３千人（東京都防災会議が平成９年８月、「東京における地震被害の想定に関する調査研究」において示した人口）の６食分、おおむね 14 万食を当面の目標とする。

（要　請）

第３条　甲は、災害が発生し甲の備蓄物資のみでは十分な救助ができない場合に、乙に対し、応急用精米の優先供給を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当の部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

３　上記２の要請は文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（協　力）

第４条　乙は、甲に対し次に掲げる事項について、協力することとする。

⑴　甲から精米供給の要請があったときは、甲の指示する場所に、甲の要請する数量の精米を納入すること。

⑵　乙は、災害時における甲からの要請に備え、平常時から豊島支部全体で 25,200kg（60kg 入、420 俵）の精米を確保しておくこと。

⑶　応急用精米の包装は、運搬が容易なものとすること。

（報　告）

第５条　乙は、甲に対して毎年度末に、前条第２号の規定についての備蓄数量等について、文書により報告するものとする。

（費用負担及び請求）

第６条　応急用精米の価格は、当該応急用精米を必要とする災害が発生した直前の販売価格とする。

２　乙は、第４条第１項の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定により甲にその代金を請求するものとする。

３　乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（代金の支払）

第７条　甲は、乙から前条第２項及び第３項の規定により請求のあったときは、その内容を確認のうえ速やかにその代金を支払わなければならない。

（協力店の表示）

第８条　甲は、乙の組合員の承諾を得て、各店舗に「豊島区災害対策時食料協力店」の看板を掲

示することができる。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成 17 年 12 月１日から平成 18 年３月 31 日までとする。ただし、この期間満了の日の１カ月前までに甲乙双方別段の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協　議）

第 10 条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

上記締結の証として本協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成 17 年 12 月１日

甲　東京都豊島区東池袋一丁目 18 番１号
豊島区長　高野之夫

乙　東京都豊島区千川一丁目 11 番 19 号
東京都米穀小売商業組合豊島支部
支部長　金子榮八郎

120．災害時における飲料水等の供給に関する協定（サントリーフーズ株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）とは、豊島区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（飲料水等供給の要請）

第２条　甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

２　前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

２　乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第２号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水等の受領）

第４条　乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

（１）供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

（２）飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第６条　乙は、前条第２項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第４号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和 41 年７月 15 日条例第 10 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協　議）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第 10 条　この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成 20 年３月３１日までとする。ただし、有効期限満了の日の３か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に１

年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書２通を作成し、それぞれ記入押印の上、その１通を保管する。

平成 19 年 12 月５日

甲　東京都豊島区東池袋一丁目１８番１号
豊島区
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京都港区台場二丁目３番３号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長　引　田　耕　治

第１号様式

飲料水等供給協力要請書

年　　月　　日

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長　　様

豊島区長　　印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第２条第１項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

１　要請書番号	Ｎｏ.
２　品目・数量	
３　搬入日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分
４　搬入場所	
５　搬入方法	
６　連　絡　先	所属　　氏名 電話　　FAX
７　備　　考	

第２号様式

飲料水等供給協力報告書

年　　月　　日

豊島区長　　様

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第３条第２項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

１　要請書番号	Ｎｏ．　　（受領日　　月　　日）
２　供給可能な品目・数量	
３　搬入日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分
４　搬入場所	
５　搬入方法	
６　連絡先	所属　　氏名 電話　　FAX
７　備　　考	

第３号様式

飲料水等供給協力費用請求書

年　　月　　日

豊島区長　　様

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長　　印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第６条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請 求 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　内　　訳

品　　目	数量	単位	単価	金　額	備　考
消費税額					
合　　計					

第４号様式

災害時緊急連絡体制表

年　　月　　日

甲：豊島区

順位	緊　急　連　絡　先		
1		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
2		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
3		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	

乙：サントリーフーズ株式会社

順位	緊　急　連　絡　先		
1		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
2		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
3		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	

121．災害時における飲料水等の供給に関する協定（株式会社ジャパンビバレッジ）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社ジャパンビバレッジ（以下「乙」という。）とは、豊島区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（飲料水等供給の要請）

第２条　甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

２　前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

２　乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第２号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水等の受領）

第４条　乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

（１）供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

（２）飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第６条　乙は、前条第２項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第４号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和４１年７月１５日条例第１０号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条　この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成２０年３月３１日までとする。ただし、有効期限満了の日の３か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に１年間

継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書２通を作成し、それぞれ記入押印の上、その１通を保管する。

平成２０年２月１４日

東京都豊島区東池袋一丁目１８番１号
甲　豊島区
豊島区長　　高　野　之　夫

東京都墨田区江東橋二丁目３番１０号
倉持ビルディング第１６階
乙　株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支 社 長　　川　村　直　樹

（第１号様式）

飲料水等供給協力要請書

年　　月　　日

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長　　様

豊島区長　　印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第２条第１項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

１　要請書番号	Ｎｏ．
２　品目・数量	
３　搬入日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分
４　搬入場所	
５　搬入方法	
６　連絡先	所属　　氏名 電話　　FAX
７　備　　考	

（第２号様式）

飲料水等供給協力報告書

年　　月　　日

豊島区長　　様

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第３条第２項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

１　要請書番号	Ｎｏ．　　（受領日　　月　　日）
２　供給可能な品目・数量	
３　搬入日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分
４　搬入場所	
５　搬入方法	
６　連絡先	所属　　氏名 電話　　FAX
７　備　　考	

（第３号様式）

飲料水等供給協力費用請求書

年　　月　　日

豊島区長　　様

株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社
支社長　　印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第６条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請 求 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　内　　訳

品　　目	数量	単位	単価	金　額	備　考
消費税額					
合　　計					

（第４号様式）

災害時緊急連絡体制表

年　　月　　日

甲：豊島区

順位	緊　急　連　絡　先		
1		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
2		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
3		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	

乙：株式会社ジャパンビバレッジ首都圏支社

順位	緊　急　連　絡　先		
1		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
2		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
3		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	

122．災害時における飲料水等の供給に関する協定（ダイドードリンコ株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社（以下「乙」という。）とは、豊島区内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における乙の飲料水等の供給に係る協力に関して必要な事項を定め、災害時応急対策の充実及び被災住民の生活の安定と安心を図ることを目的とする。

（飲料水等供給の要請）

第２条　甲は、災害時の応急対策活動において、緊急に飲料水等を調達する必要があるときは、乙に対し、飲料水等の供給を要請することができる。

２　前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）

第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。

２　乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第２号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水等の受領）

第４条　乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。ただし、道路不備及び停電等により搬入に支障が生じた場合は、甲乙協議の上対策を講じるものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、第３条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。

（１）供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）

（２）飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）

第６条　乙は、前条第２項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。

２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡窓口）

第７条　甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（第４号様式）により相互に明らかにしておくものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が行った飲料水等の供給業務にかかる従事者の当該業務遂行中の損害補償については、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和４１年７月１５日条例第１０号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第10条　この協定の有効期限は、この協定の締結の日から平成２０年３月３１日までとする。ただ

し、有効期限満了の日の３か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、更に１年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙とは、上記協定の証として、本協定書２通を作成し、それぞれ記入押印の上、その１通を保管する。

平成２０年３月１２日

東京都豊島区東池袋一丁目１８番１号
甲　豊島区
豊島区長　　高　野　之　夫

東京都港区芝３丁目８番２号
芝公園ファーストビル３F
乙　ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長　安　達　健　治

（第１号様式）

飲料水等供給協力要請書

年　　月　　日

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長　　様

豊島区長　　印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第２条第１項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

１　要請書番号	Ｎｏ．
２　品目・数量	
３　搬入日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分
４　搬入場所	
５　搬入方法	
６　連絡先	所属　　氏名 電話　　FAX
７　備　　考	

（第２号様式）

飲料水等供給協力報告書

年　　月　　日

豊島区長　　様

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長　　印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第３条第２項の規定により、下記のとおり供給内容を報告します。

記

１　要請書番号	Ｎｏ．　　（受領日　　月　　日）
２　供給可能な品目・数量	
３　搬入日時	年　　月　　日（　　）午前・午後　　時　　分
４　搬入場所	
５　搬入方法	
６　連絡先	所属　　氏名 電話　　FAX
７　備　　考	

（第３号様式）

飲料水等供給協力費用請求書

年　　月　　日

豊島区長　　様

ダイドードリンコ株式会社
取締役営業統轄部長　　印

災害時における飲料水等の優先供給に関する協定第６条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請 求 額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　内　　訳

品　　目	数量	単位	単価	金　額	備　考
消費税額					
合　　計					

（第４号様式）

災害時緊急連絡体制表

年　　月　　日

甲：豊島区

順位	緊　急　連　絡　先		
1		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
2		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
3		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	

乙：ダイドードリンコ株式会社

順位	緊　急　連　絡　先		
1		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
2		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	
3		電　話	
		ＦＡＸ	
		メール	

123．災害時における飲料水等の供給に関する協定（株式会社八洋）

豊島区（以下「甲」という。）と株式会社八洋（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水等の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（飲料水等供給の要請）
第２条　甲は、災害時において、乙の協力が必要と判断した時には、飲料水等の供給について、乙に対し協力を要請する。
２　前項の要請は、飲料水等供給協力要請書（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（供給内容の報告）
第３条　乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、飲料水等を優先的に供給するものとする。
２　乙は、前項の供給内容について、飲料水等供給協力報告書（第２号様式）により速やかに甲に報告するものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（飲料水等の受領）
第４条　乙は、甲が指定する場所に飲料水等を搬入するものとし、当該場所において甲が品目、数量等を確認の上、受け取るものとする。ただし、道路不備及び停電等により搬入に支障が生じた場合は、甲乙協議の上対策を講じるものとする。

（費用負担）
第５条　甲は、第３条の規定による飲料水等の供給に要した費用を負担するものとする。
２　前項の規定により、甲が負担する費用の額は、次のとおりとする。
（１）供給した飲料水等に相当する価額（災害時直前の価格により算定する。）
（２）飲料水等の搬入に要した費用に相当する価額（実費により算定する。）

（請求及び支払）
第６条　乙は、前条第２項の規定により算出した費用を、飲料水等供給協力費用請求書（第３号様式）により請求するものとする。
２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、書面等により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手側に書面等で通知する。

（損害補償）
第８条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　当該業務の実施に伴い、乙および第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲乙協議して決する。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

（有効期限）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

本協定の証として本書を２通作成し、甲乙記入押印の上、各１通を保管する。

令和６年７月２４日

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
甲
豊島区長　　高際　みゆき

東京都新宿区東五軒町２番１８号
乙　株式会社八洋
代表取締役　後藤　晃宏

124. 災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定書（一般社団法人日本キッチンカー経営審議会）

豊島区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本キッチンカー経営審議会（以下「乙」という。）は、災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等（以下「炊き出し等」という。）の実施に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲と乙が相互に協力して区民生活の早期安定を図る事を目的として、炊き出し等に関する事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条 甲は、災害時等において、乙に対し、甲が開設した避難所等における炊き出し等の実施の協力を要請できる。

２ 前項の定める炊き出し等の協力を要請するときは、乙宛てに口頭又は電話等によって要請し、その後速やかに別紙様式（第２条関係）による文書を交付するものとする。

３ 乙は、甲から要請を受けた場合、直ちに炊き出し等の協力可否について、回答するものとする。

４ 飲食の提供のほか、災害時等の状況に応じて、乙が支援可能な事項がある場合は、甲及び乙で協議し対応するものとする。

（協力内容）

第３条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り、炊き出し等の優先提供に積極的に協力するものとする。

２ 乙は、甲の要請に基づき派遣する事業者が決定次第、提供可能な食事の内容及び事前準備が必要となる機材等について、甲へ報告するものとする。

３ 乙は、炊き出し等を行う場合、食品表示法に定める加工食品のアレルギー表示対象品目である「特定原材料7品目」及び「特定原材料に準ずるもの21品目」について、表示又は利用者に通知するなど、食物アレルギー対策に配慮するものとする。

４ 乙は、炊き出し等を行う場合、各事業者が衛生的に取り扱える範囲内での管理を行うほか、提供する食事を加熱するなど、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。

５　乙は、炊き出し等を行う場合、無償の炊き出しである旨を明示し，「通常営業」と容易に区別できるようにすること。

６　甲は、豊島区内においてのキッチンカー炊き出しについて、乙に連絡及び共有し、混乱を期さないようにするものとする。

（活動拠点の確保）

第４条 甲は、乙による炊き出し等の支援が円滑に行われるように、乙の活動拠点を確保するものとする。

２ 甲及び乙は、活動拠点が決定次第、使用上の留意事項等について、協議、調整するものとする。

３ 甲は、乙が第２条の要請に基づき使用する車両について、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（実施報告及び費用負担）

第５条 乙は、第３条に定めた協力を行ったときは、甲に対して、実施内容及び支援に要した費用（原材料費、移動費、燃料費及び労務費等）を、別紙様式（第５条関係）により報告し、甲に請求することができる。

２ 前項の費用は災害発生直前における適正価格等を基準として、双方協議の上決定するものとする。

３ 乙が、本条第１項の費用を甲に請求した場合は、甲は速やかに支払うものとする。

（連絡責任者の報告）

第６条 甲と乙は、この協定に基づく相互協力のため、それぞれ連絡責任者を選任し、別紙様式（第６条関係）にて、相手方に報告するものとする。
２ 前項に変更が生じた場合は、別紙様式（第６条関係）にて、遅滞なく相手方に報告するものとする。

（平常時の情報交換、取組）
第７条 甲と乙は，災害時等におけるキッチンカーによる炊き出しが円滑に行われるよう，平常時から相互の連絡体制の共有及び甲が行うイベント、防災訓練等についての情報交換、協力、キッチンカーの派遣をできる限り行い，災害時等に備えるものとする。

（秘密保持）
第８条 甲及び乙は、この協定に基づく活動に関して、協定終了後も含めて、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。

（損害補償）
第９条 甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２ 当該業務の実施に伴い、乙及び第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲及び乙が協議して決する。

（有効期間）
第１０条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲又は乙から何らの申出がない場合は、更に１年間延長されたものとし、以後も同様とする。
２ 甲は、乙が暴力団を含む反社会的勢力に属するものに関与したと認められたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了することができる。
３ 甲は、前項の規定により、この協定を終了したときは、その旨を直ちに乙に口頭又は電話等で通知するとともに、速やかに文書で通知するものとする。

（協議）
第１１条 協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和７年１１月２５日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　高際　みゆき

乙　東京都千代田区平河町1丁目７番５号
ヴィラロイヤル平河802
一般社団法人日本キッチンカー経営審議会
理事長　山口純司

125. 災害時における特別法律相談に関する協定（豊島法曹会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島法曹会（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な法律相談（以下「特別法律相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う救済・復興活動の一環として甲が実施する特別法律相談につき、乙の会員のうち相談を担当する弁護士（以下「担当弁護士」という。）の業務について必要な事項を定める。

（担当弁護士派遣の要請）

第２条　甲は、特別法律相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し担当弁護士の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

３　乙に対する甲の要請は、特別法律相談実施に伴う担当弁護士の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（担当弁護士派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに担当弁護士の派遣計画を策定し、特別法律相談実施に係る担当弁護士の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別法律相談の場所に担当弁護士を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別法律相談の活動場所等）

第４条　特別法律相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別法律相談の内容）

第５条　特別法律相談の内容は、災害等に起因する土地・建物・マンション等の権利関係、これに付随する相続、金銭消費貸借、各種保険金請求に関すること等の法律問題全般とする。

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別法律相談を円滑に行うため、派遣担当弁護士の名簿作成、地域割り、特別法律相談のＰＲ等について協力して実施する。

（連絡責任者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別法律相談に関する連絡責任者を置くものとし、この者は甲については豊島区地域防災計画に定める担当部長が指定する職員、乙については副幹事長の職に当たる者とする。ただし、各々代理人を指定することができる。

２　甲乙双方の連絡責任者及び代理人の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）

第８条　法律相談所における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）

第９条　相談業務に従事した担当弁護士に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）

第 10 条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する担当弁護士の損害補償は、豊島区防

災業務従事者損害補償条例（平成 17 年豊島区条例第 38 号）の例により、甲が補償するものとする。

（応援弁護士）

第 11 条　乙は、乙所属以外の弁護士に対し、この協定に基づく特別法律相談業務への協力要請をすることができる。

２　前項の協力要請に基づき、特別法律相談業務に従事した担当弁護士に対する謝礼、その他必要な事項は、この協定の定めに準ずるものとする。

（協定の期間）

第 12 条　この協定の期間は、平成 19 年８月 20 日から平成 20 年３月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細　目）

第 13 条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）

第 14 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの１通を保有する。

平成 19 年８月 20 日

甲　　東京都豊島区東池袋一丁目 18 番１号
豊島区
区　長　　高　野　　之　夫

乙　　東京都豊島区雑司が谷二丁目 15 番６号
豊島法曹会
幹事長　　鈴　木　　利　治

第１号様式

特別法律相談の実施に伴う担当弁護士派遣要請書

年　　月　　日

災害時における特別法律相談に関する協定（第２条第３項）に基づき、下記のとおり貴会会員（担当弁護士）の派遣を要請します。

豊島法曹会
幹事長　　様

豊島区災害対策本部
担当部長　　職　氏　名

派遣施設名	施設所在地	電話	人員	期間
			人	月　日～　月　日
			人	月　日～　月　日
			人	月　日～　月　日
			人	月　日～　月　日

※　本派遣要請に係る豊島区連絡責任者及び代理人（担当者）職氏名は下記とおりです。
豊島区災害対策本部
責任者：　部　課長（行政組織：　部　課長）
電話：３９８１－１１１１内線　（直通　－　）
代理人：　部　課長　班長
（行政組織：　部　課長　係長）
電話：３９８１－１１１１内線　（直通　－　）

第２号様式

特別法律相談の実施に伴う担当弁護士派遣計画書

年　　月　　日

災害時における特別法律相談に関する協定（第３条）に基づき、下記のとおり本会会員の担当弁護士を派遣をします。

豊島区災害対策本部
担当部長

豊島法曹会
幹 事 長

派遣施設名	施設所在地	電　　話	人員	期　　間
			人	月　日～　月　日
			人	月　日～　月　日
			人	月　日～　月　日
			人	月　日～　月　日
			人	月　日～　月　日
※　派遣担当弁護士の氏名等は、別紙のとおり				

※　本派遣に係る当豊島法曹会の連絡責任者及び代理人（担当者）職氏名は下記とおりです。

豊島法曹会
責任者：
電話：　　－
代理人：
電話：　　－

第２号様式別紙

特別法律相談の実施に伴う担当弁護士派遣計画書
（派遣施設別名簿）

派遣場所			
責任者氏名			
派遣期間	氏　　名	住　　所	電　　話
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			
月　日～　　月　日			

126. 災害時における特別総合相談に関する協定（東京都行政書士会 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京都行政書士会豊島支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第２条　甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第４条　特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における行政手続相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第５条　特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

(1)　被災者の生活再建に係る官公署に提出する書類の作成等に関すること

(2)　外国人被災者の生活再建に係る書類の作成及び相談に関すること

(3)　その他行政書士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（連絡担当者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

２　甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）
第８条　特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）
第９条　相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）
第10条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

（協定の期間）
第11条　この協定の期間は、平成２９年４月１９日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細　目）
第12条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）
第13条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々１通を保有する。

平成２９年４月１９日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊　島　区　長　　高　野　　之　夫

乙　　東京都豊島区西池袋一丁目２９番５号
山の手ビル１２階
東京都行政書士会　豊島支部
支　部　長　　近　藤　　秀　将

127. 災害時における特別総合相談に関する協定（東京都社会保険労務士 城北統括支部豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京都社会保険労務士会城北統括支部豊島支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第２条　甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第４条　特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第５条　特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

(1)　被災者の生活再建に係る労働社会保険の手続に関すること

(2)　被災者の生活再建に係る労務管理に関すること

(3)　被災者の生活再建に係る年金の相談及び請求に関すること

(4)　その他社会保険労務士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（連絡担当者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

２　甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、

変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）

第８条　特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）

第９条　相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）

第 10 条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年豊島区条例第 38 号）の例により、甲が補償するものとする。

（協定の期間）

第 11 条　この協定の期間は、平成２９年４月１９日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細　目）

第 12 条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）

第 13 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々１通を保有する。

平成２９年４月１９日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊　島　区　長　　高　野　　之　夫

乙　　東京都豊島区東池袋一丁目４７番１号
庚申ビル６０２
Ａ＆Ｉ社会保険労務士法人
東京都社会保険労務士会
城北統括支部豊島支部

支　部　長　　岩　間　　靖　幸

128. 災害時における特別総合相談に関する協定（東京税理士会 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京税理士会豊島支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第２条　甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第４条　特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第５条　特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

(1)　被災者の税務申告、税務申請及び納税に関すること

(2)　その他税理士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（連絡担当者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

２　甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）

第８条　特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）

第９条　相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）

第 10 条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年豊島区条例第 38 号）の例により、甲が補償するものとする。

（協定の期間）

第 11 条　この協定の期間は、平成２９年４月１９日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細　目）

第 12 条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）

第 13 条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々１通を保有する。

平成２９年４月１９日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊　島　区　長　　高　野　之　夫

乙　　東京都豊島区西池袋三丁目３０番３号
西池本田ビル３階
東京税理士会　豊島支部
支　部　長　　木　下　　盛　弘

129．災害時における特別総合相談に関する協定（弁護士法人東京パブリック法律事務所）

豊島区（以下「甲」という。）と弁護士法人 東京パブリック法律事務所（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の社員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第２条　甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第４条　特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第５条　特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

(1)　被災者の生活再建及び事業再建に係る土地・建物・マンション等の権利関係に関すること

(2)　相続、金銭貸借及び保険金請求等の生活再建及び事業再建に資する事項に関すること

(3)　被災者の生活再建及び事業再建に資する各種法的支援制度に関すること

(4)　その他弁護士法に定める業務のうち被災者の生活再建及び事業再建に関すること

(5)　上記各号に附帯関連する事項に関すること

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（連絡担当者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。
２　甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）

第８条　特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）

第９条　相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を参考とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）

第１０条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年豊島区条例第 38 号）の例により、甲が補償するものとする。

（協定の期間）

第１１条　この協定の期間は、平成 31 年 3 月 4 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細　目）

第１２条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）

第１３条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各々１通を保有する。

平成３１年３月４日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　　高　野　　之　夫

乙　　東京都豊島区東池袋一丁目３４番５号
いちご東池袋ビル2階
弁護士法人 東京パブリック法律事務所
代表社員　　釜　井　　英　法

130. 災害時における特別総合相談に関する協定（東京土地家屋調査士会 豊島支部）

豊島区（以下「甲」という。）と 東京土地家屋調査士会 豊島支部 （以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第２条　甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第４条　特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第５条　特別総合相談の内容については、以下のとおりとする。

(1)　被災者の境界確定に関すること

(2)　被災者の建物取り壊し調査に関すること

(3)　その他土地家屋調査士法に定める業務のうち被災者の生活再建に関すること

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うことができるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報の交換及び資料の提供をするとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（連絡担当者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

２　甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）

第８条　特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）

第９条　相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）

第１０条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年豊島区条例第 38 号）の例により、甲が補償するものとする。

（協定の期間）

第１１条　この協定の期間は、平成 31 年 3 月 4 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細　目）

第１２条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）

第１３条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの１通を保有する。

平成３１年３月４日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号
豊島区
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京都豊島区西池袋三丁目 19 番 10 号
近江ビル 302 号
東京土地家屋調査士会 豊島支部
支部長　宮　地　慎　一

131．災害時における特別総合相談に関する協定（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会 豊島区支部）

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都宅地建物取引業協会豊島区支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第２条　甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第４条　特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第５条　特別総合相談の内容は、被災者の生活再建に係る、みなし仮設住宅確保等のため、民間賃貸住宅の情報を提供する。

２　甲ならびに被災者より、その他（店舗あるいは売買など）の物件情報への提供依頼があるときは、可能な限り協力をする。

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うため、相談員の分担や、特別総合相談のＰＲ等について協力して実施する。

（連絡担当者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

２　甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）
第８条　特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）
第９条　相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）
第１０条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年豊島区条例第 38 号）の例により、甲が補償するものとする。

（応援士業者）
第１１条　乙は、乙所属以外の士業者に対し、この協定に基づく特別総合相談業務への協力要請をすることができる。
２　前項の協力要請に基づき、特別総合相談業務に従事した相談員に対する謝礼、その他必要な事項は、この協定の定めに準ずるものとする。

（協定の期間）
第１２条　この協定の期間は、平成 31 年 3 月 4 日から平成 32 年(2020 年)3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細　目）
第１３条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）
第１４条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの１通を保有する。

平成３１年３月４日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号
豊島区
豊 島 区 長　　高　野　　之　夫

乙　東京都豊島区東池袋一丁目 31 番 6 号　三昌ビル 3F
公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部
豊島区支部長　　山　口　　利　昭

132. 災害時における特別総合相談に関する協定（公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部豊島文京支部）

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

（相談員派遣の要請）

第２条　甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、相談業務に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第４条　特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における法律相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第５条　特別総合相談の内容は、被災者の生活再建に係る、みなし仮設住宅確保等のため、民間賃貸住宅の情報を提供する。

２　甲ならびに被災者より、その他（店舗あるいは売買など）の物件情報への提供依頼があるときは、可能な限り協力をする。

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うため、相談員の分担や、特別総合相談のＰＲ等について協力して実施する。

（連絡担当者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。

２　甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）
第８条　特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）
第９条　相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、平常時における豊島区実施の法律相談の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）
第１０条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）の例により、甲が補償するものとする。

（応援士業者）
第１１条　乙は、乙所属以外の士業者に対し、この協定に基づく特別総合相談業務への協力要請をすることができる。
２　前項の協力要請に基づき、特別総合相談業務に従事した相談員に対する謝礼、その他必要な事項は、この協定の定めに準ずるものとする。

（協定の期間）
第１２条　この協定の期間は、平成31年3月4日から平成32年(2020年)3月31日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（細　目）
第１３条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）
第１４条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの１通を保有する。

平成３１年３月４日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京都豊島区南大塚二丁目39番11号　ヒサビル4F
公益社団法人 全日本不動産協会
東京都本部 豊島文京支部
支 部 長　荻　原　武　彦

133．災害時における特別総合相談に関する協定（公益社団法人東京都不動産鑑定士協会）

豊島区（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）とは、豊島区において、大震災、その他これに準ずる災害（以下「災害等」という。）が発生した際に、区民生活の円滑な復興を図るための特別な総合相談（以下「特別総合相談」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（総　則）

第１条　この協定は、豊島区内で災害等が発生した際に、豊島区地域防災計画に基づき甲が行う災害応急・復興活動の一環として甲が実施する特別総合相談につき、乙の会員のうち相談を担当する者（以下「相談員」という。）の業務について必要な事項を定める。

２　この協定の定めにもかかわらず、甲と乙が平成３０年６月１２日付で締結した「災害時における住家被害認定調査等に関する協定」で定める事項については同協定を適用し、甲と乙が平成２７年３月１８日付で締結した「豊島区不燃化推進特定整備事業専門家派遣 協定書」（以下「不燃化推進協定書」という。）で定める事項については同協定書を適用し、それぞれこの協定の規定は適用しないものとする。

（相談員派遣の要請）

第２条　甲は、特別総合相談を実施する必要が生じたときは、乙に対し相談員の派遣を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書（別記第１号様式）によるものとする。ただし、文書による要請に時間的余裕がないときは口頭でこれを行い、後日、文書をもって処理するものとする。

（相談員派遣計画の提出等）

第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに相談員の派遣計画を策定し、特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書（別記第２号様式）を甲に提出するとともに、甲が指定する特別総合相談の場所に相談員を派遣し、特別総合相談に係る業務（以下「相談業務」という。）に当たらせるものとする。

（特別総合相談の活動場所等）

第４条　特別総合相談の場所、時間、受付手続き及びその他相談方法については、平常時における士業者による相談を参考にして、甲と乙が協議して定める。

（特別総合相談の内容）

第５条　特別総合相談の内容は、以下のとおりとする。

(1) 乙又は乙が派遣する相談員が行うことができる専門相談のうち被災者に係る事項

(2) その他、相談員が法令上行うことができる業務のうち被災者の生活再建に関すること

（相互協力）

第６条　甲と乙は、特別総合相談を円滑に行うため、相談員の分担や、特別総合相談のＰＲ等について協議のうえ、協力して実施する。

（連絡担当者）

第７条　甲と乙とは、それぞれ特別総合相談に関する連絡担当者を置くものとする。
２　甲乙双方の連絡担当者の職氏名連絡先等については、平常時から相互に通知するものとし、変更が生じたときは、逐次通知するものとする。

（相談料）
第８条　特別総合相談における利用者の相談料は、無料とする。

（謝　礼）
第９条　甲が支払う相談業務に従事した相談員に対する謝礼は、不燃化推進協定書で定める報償費の額を基準とし、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（損害補償）
第１０条　甲の要請に基づく、乙の当該相談業務に起因する相談員の損害補償は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年豊島区条例第 38 号）の例により、甲が補償するものとする。

（応援士業者）
第１１条　乙は、乙所属以外の不動産鑑定士に対し、この協定に基づく特別総合相談業務への協力要請をすることができる。
２　前項の協力要請に基づき、特別総合相談業務に従事した相談員に対する謝礼、その他必要な事項は、この協定の定めに準ずるものとする。

（協定の期間）
第１２条　この協定の期間は、平成 31 年 3 月 4 日から平成 32 年（2020 年）3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の３ヵ月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後もまた同様とする。
２　甲または乙において、この協定を継続できない事情が生じたときは、双方協議のうえこの協定を解除できるものとする。

（細　目）
第１３条　この協定を実施するための必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協　議）
第１４条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえおのおの１通を保有する。

平成３１年３月４日

甲　　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　　高　野　　之　夫

乙　　港区虎ノ門三丁目１２番１号

ニッセイ虎ノ門ビル６階
公益社団法人東京都不動産鑑定士協会
会　　長　　吉　村　　真　行

別紙第１号様式（協定Ⅳ－９９～１０７共通）

特別総合相談実施に伴う相談員の派遣要請書

年　　月　　日

様

豊島区長

災害時における特別総合相談実施に伴う相談員の派遣について

「災害時における特別総合相談に関する協定書」に基づき、下記のとおり相談員の派遣を要請します。なお、協定書第３条により、本要請に対する特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書を提出願います。

記

要請事項

要請期間	時間	人数	派遣場所

※要請期間、時間内での相談員の交代は、可能とする。

問い合わせ先
豊島区
担　当
電　話
ＦＡＸ

別紙第２号様式（協定Ⅳ－９９～１０７共通）

特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書

年　　月　　日

豊島区長　様

災害時における特別総合相談実施に係る相談員の派遣計画書について

「災害時における特別総合相談に関する協定書」に基づき、下記のとおり提出します。

記

相談員派遣計画

要請期間	時間	人数	派遣場所

問い合わせ先

担　当
電　話
ＦＡＸ

134. 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書（東京司法書士会）

豊島区（以下「甲」という。）と、東京司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業員、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）
第２条　甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。
２　乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。
３　乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。
４　乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）
第３条　相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。
(1) 相続に関する相談
(2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
(3) 不在者財産管理制度、相続財産管理制度等に関する相談
(4) 成年後見制度に関する相談
(5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）
第４条　甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）
第５条　乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。
２　乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。
３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）
第６条　被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（損害補償）
第７条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　当該業務の実施に伴い、乙及び第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲及び乙が協議して決する。

（相談料）
第８条　乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

（情報交換等）
第９条　甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

（連携）
第１０条　乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

（協定の存続期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲又は乙から何らの申出がない場合は、更に１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（連絡責任者）
第１２条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手側に書面で通知する。

（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有する。

令和７年３月２７日

（甲）東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
区　長　高際　みゆき

（乙）東京都新宿区四谷本塩町４番３７号
東京司法書士会
会　長　千野　隆二

135. 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条　本協定は、豊島区内における地震、風水害その他の災害に備え、甲が区民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第２条　本協定における取組みの内容は次のとおりとし、具体的な内容および方法について協議のうえ実施するものとする。

(1)　乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2)　甲が、豊島区内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3)　甲が、豊島区内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4)　甲が、災害発生時の豊島区内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

２　甲が、豊島区内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

３　第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第３条　前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第４条　乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第５条　本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第６条　本協定の有効期間は、本協定締結日から１年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに１年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２６年８月７日

甲　東京都豊島区東池袋一丁目18番１号
豊島区
豊島区長　高　野　之　夫

乙　東京都港区赤坂九丁目７番１号
ヤフー株式会社
代表取締役　宮　坂　学

136．大規模災害時等における豊島区と豊島区アマチュア無線協議会との情報収集等の協力に関する協定（豊島区アマチュア無線協議会）

豊島区（以下「甲」という。）と豊島区アマチュア無線協議会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における情報収集等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき（「以下「大規模災害発生時等」という。）に、甲が行う情報収集等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要　請）

第２条　甲は、大規模災害発生時等の情報の収集、報告及び伝達（以下「災害情報通信活動」という。)に関し、必要に応じて、乙に協力を要請する。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、甲の災害情報通信活動に協力する。

３　乙が災害状況により緊急を要すると判断し、前項の要請を待たずに災害情報通信活動を行う場合には、甲に対し、事前に通知をし、甲の承認を得るものとする。ただし、事前に通知をすることができない正当な理由がある場合には、この限りではない。

４　前項ただし書きにより、事前に甲の承認が得られないときには、乙は、事後に報告をし、甲の承認を受けるものとする。

５　甲は、前項の承認をした場合には、乙の災害情報通信活動を遡って承認したものとする。

（統　制）

第３条　乙は、この協定に基づき、災害情報通信活動を行う時には、豊島区災害対策本部に設置する基地局の統制に従うものとする。

（従事者の損害補償）

第４条　第2条に基づく災害情報通信活動に従事したことにより、乙の従事者が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（平成17年豊島区条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（平常時の訓練）

第５条　甲は、乙が平常時に行う円滑な災害情報通信活動に寄与する通信訓練等に協力するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、締結の日から平成28年３月31日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲乙双方から意思表示がない場合は、さらに1年間継続するものとし、以後もこの例による。

（協　議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２７年3月１６日

甲　　豊島区東池袋一丁目１８番１号

豊島区長　　高　野　之　夫

乙　　豊島区上池袋二丁目３５番４号

豊島区アマチュア無線協議会

代表幹事　　平　野　幸　男

137. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定（株式会社ゼンリン）

豊島区（以下、「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下、「乙」という。）は、災害時における、地図製品等の供給等に関して、以下のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、以下各号の事項を趣旨とする。

（１）　甲の区域内で大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が豊島区地域防災計画に基づく対策本部を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定める。

（２）　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、区民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　住宅地図　豊島区全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。

（２）　広域図　　豊島区全域を収録した乙の広域地図をいう。

（３）　ZNET TOWN　乙の住宅地図インターネット配信サービス ZNET TOWN をいう。

（４）　ID 等　　ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードをいう。

（５）　地図製品等　住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称をいう。

（利用）

第３条　地図製品等の利用は次の各号に該当する場合とする。

（１）甲が豊島区地域防災計画に基づく水防本部（Ｂ班態勢）を設置したとき。

（２）甲が豊島区地域防災計画に基づく災害対策本部を設置したとき。

２　甲は、前項各号に基づき対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

（１）地図製品等の閲覧

（２）甲乙間で別途協議のうえ定める、期間及び条件の範囲内での地図製品等の複製

３　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

４　甲は、第２項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、別紙「ZNET TOWN利用約款」に記載の条件に従うものとする。

（地図製品等の利用手続）

第４条　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別紙「物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合、甲は電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は地図製品等を供給するときは、甲に別紙「物資供給報告書」を提出するものとする。

（地図製品等の供給及び貸与）

第５条　乙は、甲が第３条第１項各号に定める対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給する。

２　地図製品等の搬送にかかる経費は、乙の負担とする。

３　地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定する。

４　乙は甲に対し、第１項に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後、甲乙で別途定める時期及び方法により、乙が別途定める数量の住宅地図、広域図の提供及びID等の貸与を行うものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

（地図製品等の管理）

第６条　甲は、第５条第４項の規定に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。なお、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

２　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管及び管理状況を確認することができる。

（情報交換）

第７条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第８条　本協定の有効期間は、本協定の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない場合、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２８年１０月　６　日

甲　豊 島 区 長　　高　野　之　夫

乙　東京都千代田区西神田一丁目１番１号
オフィス21ビル8階
株式会社ゼンリン　東京エリア統括部
統括部長　　園　田　孝　司

138. 地域貢献型広告に関する協定（東電タウンプランニング株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社東京総支社（以下「乙」という。）とは、豊島区における地域貢献型広告（以下「広告」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊島区内に広告を掲出することにより区民及び来街者等に対し、地域に必要な公共的な情報を発信することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）地域貢献型広告　乙の実施している電柱広告事業において、民間企業などの電柱広告（巻広告）と併せて地域の公共的な情報を掲載するものをいう。

（２）公共的な情報　防災関係、防犯関係、環境美化関係、公共施設案内、または甲の実施する事業に関するもの等で甲の指定する情報をいう。

（３）広告主　本協定の趣旨に賛同する民間企業などをいう。

（甲の協力）

第３条　甲は、目的の実現に向け広告の掲出のために必要な情報を乙に提供するものとする。

（乙の業務）

第４条　乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

（１）この協定の趣旨にかなう広告主を募り、広告の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

（２）掲出した広告に関する維持管理および住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。

（３）広告の新設、移動及び撤去(広告主の解約)については、甲へ適宜通知する。また、広告の掲出状況について、甲が求めるときに報告を行うこと。

（４）内容・施設等の変更により、広告の表示に訂正が生じた場合は、甲と協議のもと必要な処置を講ずること。

（広告の仕様）

第５条　広告の仕様は、別途定める「地域貢献型広告」デザインを基本とする。

２　第２条第１項２号にある公共的な情報の内容は、甲の担当部局と事前協議を行い、前項の広告の仕様を定める。

（広告の範囲）

第６条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告に掲載しない。

（１）法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの。

（２）公序良俗の反するものまたはそのおそれがあるもの。

（３）政治性のあるもの。

（４）宗教性のあるもの。

（５）社会問題についての主義主張があるもの。

（６）個人的宣伝に類するもの。

（７）美観風致を害するおそれがあるもの。

（８）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

（９）その他、掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第７条　広告の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙および広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項または協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定終了の通知をし、その通知を了承しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有するものとする。

平成３０年６月１日

甲　東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　高 野　之 夫

乙　東京都練馬区高松五丁目１１番２６号
東電タウンプランニング株式会社東京総支社
執行役員 東京総支社長　増 田　克 彦

139．災害時におけるドローンによる情報提供に関する協定書（城北ドローンオフィス株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）と城北ドローンオフィス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるドローンを用いた飛行撮影により収集した区内の被害状況等の情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（要請及び協力）
第２条　甲は、災害時において、乙の協力が必要と判断した時には、次に掲げる事項について、乙に対し協力を要請する。
（１）　災害現場の被害状況等をドローン飛行撮影による情報収集およびその情報提供
（２）　その他甲が必要と認める業務
２　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとし、当該業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。
３　乙は、第１項に掲げる支援の他、甲と協議し、可能な限り協力するものとする。

（支援に係る手続）
第３条　前条による要請は、「災害時支援要請書」（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該様式を提出するものとする。
２　乙は、前条の要請による業務の完了を「災害時活動報告書」（第２号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、前項の例による。

（費用負担）
第４条　第２条の要請に基づく乙の協力に係る費用は、別段の合意がない限り無償で行われるものとする。ただし、要した費用について、場合によって甲乙間の協議により決定することができる。

（損害補償）
第５条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。
２　当該業務の実施に伴い、乙および第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲乙協議して決する。

（有効期間）
第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（連絡責任者）
第７条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、書面により通知する。
２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手側に書面で通知する。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

令和　６年　８月　２１日

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
甲　　豊島区長　　高際　みゆき

東京都板橋区成増二丁目１番２０号
乙　　城北ドローンオフィス株式会社
代表取締役　宮本　拓

140．災害時における葬祭等に関する協力協定（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

豊島区（以下「甲」という。）と一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、豊島区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時に多数の被災者が集中的に発生した場合における、甲が行う遺体の迅速かつ円滑な応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給および遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求める時の手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第２条　甲は、災害時に乙に対し次の業務を要請することとし、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

(1) 遺体の収容および安置に必要な資機材および消耗品の提供
(2) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
(3) 遺体の搬送用寝台車および霊柩車等による遺体搬送
(4) 遺体の安置に必要な施設の提供
(5) 甲が設置した避難拠点等における被災者に対する食事等の供給
(6) 帰宅困難者の一時的支援
(7) 前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第３条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し次に掲げる事項記載した災害時協力要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール等により行い、後日文書をもって処理することができる。

(1) 要請を行った者の職氏名および担当者氏名
(2) 要請内容
(3) 履行の期日（期間）および場所
(4) その他必要な事項

（業務の実施）

第４条　乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第２号様式）により、甲に報告する。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

２　甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第９条、災害救助法施行細則（昭和３８年規則第１３６号）第２条、別表第１に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で

決定するものとする。

（経費の請求）

第７条　前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一覧表等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条第１項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙の指定する支払先に対して速やかにこれを支払うものとする。

（災害補償及び損害賠償）

第９条　甲は、業務従事者が、業務実施中において負傷しまたは疾病にかかりもしくは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係わるものを除く。

２　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制および情報伝達体制の整備に努めるものとする。

２　乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年４月１日現在で甲に提出するものとする。

（災害時の情報提供）

第１１条　乙は協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（訓練への参加）

第１２条　乙は、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。ただし訓練の参加に関して、乙は原則として無償で行うものとする。

（有効期限）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年（２０２０年）３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項および疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年３月２９日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　　高 野　之 夫

乙　港区西新橋１丁目１８番１２号
ＣＯＭＳ虎ノ門６階
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会長　　山 下　裕 史

141．災害時における葬祭等に関する協力協定（全東京葬祭業連合会）

豊島区（以下「甲」という。）と全東京葬祭業連合会（以下「乙」という。）は、豊島区内に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める地震、風水害、その他の災害が発生した時（以下「災害時」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時に多数の被災者が集中的に発生した場合における、甲が行う遺体の迅速かつ円滑な応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給及び遺体搬送等（以下「業務」という。）を乙に求めるときの手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務の内容）

第２条　甲は、災害時に乙に対し次の業務を要請することができる。

(1)　遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の提供
(2)　遺体の搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
(3)　遺体の安置に必要な施設の提供
(4)　甲が設置した震災救援助等における被災者に対する食事等の供給
(5)　帰宅困難者の一時的支援
(6)　前各号に掲げるもののほか、特に甲から要請のあった事項

（要請手続）

第３条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し次に掲げる事項記載した災害時協力要請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール等により行い、後日文書をもって処理することができる。

(1)　要請を行った者の職氏名および担当者氏名
(2)　要請内容
(3)　履行の期日（期間）および場所
(4)　その他必要な事項

（業務の実施）

第４条　乙は、甲の指示に従い業務を実施するものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条の業務を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（第２号様式）により、甲に報告する。

（経費の負担）

第６条　第２条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

２　甲が負担する経費の価格は、災害発生の直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第２３条、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）第９条、災害救助法施行細則（昭和３８年東京都規則第１３６号）第２条、別表第１に基づく基準額を参考にして、甲、乙協議の上で決定するものとする。

（経費の請求）

第７条 前条の規定により甲が負担すべき経費については、乙は積算根拠を示す供給等業務実績一

覧表等を添付した請求書により甲に一括して請求するものとする。
２　乙が遺族等の要請により甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分に相当する経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）
第８条　甲は、前条第１項の規定に基づき乙から経費の支払の請求があったときは、乙の指定する支払先に対して速やかにこれを支払うものとする。

（災害補償及び損害賠償）
第９条　甲は、業務従事者が、業務実施中において負傷しまたは疾病にかかりもしくは死亡した場合で、かつ他の法令その他により補償を受けることができない場合は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年豊島区条例第38号）に基づき、これを補償するものとする。ただし、訓練に係わるものを除く。
２　業務の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙協議して定める。

（支援体制の整備）
第１０条　乙は、災害時における円滑な業務の協力が行えるよう、広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。
２　乙は、協力業務の円滑な実施を図るため、加盟会員名簿を毎年４月１日現在で甲に提出するものとする。

（災害時の情報提供）
第１１条　乙は協力業務中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（訓練への参加）
第１２条　乙は、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。ただし訓練の参加に関して、乙は原則として無償で行うものとする。

（有効期限）
第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年（２０２０年）３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の３箇月前までに甲または乙からなんらの申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、以後この例による。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年３月２７日

甲　　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　　高野 之夫

乙　　文京区目白台２丁目１４番１３号
全東京葬祭業連合会会長　酒井 政雄

杉並区梅里１丁目２１番４号
東都聖典協同組合理事長　酒井 政雄

文京区目白台２丁目１４番１３号
東京都葬祭業協同組合理事長　濵名 雅一

世田谷区上北沢４丁目３３番３号
山手葬祭協同組合理事長　亀井 喜一郎

三鷹市上連雀２丁目５番１５号(株)AZUMA内
東京多摩葬祭業協同組合理事長　小峰 敏夫

別記 第１号様式（第３条関係）（協定Ⅳ－１０９・１１０共通）

災害時協力要請書

年　　月　　日

様

豊島区長　　印

災害時における葬祭等に関する協力協定第３条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

１　要請書番号	№.
２　要請者及び担当者	【要請者】 所属　　氏名 電話　　FAX 【担当者】 所属　　氏名 電話　　FAX
３　要請内容	
４　履 行 期 日（期間）	
５　履 行 場 所	
６　備　　考	

別記 第２号様式（第５条関係）（協定Ⅳ－１０９・１１０共通）

災害時要請業務実施報告書

年　　月　　日

豊島区長

印

災害時における葬祭等に関する協力協定第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　要請書番号	№.
２　業務実施内容	
３　従事者氏名	所属　　氏名 電話　　FAX
４　備　　考	

142．災害時における遺体の搬送等に関する協定（東京都霊柩自動車協会、一般社団法人全国霊柩自動車協会）

豊島区（以下「甲」という。）と、東京都霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時における遺体の搬送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第１条 この協定は、豊島区内に災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第２条第１項に定める地震、風水害、その他の災害が発生し（以下「災害時」という。）、その災害により多数の死者が集中的に発生した場合における遺体の搬送について、甲が乙又は丙に対して霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（搬送要請等）

第２条 甲は、災害時に死者が出た場合において、乙に対し次の業務を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合には、甲は丙に対し直接搬送を要請することができることとする。

(1) 車両等による遺体の搬送に関すること。

(2) 遺体搬送及び遺体安置に必要なものの提供に関すること。

（拠点の確保及び火葬計画）

第３条　甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保する。

２　甲は、乙及び丙に対して「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都が作成した火葬計画により要請するものとする。

（要請手続）

第４条　甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（別記第1号様式）を提出する。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭、電話、ファックス、電子メール等により行い、後日文書をもって処理することができる。

(1)　要請を行った者の職氏名と、担当者名

(2)　要請の理由

(3)　要請する車両台数

(4)　履行の期日及び場所

(5)　搬送拠点の場所（所在地、施設名、連絡先）

(6)　その他必要な事項

（業務実施）

第５条　乙又は丙は、第２条に定める要請を受けた場合には、乙及び丙の会員又は構成員を派遣し、甲の指示に従い、業務を実施する。

（報 告）

第６条　乙又は丙は、前条の業務が終了したときは、災害時協力報告書（別記第２号様式）により、甲に報告する。

（費用の負担）
第７条　甲は、第２条に規定した甲の要請に基づき、乙又は丙が実施した業務の費用を負担する。
２　前項の甲が負担する費用は、災害発生の直前における関東運輸局長への届出運賃を基準として、甲乙丙協議のうえで決定するものとする。

（費用の請求）
第８条　乙又は丙は、前条第１項の費用について、乙又は丙の会員または構成員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。
２　甲の要請事項に加え、乙又は丙が遺族等の要請により応急救助の範囲を超える協力を行った場合、この部分に相当する経費は乙又は丙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（費用の支払い）
第９条　甲は、前条の規定に基づき乙又は丙から経費の支払の請求があったときは、乙又は丙に対して速やかにこれを支払うものとする。

（災害補償及び損害賠償）
第１０条　甲の要請に基づく業務の実施中に、乙又は丙の会員または構成員が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合、甲は、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、これを補償するものとする。
２　応援の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責について、甲、乙又は丙が協議して定める。

（支援体制・情報提供）
第１１条　乙又は丙は、災害時における円滑な搬送の協力が図られるように、広域応援体制及び情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
２　乙又は丙は、毎年４月に会員名簿（事業所名、所在、代表者氏名、電話番号が記載されたもの）を甲に対して提出するものとする。
３　甲又は乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、また協定の実効性を高めるため、定期的に協議を実施することができるものとする。

（協定に関する連絡責任者）
第１２条　この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては、総務部防災危機管理課長とし、乙又は丙にあっては、東京都霊柩自動車協会長とする。

（災害時の情報提供）
第１３条　乙又は丙は、搬送活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部長等に提供するものとする。

（職員の同乗等）
第１４条　災害対策本部長は、必要に応じ、乙又は丙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。
２　乙又は丙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、甲の職員の同乗を要請することができる。

（通 知）

第１５条　甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度乙又は丙に通知するものとする。

（有効期間）

第１６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３２年（２０２０年）３月３１日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

（協　議）

第１７条　この協定に定めのない事項及び解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年３月２７日

甲　豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　高　野　　之　夫

乙　東京都新宿区四谷三栄町１１－２０
東京都霊柩自動車協会
会 長　岡　　伸　二　郎

丙　東京都新宿区四谷三丁目2番地
一般社団法人全国霊柩自動車協会
会 長　小　西　　幸　治

別記 第１号様式（第３条関係）

災害時協力要請書

年　　月　　日

様

豊島区長　　印

災害時における遺体の搬送等に関する協定第３条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

１　要請書番号	№.
２　要請者及び担当者	【要請者】 所属　　氏名 電話　　FAX 【担当者】 所属　　氏名 電話　　FAX
３　要請の理由	
４　要請する車両台数	
５　履 行 期 日	
６　履 行 場 所	
７　搬 送 拠 点	所在地　　施設名 連絡先
８　備　　考	

別記 第２号様式（第５条関係）

災害時協力報告書

年　　月　　日

豊島区長

印

災害時における遺体の搬送等に関する協定第５条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　要請書番号	No.
２　業務実施内容	
３　従事者氏名	所属　　氏名 電話　　FAX
４　備　　考	

143．災害時における石油類等の優先供給に関する協定書（東京都石油商業組合 豊島支部）（現：東京都石油商業組合 都心支部）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、豊島区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき豊島区（以下「甲」という。）が災害時における民間協力計画の一環として、東京都石油商業組合豊島支部（以下「乙」という。）に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生した場合における区民の生活を確保するため、乙に対し、災害応急対策業務の協力を要請することができる。

２．前項の協力の範囲は、ガソリン、軽油、灯油、石油等（以下「石油類」という。）の供給とする。

（業務内容等）

第３条　甲は、災害時の実情に応じて、乙に対し地域防災計画に定める所管部長より業務内容、品名、数量、日時、場所等を指定して、石油類の供給を求めるものとする。

（石油類等の供給）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、万難を排し甲に石油類等を優先供給するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙の石油類等の供給に要した費用は甲が負担する。

（協　議）

第６条　この協定の解釈に疑義を生じた場合、又はこの協定の実施に必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑　則）

第７条　この協定は平成６年３月１日から適用する。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、おのおのその一通を保有する。

平成６年３月１日

甲　　豊島区
　　豊島区長　　加　藤　一　敏

乙　　東京都石油商業組合豊島支部
　　支部長　　寺　田　　実

144．災害時における石油燃料の優先供給に関する協定（東京都石油商業組合 都心支部）

（目 的）

第１条　この協定は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、豊島区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合都心支部（以下「乙」という。）が協力して、災害応急・復旧対策活動に必要な石油燃料の安定的な供給について必要な事項を定める。

（石油燃料の安定供給）

第２条　甲は、災害時において、乙に対し、次に掲げる施設または車両に対する石油燃料の供給等を要請する。

一　災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの

二　災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７６条に規定する緊急通行車両のうち別に定めるもの

三　前２号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に協力するものとする。ただし、実施細目に別段の定めがある場合は、この限りでない。

３　甲は、乙が前項に規定する協力を円滑に実施できるよう必要な措置を講じる。

（石油燃料の安定供給に係る費用の負担）

第３条　前条第２項の規定により乙が供給した石油燃料の対価および運搬に要する費用については、甲が負担する。

（石油燃料の調達方法等）

第４条　石油燃料の調達、保管、災害時の払出し等の方法、費用の負担等については、甲、乙が協議の上、別に定める。

（実施細目）

第５条　この協定の実施に必要な事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

（有効期限）

第６条　本協定の有効期間は、平成３１年４月１日から平成３２年（２０２０年）３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の３ヶ月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出がないときは、本協定はさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協 議）

第７条　この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に定めがない事項については、必要に応じて、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙および丙が押印の上、各１通を保有する。

平 成 ３ １ 年 ３ 月 ２ ６ 日

甲　　東京都豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　　高 野　之 夫

乙　　東京都千代田区永田町２丁目１７番１４号
東京都石油商業組合内
東京都石油商業組合　都心支部
支 部 長　　橋 本　毅 一

災害時における石油燃料の優先供給に関する協定細目

豊島区（以下「甲」という。）と東京都石油商業組合都心支部（以下「乙」という。）とは、災害時における石油燃料の優先供給に関する協定（以下「協定」という。）第５条の規定に基づき、次の条項により実施細目を締結する。

（趣旨）

第１条　この実施細目は、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（範囲）

第２条　協定第２条第２項により、乙が甲に対し石油燃料を供給する給油取扱所は、豊島区内で営業する乙に加盟する給油取扱所とする。

（石油燃料の供給開始）

第３条　協定第２条による災害対策上重要な施設および車両に対する石油燃料の供給等は、甲から乙に要請がなされ、乙がこれを受けた旨甲に回答した時点から開始するものとする。

２　協定第２条第２項に規定する、乙が甲への協力を要しない場合の別段の定めは次に掲げるとおりとする。

一　乙の施設または設備に被害が生じ、石油燃料が供給できないとき。

二　乙の施設の電力供給が絶たれ、石油燃料が供給できないとき。

三　乙の施設において従事する人員が確保できず、石油燃料が供給できないとき。

四　その他、甲、乙の協議により、石油燃料が供給できないと認められるとき。

（石油燃料の供給期間）

第４条　本協定に基づく石油燃料の供給を行う期間は、前条に規定する乙の回答の時点から、甲が乙に石油燃料の供給終了を通知する時点までの期間とする。

（情報の提供）

第５条　甲は、協定およびこの実施細目に基づく石油燃料の安定供給および備蓄を円滑かつ迅速に遂行できるよう、被災状況、交通規制の状況、施設周辺の被災状況、関係地域における災害対策活動の状況等に関する情報を収集し、乙および丙に適宜提供するものとする。

（災害対策上重要な施設のうち別に定めるもの）

第６条　協定第２条第１項第１号に規定する災害対策上重要な施設のうち別に定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一　甲（警視庁所管の警察署、東京消防庁所管の消防署その他これらに準じる施設を含む。）の施設

二　豊島区防災行政無線（ＩＰ無線を含む）が設置されている施設

三　甲が災害対策上必要とする施設として認めるもので、乙にあらかじめ通知したもの

２　乙は、協定第２条第２項の規定により、前項各号に掲げる施設に対して、甲の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。

（施設に対する石油燃料の輸送）

第７条　前条第１項各号に掲げる施設に石油燃料を供給する場合、当該施設までの石油燃料の輸送は、甲が行うものとする。

（緊急通行車両のうち別に定めるもの）

第８条　協定第２条第１項第２号に規定する緊急通行車両のうち別に定めるものは、次のとおりとする。

一　甲が災害対策上必要とする車両として認めるもの。

２　乙は、協定第２条第２項の規定により、前項１号に掲げる車両に対して、甲の要請を受けた時点の石油燃料の在庫状況等を踏まえて、可能な限り石油燃料を供給するものとする。

（燃料の備蓄保管）

第９条　別表に定める乙に加入する給油取扱所は、ガソリンおよび軽油を各々1,000 リットル備蓄保管するものとする。

（燃料の供給、給油方法）

第１０条　給油取扱所は、協定第２条に掲げる施設または車両に対して、石油燃料の供給または給油する場合は、あらかじめ甲が、乙と協議の上作成した専用チケットと引き換えに定量を提供するものとする。

（費用の負担）

第１１条　協定第３条により甲が負担する費用の額は、乙が第５条第２項および第７条第２項の規定により供給した石油燃料の量に、第２条に規定する給油取扱所より甲に対して別記様式災害時用石油燃料契約金額報告書により通知した災害発生時直近の災害時用契約金額を乗じて得た額とするものとする。

２　前項の費用の支払は、乙が作成した前項の積算に基づく請求書を、甲が受領した日から３０日以内に行うものとする。ただし、災害の状況等により、甲が前条で提出した専用チケットの写しおよび請求書を受領した日から３０日以内に支払をすることが困難である場合は、甲と乙とが協議の上、これを延長することができるものとする。

（備蓄等の費用）

第１２条　甲は、第８条に定める備蓄のための保管費用として、乙に対し、１給油取扱所あたり年間30,000円を支払うものとする。

２　前項の保管費用の支払いは半期毎に15,000円を、履行状況を確認した上で、乙に支払うものとする。

（備蓄等の報告および請求）

第１３条　乙は、前条第２項に定める履行状況について、９月末日および３月末日の状況を甲に報告するものとする。

２　甲は、前項の報告の内容について検査し、その内容が適正であると認めた場合に、前条第１項に定める費用を支払うものとする。

３　前項に基づく請求は、豊島区会計事務規則（昭和39 年6月30日豊島区規則第22号）に従う。

（給油取扱所の変更）

第１４条　乙は、別表に定める乙に加入する給油取扱所に変更が生じた場合は、甲に速やかに報告するものとする。

（備蓄等の手続き）

第１５条　甲と乙とは、石油燃料の備蓄および災害時の払出し等の業務を円滑に実施するため、必要な手順、連絡方法、情報提供等について、別途協議の上定めるものとする。

（補 則）

第１６条　この実施細目に疑義が生じたとき、またはこの実施細目に定めのない事項については、甲、乙が協議し別に定める。

この実施細目を証するため本書２通を作成し、甲、乙が押印の上、各１通保管する。

平 成 ３ １ 年 ３ 月 ２ ６ 日

甲　　東京都豊島区南池袋２丁目４５番１号
豊島区
豊島区長　　高 野　之 夫

乙　　東京都千代田区永田町２丁目１７番１４号
東京都石油商業組合内
東京都石油商業組合　都心支部
支 部 長　　橋 本　毅 一

別表（第9条関係）

災害時における石油燃料の優先供給に関する給油取扱所

No	系列	会社名	所在地	油種毎の 備蓄保管容量	自家発電機 の有無
1	出光	出光リテール 販売㈱	南長崎6－4－1	ガソリン：1,000 l 軽　　油：1,000 l	有
2	エッソ	ババウチ石油	南長崎5－4－3	ガソリン：1,000 l 軽　　油：1,000 l	有
3	昭和シェル	三栄石油㈱	要町2－17－1	ガソリン：1,000 l 軽　　油：1,000 l	有
4	エネオス	サントーコー	南池袋2－49－7	ガソリン：1,000 l 軽　　油：1,000 l	有
5	出光	東京燃料林産㈱	南池袋4－7－2	ガソリン：1,000 l 軽　　油：1,000 l	有
6	エッソ	中央石油㈱	東池袋4－41－18	ガソリン：1,000 l 軽　　油：1,000 l	有
7	エネオス	ダイヤ通商㈱ 巣鴨	巣鴨1－11－1	ガソリン：1,000 l 軽　　油：1,000 l	有

別記（第11条関係）

年　　月　　日

豊島区長

営業所名
代 表 者

災害時用石油燃料契約金額報告書

災害時における石油燃料の優先供給に関する協定細目第１１条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　営業所名	
2　平常時価格	レギュラーガソリン＿＿＿＿＿円／リットル 軽油　　＿＿＿＿＿円／リットル （　　年　　月　　日現在）
3　災害時価格	レギュラーガソリン＿＿＿＿＿円／リットル 軽油　　＿＿＿＿＿円／リットル （　　年　　月　　日現在）
4　緊急時連絡先	会社名　　担当者名 電話　　FAX

※ 2 平常時及び 3 災害時の石油燃料価格は、当月 1 日時点の価格とし、毎月豊島区に報告するものとする。

※ 2 平常時価格は、参考価格とし、通常の豊島区と各給油所との契約金額を妨げないものとする。

145．災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 城北支部）

災害時における物資等の緊急輸送業務の協力に関し、豊島区（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城北支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

記

（目　的）

第１条　この協定は、区内に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、豊島区地域防災計画に基づく応急対策の一環として、甲が災害対策用軽自動車の供給並びに物資等の輸送業務について乙の積極的協力を得ることにより、円滑な応急対策を実施することを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は、災害が発生し又は発生する恐れのある場合に物資等の緊急輸送をする必要が生じたとき、乙に対し、軽貨物自動車（以下「車両」という。）の供給並びに輸送業務の協力を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

３　前項の要請は、車両数、日時及び場所を指定し、その他必要な事項について文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理する。

（協　力）

第３条　乙は前条の要請を受けた場合、特別な事由がない限り車両の供給並びに物資等の輸送業務にあたるものとする。

（業務の継続）

第４条　乙の供給した車両が故障その他の事由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交替して、その供給を継続しなければならない。

（報 告 等）

第５条　乙は甲の災害対策本部に連絡所を設け、乙の供給した車両数、車庫待ち及び出庫数を確認するものとする。

（費用負担）

第６条　甲の要請に基づき、乙が応急対策業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

１　甲が使用した車両に係る使用料金及び車庫待料金

２　有料道路及び有料駐車場（以下「有料道路等」という。）の使用料金

３　その他甲が負担すべき費用

２　前項の定めによる費用負担に関し、前項１の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（請　求）

第７条　乙は業務終了後、甲の発行する雇上車使用認票をとりまとめて甲に提出し、その認定を受けたあと、使用料金、車庫待料金及び有料道路等の使用料金（以下「使用料金」という。）を甲に請求するものとする。

（損害賠償）

第８条　甲は、その責に帰する事由により使用中の車両を損傷し又は滅失したときは、乙に対し、その損害を賠償するものとする。

（従事者の損害補償）

第９条　甲は、使用中の車両の運転者が応急対策業務において負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和 41 年豊島区条例第 10 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（細　目）

第 10 条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第 11 条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定の有効期間は平成９年２月４日から平成 10 年３月 31 日までとする。ただし期間

満了の日の３ヵ月前までに甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

平成９年２月４日

甲　　豊島区
豊 島 区 長　　加　藤　一　敏

乙　　赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
城北支部長　　佐　藤　忠　生

146．災害時における応急対策用貨物自動車の供給並びに救援物資等の仕分け業務の協力に関する協定（社団法人東京都トラック協会 豊島支部）

災害時における応急対策及びその予防上に必要な貨物自動車の供給と救援物資の仕分け業務の協力に関し、豊島区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会豊島支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、区内に災害が発生し又は発生する恐れのある場合に、豊島区地域防災計画に基づく応急対策の一環として、甲が災害対策用自動車の供給と災害時に供給された救援物資等の仕分け業務の協力について乙の積極的協力を得ることにより、円滑な応急対策を実施することを目的とする。

（要　請）

第２条　甲は災害が発生しまたは発生する恐れのある場合に貨物自動車（以下「車両」という。）を調達する必要が生じたとき、乙に対し、車両の供給と災害時に供給された救援物資等の仕分け業務の協力を要請するものとする。

２　乙に対する甲の要請は、豊島区地域防災計画に定める担当部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものが行うことができる。

３　前項の要請は、車両数、派遣職員数、日時及び場所を指定し、その他必要な事項について文書で行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で行い、後日、文書をもって処理する。

（協　力）

第３条　乙は前条の要請を受けた場合、特別な事由がない限り、甲に対し車両と職員の派遣を供給するものとする。

（報告等）

第４条　乙は甲の災害対策本部に連絡所を設け、乙の供給した車両数、車庫待ち及び出庫数、派遣職員数を確認するものとする。

（費用負担）

第５条　甲の要請に基づき、乙が応急対策業務を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 甲が使用した車両に係る使用料金及び車庫待料金

(2) 有料道路及び有料駐車場（以下「有料道路等」という。）の使用料金

(3) 派遣職員の人件費

２　前項の定めによる費用負担に関し、前項(1)、(3)の額については、甲、乙協議のうえ別に定めるものとする。

（請　求）

第６条　乙は業務終了後、甲の発行する雇上車使用認票をとりまとめて甲に提出し、使用料金、車庫待料金及び有料道路等の使用料金（以下「使用料金」という。）、派遣職員の人件費を含め、その認定を受けたあと、応急対策業務にかかった費用を甲に請求するものとする。

（細　目）

第７条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協　議）

第８条　この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成 17 年７月 21 日から平成 18 年７月 20 日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに、甲乙双方から解約の意思表示がない場合は、さらに１年間継続するものとし、以後もこの例による。

甲と乙は、この協定を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成 17 年７月 21 日

甲　豊島区東池袋一丁目 18 番１号
豊 島 区 長　高　野　之　夫

乙　豊島区西池袋五丁目８番９号
社団法人　東京都トラック協会豊島支部
支 部 長　藤　元　茂　夫

147. 災害時における緊急輸送協力に関する協定（東京ハイヤー・タクシー協会 都北支部）

豊島区（以下「甲」という。）と東京ハイヤー・タクシー協会 都北支部（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（要請及び協力）

第２条　甲は、災害時において、乙の協力が必要と判断した時には、次に掲げる事項について、乙に対し協力を要請することができる。

①　傷病者、避難者、甲の職員、その他甲の指定した人員の輸送業務

②　物資及び資機材の輸送業務

③　災害の状況及び被害情報の収集

④　その他甲との協議により、乙が応じられる事項

２　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとし、当該業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（手続）

第３条　前条による要請は、「緊急輸送要請書」（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

２　乙は、前条の要請による業務の完了を「緊急輸送活動報告書」（第２号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、前項の例による。

（連絡責任者）

第５条　甲及び乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者を定め、書面により通知する。

２　前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手側に書面で通知する。

（費用負担）

第６条　甲は、第２条の要請により、乙が実施した業務に要した費用を負担するものとする。

２　前項の規定による甲の負担する費用の額は、当該災害発生時直前の認可された運賃又は料金を基準とし、甲乙協議して決する。

（費用の請求）

第７条　乙は、業務終了後、速やかに前条の費用を甲に請求する。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害補償）

第８条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年条例第 38 号）の規定に基づき、そ

の損害を補償する。
２　当該業務の実施に伴い、第三者に損害が生じたときは、その賠償の責務について、甲乙協議して決する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２８年１０月６日

東京都豊島区南池袋二丁目４５番１号
甲　豊島区長　高　野　之　夫

東京都豊島区池袋本町一丁目１２番１号
乙　東京ハイヤー・タクシー協会　都北支部
代表者　支部長　山　本　昇

148．帰宅困難者用備蓄物資等の緊急輸送業務の協力に関する協定書（日本通運株式会社　東京引越支店）

豊島区（以下、「甲」という。）と日本通運株式会社　東京引越支店　（以下、「乙」という。）とは、次の条項により豊島区地域防災計画の一環として災害時における帰宅困難者用備蓄物資等の緊急輸送業務の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の供給）

第１条　甲は乙に対し、その使用する日時及び場所を指定して事業用自動車の提供を求める。

２　乙は、甲の求めがあったときは、特別の理由がない限り、甲に対し事業用自動車を提供しなければならない。

３　前項の特別の理由には、災害対策基本法に基づく指定公共機関としての業務が含まれる。

（事業用自動車の供給手続き）

第２条　甲は、乙から事業用自動車の供給を受けたときは、速やかに雇上車運行依頼書兼運行実績報告書を乙に交付するものとする。

（運賃等）

第３条　甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金は、平成２６年　９月　　１日届出運賃に基づき、運賃に係る範囲の上限の運賃及び料金（その適用方を含む。）の時間制運賃料率表の運賃に１０％に相当する額を加算することとし、４時間制を特約しない場合は、８時間制によるものとする。なお、深夜・早朝・休日に係る各割増額についても同様の取り扱いとする。

２　前項の時間制運賃によることを適切としない場合については、距離制運賃としその適用について、甲乙協議して定めるものとする。

３　前１項の公示された範囲内の運賃及び料金が変更されたときは、その適用について甲乙協議して定めるものとする。

４　車庫待ち料金等公示された運賃及び料金に定めのない事項については、別紙「災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について」によるものとする。

（運賃等の支払）

第４条　乙は、甲の交付した雇上車運行依頼書兼運行実績報告書に必要事項を記入し、取りまとめて甲に提出し、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用する有料道路通行料、駐車使用料等をいう。以下同じ）を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に、運賃及び料金並びに実費負担額を支払わなければならない。

（事故等）

第５条　乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換してその供給を継続しなければならない。

２　乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（第三者に対する責任）

第６条　乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（賠償責任）

第７条　甲は、その責に帰する理由により、使用中の事業用自動車を損傷又は滅失したときは、乙に対しその損害を賠償する。

（災害補償）

第８条　甲は、使用中の事業用自動車の乗務員について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、「豊島区防災業務従事者損害補償条例」（昭和４１年豊島区条例第１０号）の定めるところによりその損害を補償する。ただし、当該乗務員が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けるとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受け入れたときは、同一の事故についてこれらの価格の限度において損害賠償の責を免れる。

（契約の有効期間）

第９条　この契約の期間は、契約確定日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、契約期間の３か月前までに、甲乙いずれからも解約の申出がないときは、更に１年間継続するものとし、以降もまた同様とする。

（協議）

第１０条　この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本書を２通作成しそれぞれ記名押印の上、その１通を保管する。

平成２８年　９月１５日

東京都豊島区南池袋二丁目４５番1号
甲　豊島区長　　高　野　　之　夫

中央区日本橋人形町二丁目２６番５号
乙　日本通運株式会社　東京引越支店
支店長　　阿　部　　直　人

別紙

災害応急対策用貨物自動車車庫待ち料金その他について

１　車庫待ち料金

時間制運賃率表の基礎額（４時間制を特約した場合は４時間制の基礎額、その他の場合は８時間制の基礎額）に７割を乗じて得た額とし、当該車庫待ち時間が時間加算額（8時間制の場合に限る。）、深夜早朝割増又は休日割増（以下、「加算額」という。）に該当する場合は上記基礎額に加算額を加えた額に７割を乗じて得た額とする。

なお、協議により運賃の内容が変更されたとき又は新たな運賃の届出がなされたときは、車庫待ち料金についてもそれにより算出するものとする。

２　車庫待ちから出庫した場合の運賃及び料金

車庫待ち料金と出庫の運賃をそれぞれ算出のうえ合算する。

３　荒天時等の運賃

荒天時その他これに類する状況下において出庫した場合は、時間制運賃率表の基礎運賃（運賃割増を含む。）の３割を最高限度とした金額を加算する。

４　その他

（１）車庫待ちから出庫した場合は、当該車庫待ちは以後解除されたものとする。

（２）車庫待ちから出庫の場合、着車に要する時間等は出庫稼動とする。

149．災害時等における輸送業務等の協力に関する協定（JP ロジスティクス株式会社）

豊島区（以下「甲」という。）とJPロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において、乙の協力が必要と判断した時には、第３条に掲げる事項について、乙に対し協力を要請する。

ただし、乙が東京都の管理する広域輸送拠点における緊急物資の受入場所の確保および荷役作業、東京都が指定する場所への緊急物資の輸送などを行う場合には、東京都の業務を優先する場合もある。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとし、当該業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

３　乙は、第１項に掲げる支援の他、甲と協議し、可能な限り協力するものとする。

（支援に係る手続）

第３条　前条による要請は、「災害時支援要請書」（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該様式を提出するものとする。

２　乙は、前条の要請による業務の完了を「災害時活動報告書」（第２号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、前項の例による。

（協力の内容）

第４条　前条に規定する協力の内容は、次に掲げる業務とする。

（１）甲が管理する備蓄物資の救援センター、補助救援センター、福祉救援センター（以下「避難所等」という。）その他甲が指定する場所への輸送

（２）支援物資および甲が調達する物資（以下「支援物資等」という。）の地域内輸送拠点から避難所等への輸送

（３）甲が管理する地域内輸送拠点における物資の荷卸し、仕分け、登録、分配および積込み並びに保管および在庫の管理その他の運営（以下「荷役作業等」という。）

（４）乙又は乙の関係団体が管理する施設の地域内輸送拠点としての提供

（５）乙又は乙の関係団体が管理する施設における支援物資等の一時保管

（６）輸送および荷役作業等に必要な要員の甲への派遣および資機材の提供

（７）その他甲乙が協議し、協議が整った事項

２　甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

（１）乙又は乙の関係団体が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章、緊急通行車両確認証明書および災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行に対する支援

（２）乙の車両への燃料の優先供給

（３）罹災状況に係る情報の提供

（費用負担）

第５条　甲の要請により乙が行った第３条各号に掲げる業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、法令等の定めがあるものを除くほか、甲が実施する災害応急対策業務の開始直前の次に掲げる価額を基準とし、甲乙協議のうえ速やかに決定する。

（１）輸送に係る費用については、実勢相場相当を基準とした価額

（２）荷役作業に係る費用については、当該作業に関わる人員の日当相当額

（３）第３条第４号および第５号の施設における保管料については、実勢相場相当を基準とした価額

（費用の請求および支払い）
第６条　乙は、甲との協議が整った後、前条第１項に規定する費用について、その代金を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）
第７条　物資の輸送および荷役作業等の際に生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担については、乙が負うものとする。

（従事者の損害補償）
第８条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成17年条例第38号）の規定に基づき、その損害を補償する。

（秘密の保持）
第９条　甲および乙は、この協定に基づく業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。業務が終了した後もまた同様とする。

（訓練）
第１０条　乙は、甲からの要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとし、協力するものとする。

（協定期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本協定締結の証として、本書２通を作成し、双方押印の上、各１通を保有する。

令和６年１２月６日

（甲）　豊島区南池袋二丁目45番1号
豊島区長　　高際　みゆき

（乙）　東京都千代田区大手町二丁目3番1号
JPロジスティクス株式会社
代表取締役　　安達　章

150. 災害時等における輸送業務等の協力に関する協定（一般社団法人 AZ-COM ネットワーク）

豊島区（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM ネットワーク（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、豊島区内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において、乙の協力が必要と判断した時には、第４条に掲げる事項について、乙に対し協力を要請する。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとし、当該業務が完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

３　乙は、第１項に掲げる支援の他、甲と協議し、可能な限り協力するものとする。

（支援に係る手続）

第３条　前条による要請は、「災害時支援要請書」（第１号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該様式を提出するものとする。

２　乙は、前条の要請による業務の完了を「災害時活動報告書」（第２号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、前項の例による。

（協力の内容）

第４条　第２条に規定する協力の内容は、次に掲げる業務とする。

（１）甲が管理する備蓄物資の救援センター、補助救援センター、福祉救援センター（以下「避難所等」という。）その他甲が指定する場所への輸送

（２）支援物資および甲が調達する物資の地域内輸送拠点から避難所等への輸送

（３）甲が管理する地域内輸送拠点における物資の荷卸し、仕分け、登録、分配および積込み並びに保管および在庫の管理その他の運営（以下「荷役作業等」という。）

（４）物資拠点の提供及び運営

（５）輸送および荷役作業等に必要な要員の甲への派遣および資機材の提供

（６）乙が調達した応急生活物資の提供

（７）その他甲乙が協議し、協議が整った事項

２　甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

（１）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章、緊急通行車両確認証明書および災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行に対する支援

（２）乙の車両への燃料の優先供給

（３）罹災状況に係る情報の提供

（費用負担）

第５条　甲の要請により乙が行った第３条各号に掲げる業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の規定による費用は、法令等の定めがあるものを除くほか、甲が実施する災害応急対策業務の開始直前の価額を基準とし、甲乙協議のうえ速やかに決定する。

（費用の請求および支払い）
第６条　乙は、甲との協議が整った後、前条第１項に規定する費用について、その代金を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）
第７条　物資の輸送および荷役作業等の際に生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担については、乙が負うものとする。

（従事者の損害補償）
第８条　甲の要請に基づき、乙が当該業務に従事したことにより、当該業務従事者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、豊島区防災業務従事者損害補償条例（平成 17 年条例第 38 号）の規定に基づき、その損害を補償する。

（秘密の保持）
第９条　甲および乙は、この協定に基づく業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。業務が終了した後もまた同様とする。

（訓練）
第１０条　乙は、甲からの要請があったときは、甲の実施する防災訓練に参加するよう努めるものとし、協力するものとする。

（協定期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３か月前までに甲乙から何らの申出がない場合は、さらに１年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

甲と乙とは、本協定締結の証として、本書２通を作成し、双方署名捺印の上、各１通を保有する。

令和７年６月１７日

（甲）　東京都豊島区南池袋二丁目 45 番 1 号
豊島区長　　高際　みゆき

（乙）　東京都千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビル本館 5 階

一般社団法人 AZ-COM ネットワーク
理事長　　和佐見　勝